

平成28年9月6日開会

平成28年9月16日閉会

平成28年第7回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

平成28年第7回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月6日(火) から9月16日(金) までの11日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月 6日	火	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月 7日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計ほか) 3 議案の上程、説明 (条例改正、補正予算ほか)
第3日	9月 8日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託
第4日	9月 9日	金	午前9時	休 会(本会議) 特別委員会(ごみ・温泉・学校) 午前9時～
第5日	9月10日	土		休 会
第6日	9月11日	日		休 会
第7日	9月12日	月	午前9時	休 会(本会議) 総務厚生常任委員会 午前9時～ 産業常任委員会 午後1時～
第8日	9月13日	火		休 会
第9日	9月14日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問 議会全員協議会 本会議終了後
第10日	9月15日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第11日	9月16日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

平成28年第7回和気町議会定例会目次

◎第1日 9月6日(火)	1
◎第2日 9月7日(水)	15
◎第3日 9月8日(木)	25
◎第9日 9月14日(水)	79
◎第10日 9月15日(水)	103
◎第11日 9月16日(金)	129

平成28年第7回和気町議会会議録(第1日目)

1. 招集日時 平成28年9月6日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月6日 午前9時00分開会 午後1時20分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 安 東 哲 矢 9番 当 瀬 万 享
11番 柴 田 淑 子 12番 草 加 信 義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 橘 誠
総 務 部 長 岡 本 裕 之 総 合 政 策 監 小 西 哲 史
危 機 管 理 室 長 則 枝 日 出 樹 ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一
地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之 税 務 課 長 桑 野 昌 紀
民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明 生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克
健 康 福 祉 課 長 永 宗 宣 之 介 護 保 険 課 長 大 石 浩 一
産 業 建 設 部 長 南 博 史 産 業 振 興 課 長 万 代 明
地 域 審 議 監 竹 中 洋 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行 代 表 監 査 委 員 宇 高 進
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	4 番 山本泰正 5 番 尾崎忠信
日程第 2	会期の決定について	11 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 4 号 平成 27 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
日程第 5	議案第 67 号 平成 27 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 68 号 平成 27 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 69 号 平成 27 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 70 号 平成 27 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 71 号 平成 27 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 72 号 平成 27 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 73 号 平成 27 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 74 号 平成 27 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 75 号 平成 27 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 76 号 平成 27 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 77 号 平成 27 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 78 号 平成 27 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 79 号 平成 27 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 80 号 平成 27 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第81号 平成27年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第82号 平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	平成27年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	宇高代表監査委員 報告
日程第6	議案第67号 平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長（草加信義君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第7回和気町議会定例会を開会いたします。

なお、上下水道課の豊福課長が病気療養中のため欠席をいたしておりますので、ご了承願います。

また、山陽新聞社より写真撮影の申し出がございますので、許可をいたしております。ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（草加信義君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長（草加信義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 山本泰正君及び5番 尾崎忠信君を指名いたします。

(日程第2)

○議長（草加信義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

ここで、去る8月30日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 尾崎君。

○議会運営委員長（尾崎忠信君） 皆さん、おはようございます。

去る8月30日火曜日午前9時から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会委員全員、執行部からは町長、副町長、担当部・課長が出席し、平成28年度第7回和気町議会定例会の会期、日程、案件等を協議いたしました。その結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、9月6日火曜日から9月16日金曜日までの11日間に決定いたしました。

日程につきましては、配付のとおりであります。

日程第1日として、9月6日火曜日、会期の決定、町長、議長の諸般の報告、議案の上程、全会計の決算審査の報告を行います。続いて、説明を一般会計について行います。なお、本日午後1時が一般質問通告期限となっております。

日程第2日、9月7日水曜日午前9時から本会議を行います。特別会計と公営企業会計の説明、それから議案の上程、説明を行います。これは条例改正と補正予算ほかでございます。本会議終了後、議会運営委員会を開きます。

日程第3日、9月8日木曜日午前9時から本会議を行います。議案の質疑、委員会の付託を行います。

日程第4日、9月9日金曜日、本会議は休会でございます。午前9時からごみ、温泉、学校の特別委員会を行います。

日程第5日、9月10日土曜日、日程第6日、9月11日日曜日、休会といたします。

日程第7日、9月12日月曜日、本会議は休会でございます。午前9時から総務厚生常任委員会、午後1時から産業常任委員会を行います。

日程第8日、9月13日火曜日、休会といたします。

日程第9日、9月14日水曜日、本会議を午前9時から開きます。一般質問でございます。本会議終了後、議

会全員協議会、またその終了後、議会運営委員会、これは委員長報告の調整を行います。それが終わりますと、議会広報編集委員会を開きたいと思います。

日程第10日、9月15日木曜日、本会議を午前9時から行います。一般質問を行います。

日程第11日、9月16日金曜日、本会議を午前9時から開きます。委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） 今委員長の報告をいただいたんですが、第9日、9月14日の一般質問ですけど、議会運営委員会のときはこれが昼までで終わって、13時から後の会議を開くという報告だったんですけど、今それがなかったように思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（草加信義君） 議会運営委員長 尾崎君。

○議会運営委員長（尾崎忠信君） そういう議論はいたしました。しかし、議事進行上そこらあたりが議長の判断で変わることがあるかもしれないので、予定として一応そういうふうにしております。この議会全員協議会につきましては、地方創生推進交付金と地域おこし協力隊等の取り組み、そして総合教育会議についての報告を受けようと思っております。案件がかなりありますので、予想としては1時にはなろうと思っておりますが、それが少し繰り上がることもあり得るということで、あえて時間は入れませんでした。

（7番 広瀬正男君「わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） 7番 よろしいか。

（7番 広瀬正男君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月16日までの11日間に決定いたしました。

（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いいたします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

心配していただきました台風12号につきましては、温帯性低気圧の関係で一安心といったところでございます。

それでは、本日ここに、平成28年第7回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早速のご参集を賜りまことにありがとうございます。

さて、7月29日に開催いたしました第6回議会臨時会以降の諸般の報告について申し上げます。

初めに、中国上海市嘉定区のサマーキャンプについてであります。世界から8カ国の嘉定区の関係の子供たちが招かれまして、そのうち和気町から和気閑谷高校の生徒2名が8月1日に中国に出発し、友好都市嘉定区の青少年と異文化交流を行い、日本では体験することのできない生の英会話に触れる勉強等を行い、8月9日に帰国いたしました。そして、8月24日に帰国表敬訪問を受けたところであります。

次に、8月2日に、国道374号整備、吉井川中流地区河川改修、美作岡山道路整備促進期成会の合同により、国土交通省及び岡山県選出の国会議員に対しまして早期完成の要望活動を行ったところであります。

次に、8月4日、地域公共交通会議を開催し、和気町福祉バス（佐伯～熊山便）及び赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）の登録更新について承認されました。また、平成28年度及び29年度において策定いたします和気町地域公共交通網形成計画の概要及び今後のスケジュール等についても承認されました。今後も、この交通会議を通じて公共交通ネットワークの再構築に向けて協議をまいります。

次に、8月5日、和気町地域見守り・支え合いネットワーク推進事業に関する第1回の協定締結式を開催し、金融機関、郵便局、宅配サービス業者等13事業者と見守り協定を締結いたしました。これにより地域における高齢者等の見守り活動がより強固になり、高齢者等が住みなれた地域で安心して生活できる体制の一助になればと考えております。

次に、8月6日、佐伯中学校グラウンドにおいてさえきふるさと夏祭りが開催され、S-1グランプリやステージイベント、打ち上げ花火等で約3,000人の観客が盛り上がったところであります。

次に、8月8日、和気鶴飼谷温泉において備前東部広域営農団地農道整備事業推進協議会総会と、県道和気・吉井線整備促進期成会が開催されました。昨年11月に2市1町で関係する備前東部地区（熊山～和気～吉永間）が開通され、残された未開通区間についても鋭意推進しているところであります。なお、未整備区間については、市、町単独区間となりますことから、備前東部広域営農団地農道整備事業推進協議会は9月30日をもって、また当初の目的を達成した県道和気・吉井線整備促進期成会は今年度をもって解散することが承認されました。

次に、8月16日に、幻想的かつ壮大な火の祭典、第30回和文字焼きまつりが開催され、夏の風物詩として約3万5,000人を超える観客の胸に「和」の文字が刻まれたところであります。

次に、8月17日に、株式会社ベネッセコーポレーションとClassi（クラッシー）株式会社との3者による包括連携協定を締結いたしました。町内の教育環境を整備し、更なる教育水準の向上を図るため、相互に連携協力し、地方創生に向けた教育の振興及び人材育成などに努めてまいります。

次に、8月22日に、備前県民局管内トップミーティングが開催され、共通課題として「新晴れの国おかやま生き生きプラン」策定に向けた意見交換や各市町の個別課題についての意見交換がなされました。和気町からは、住宅施策として老朽化した県営住宅泉団地の建て替えの検討を早急に行うよう要望いたしました。なお、新たな建設用地としてできるだけ和気駅周辺で確保したいと考えており、人を呼び込む魅力あるまちづくりの推進に向けて県として国及び県の住宅環境整備事業の施策、補助金等の創出に取り組んでいただきたく強く要望したところであります。

また、和気町に最近熊が出没するようになり、県として、美作地域だけでなく、東備地域で熊対策に鋭意取り組んでいただくよう要請したところであります。

次に、8月25日、ローソン和気町佐伯店のオープンに先駆け、完工式が開催され、これまで個人商店はあるものの、コンビニを含めスーパーがなかった和気町佐伯地域での待望の出店であり、和気町の出店支援補助制度による適用第1号の店舗であります。

次に、8月23日、和気町総合教育会議を開催いたしました。英語特区の申請及びALTの配置について、県

学力テストの結果報告、来年4月1日からの学校・園再編整備に伴う小学校学級編制基準の見直し等についてを議題とし、協議がなされ、承認されたところであります。今後も、和気町教育大綱に掲げます「共に生きる 心豊かで たくましい人づくり」を基本方針に、学校教育と社会教育の連携のもと、学校、家庭、地域が一体となって教育環境の醸成に努めてまいります。

次に、8月27日、第18回和気鶴飼谷温泉夏祭りを開催いたしました。カラオケ発表会やダンスパフォーマンスなどが行われ、町内外から約3,500人が来場され、にぎやかな夏のイベントとなりました。

次に、8月28日に開催しました第35回りんご祭りについてであります。事前の天気予報では当日の天気は雨であったため三保高原での開催が危ぶまれていましたが、当日は曇り空でありましたが多くの方々来場され、各種のイベントも予定どおり開催することができ、本年は台風の接近もなく、観光りんご園も当日からオープンとなり、昨年と同程度のりんご狩りの入園でありました。また、今年のリんごは味も好評で、秋の味覚を満喫されたところであります。なお、りんご狩りは10月中旬まで楽しめる予定であります。

次に、8月29日、秋の交通安全県民運動への取り組みに向けて、交通安全対策協議会を開催いたしました。今月9月21日から9月30日まで平成28年度秋の交通安全県民運動が展開されます。「あの道 この道 慣れた道 安全確認 もう一度」をスローガンに、子供と高齢者の交通事故防止を最重点目標に交通事故死ゼロを目指した交通安全県民運動を実施してまいります。なお、本年につきまして和気町の交通状況でございますが、死者は今のところ出ておりません。備前署管内では1名の死者、そして昨日備前市でまた交通事故があつて、この状況についてはまだ十分掌握はされておられません。

なお次に、8月29日から30日にかけての大雨の状況についてであります。台風10号の影響により、29日午後3時から午後1時頃にかけて、和気町では約90ミリの雨量となりました。役場本庁舎では、午前6時から1時間当たり33.5ミリの雨量を記録しましたが、町内の農林土木施設、その他一般の被害の状況は報告はありませんでしたので、今後土木農林等の事業等で発生を発見すれば、対象事業として採択していかねばいけないなというように思っております。

次に、9月1日に、和気町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、昨年10月に策定した「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み状況の報告や見直しになどについて有識者の方からご意見をいただいたところであります。

次に、和気町のふるさと納税についてであります。この制度は地域経済の活性化、和気町のPRを目的に制度を向上させるとともに、返礼品を充実させることで他の市町村との差別化を図ってまいりました。平成27年12月1日から返礼品の対応を開始し、町内の取扱業者に対して積極的に返礼品の提供をお願いしております。また、本年度から少額寄附及び高額寄附に対する返礼品の枠を増設するとともに、2年連続して3万円以上の寄附をしていただいた方に対し、特典として5,000円相当の品を上乗せして返礼するリピーター制度の導入や公営塾の運営など教育の町和気を目指した取り組みを目的としたクラウドファンディングの実施等、新たな取り組みでふるさと納税の推進を図っているところであります。更に、ふるさと納税開始時期の関係で、昨年は取り扱えなかったぶどうやももを本年度はふるさと納税の返礼品として追加していることが好評で、多くの方から申し込みをいただいているところであります。なお、ふるさと納税の寄附件数及び金額であります。平成27年度は640件、2,376万2,013円で、平成28年8月末現在では1,409件の2,538万6,000円であります。

最後に、平成27年度の決算状況であります。一般会計の実質収支は2億9,275万円と、前年度に比べて2億5,050万円の増額となりました。財政調整基金への積み立てを含めると、実質単年度収支は2億7,464万円の黒字となっております。財政調整基金につきましては、2,414万円を積み立てて、定額運用基金を除く基金全体の現在高は40億317万円となっております。

一方、一般会計の地方債現在高については2億5,001万円増加し、76億5,901万円になっております。また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べまして3億7,792万円減少し、176億3,842万円となっております。

次に、普通会計の財政指標であります。経常収支比率は1.4ポイント改善して94.8%、実質公債費比率は1.6ポイント改善して14.1%となっております。また、将来負担比率は22.5ポイント改善して33.7%となっております。将来負担比率が改善された理由といたしましては、地方債現在高が減少したことと基金が増加したことが主な要因となっております。

実質公債費比率、将来負担比率とも改善し、財政状況は現時点では改善方向と言えますが、歳入面では、今年度、普通交付税の合併算定替えの縮減が始まり、本来の額である一本算定に向け年々減少してまいります。また、基礎数値である平成27年度国勢調査人口が大幅に減少したため、臨時財政対策債と合わせて、前年度に比べまして1億7,656万円の減額、一本算定となる平成33年には大幅な減額になる見込みであります。

こうした中で、歳出面では高齢化の進行に伴う扶助費等の増加傾向は継続しているため、事務事業の効率化、施設の統廃合など不断の努力を続け、交付税の削減に対応できる財政基盤を構築し、町民福祉サービスの維持、向上に努めていかなければならないと考えているところであります。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(草加信義君) 日程第4、報告第4号平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) それでは、本日提案いたしております報告第4号について提案理由の説明をいたします。

報告第4号の平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものです。

内容についてであります。平成27年度の和気町における実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額はなく、実質公債費率は14.1%、将来負担比率は33.7%となっており、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。また、資金不足比率については、各特別会計のいずれも資金不足を生じておりませんので、報告数値はございません。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(草加信義君) 次に、報告第4号の細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長(立石浩一君) 報告第4号説明した。

○議長(草加信義君) 以上で報告第4号の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(草加信義君) 日程第5、議案第67号から議案第82号までの各会計の決算認定16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) それでは、議案第67号から議案第82号までの平成27年度決算の認定16議案についてであります。別紙のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

平成27年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細については、お手元に配付しております明細書にかえさせていただきます。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者、各担当部・課長に説明させますので、ご審議、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、平成27年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高 進君） 改めましておはようございます。第7回の議会定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、平成27年度の決算の審査状況について報告させていただきます。

緑色の冊子の審査意見書の1ページをごらんください。

まず、第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計13件の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2といたしまして、公営企業会計2件の決算。

3といたしまして、基金として2件の基金運用状況が対象になります。

第2といたしまして、審査の期間でございますが、平成28年7月26日から8月9日までの間の7日間審査を行いました。

第3としまして、審査の方法でございますが、決算の審査は、町長から提出された平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施いたしました。

続きまして、2ページの第4といたしまして、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算書及びその附属書類の計数は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は決算書を初め関係諸帳簿、証拠書類等と照合し正確であるものと認めました。また、予算執行状況は、その目的に沿っておおむね適正に執行、処理されているものと認めました。

なお、事務審査の過程において、一部の書類に不備なものがございましたので、早急な改善を別途指示いたしました。

続きまして、1として決算の審査の概要及び意見でございますが、(1)で決算の総括、①の決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してありますとおりです。

3ページでございます一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差し引き8億3,963万7,911円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、翌年度に繰り越すべき財源が3,562万3,000円あるので、8億401万4,911円の黒字となっております。

次に、4ページでございますが、一般会計の概況です。収支差し引きで3億2,837万4,554円となっております。実質収支は翌年度に繰り越すべき財源が3,562万3,000円ございますので、2億9,275万1,554円の黒字となっております。

歳入でございますが、各款別の収入済額において歳入総額に占める構成比率の高い順に、地方交付税47.5%、町税17.9%、町債10.3%等となっております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が25.1%、依存財源比率が74.9%となっており、自主財源比率が前年度より1.3ポイント減少しています。

次に、5ページでございます。

歳出の状況についてでございますが、各款別の支出済額において、支出総額に占める構成比の高い順に、民生費22.9%、土木費18.6%、総務費17.3%等となっております。

次に、(3)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の64.8%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの医療費保険者負担額は前年度より2万8,360円増の43万1,507円となっております。運営については、現在保健指導や健康教室、ジェネリック薬品の推進を含む啓もう活動による医療費抑制への取り組みを行っているが、更に計画的運営に努められたい。引き続き厳しい経済状況が続く中、収入未済額の縮減が見られるが、他会計とも連携を密にして一層の徴収に努めていただきたい。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

昨年より日笠診療所においては、診療体制を変更している。地域医療の重要性を鑑み、保健福祉医療の包括的な拠点施設として、町民に安心と信頼を享受できるよう一層の努力を期待しています。

次に、6ページの③後期高齢者医療特別会計ですが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

④介護保険特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

介護予防などの取り組みにより保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努め、収入未済額の縮減が見られるが、引き続き負担に対する公平性の確保ためにも、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして一層の徴収に努めていただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

本年度、管理浄化槽は昨年と同様22基で、うち1基は休止しております。

次に、7ページの⑥墓園事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

平成27年度末現在の管理区画数は410区画、うち3区画残があるが、県道拡幅に伴い整備された移転墓地の返却区間についても利用者を募集し、計画的な事業運営をしていただきたい。

⑦住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

収納率は極めて低く、返済計画の見直しを含めた回収業務に積極的に取り組んでいただきたい。

⑧農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

本年度の管理は、昨年同様5処理区と5処理場でした。

⑨駐車場事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

利用台数の大幅な増加は考えにくいことから、効率的かつ安定した運営に努めていただきたい。

次に、8ページ、⑩公共下水道事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていただきたい。使用料についても、収入未済額の縮減が見られるが、引き続き長期滞納にならないよう、他課と連携をとり、使用者負担の公平性を確保するためにもより一層の徴収に努めていただきたい。

⑪特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計と同様に、今後の事業執行に努めていただきたい。

⑫和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

温泉全体の取り組みとしての努力は認められる。地域密着型の施設であることから、経営の安定化に向けて宿泊利用客の増加のために地元企業の研修利用やイベントの活用などを積極的に行うとともに、休憩客数の増加に向けては、地元食材の活用や地元の諸団体への利用促進などを積極的に行い、収益の増加を図ることにより一層の鋭意努力をしていただきたい。今後も、能動的かつ効率的に事業改革を進めていただきたい。

次に、11ページの⑬和気ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

平成28年度から2カ年で実施する焼却施設解体事業を計画的かつ着実に進めていただきたい。

(4)として公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに収入、支出については記載のとおりでございます。

事業運営については、企業誘致に伴い給水収益の増額が見受けられるが、人口の減少や少子・高齢化などの人口構成の変化、節水型社会及び節水機器の向上等により、水需要の伸びが一般家庭において期待ができないため、維持管理等が最重要である。支出においては、減価償却費や老朽化施設の更新など、経費の増加が見込まれている。また、今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、企業としてより一層総合的・効率的な経営に努められ、安全・安心の水の供給を行い、健全な経営努力をしていただきたい。

簡易水道事業については、上水道事業同様に、今後も施設・設備が老朽化しており、維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。

両事業について、維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を上回っているため、今後の使用料金等を検討し、企業として健全な経営に努力をしていただきたい。

(5)といたしまして、基金でございますが、①土地開発基金と、②奨学資金及び入学一時金貸付基金でございますが、10ページのとおりとなっております。

11ページの第6で、財政分析として(1)から(4)の各表にまとめております。

財政分析としては、財政力指数が0.312で、昨年度より0.008ポイント改善しているが、その他の財政指標を見てみると、経常収支比率が94.8%で若干の改善が見られるが、依然として財政の弾力性の基準である70ないし80%を超えている。また、公債費比率は1.6%改善されている。一般的に財政の硬直化を招かない範囲であるとされる15%を若干であるが下回っている。

次に、12ページでございますが、監査委員の意見でございますが、まず収入未済額については一般会計・特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると6.7%、額にして2,203万2,140円減少し3億450万5,744円です。不納欠損処分については282万1,565円となっております。使用料、負担金等の収入未済額については、様々な対策が講じられ努力されているが、自主財源の確保、町民負担の公平性からも極めて重要であります。また、徴収体制を強化されているところではありますが、今後更なる未納額の増加が予想されることから、他課と協力し、徴収体制の強化に努めていただきたい。

今後とも、収入を確保し、負担の公平性を維持するため、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望みます。

未済額一覧につきましては記載のとおりでございます。

2として、公共施設及び公有財産についてでございますが、不使用財産の利用活用についても、今後十分検討されたいと思います。

公有財産の管理については、なお一層の適正管理が求められるとともに、活用が見込まれない財産については早急に処分等を行い、管理経費の削減と歳入の確保を図ることが重要な課題となっております。

町財政を取り巻く環境は厳しさを増す中、社会情勢や景気の動向も鑑みながら、財産の適正な管理と有効かつ有利な運用に努めていただきたい。

また、学校・園統廃合に伴い廃校となる施設の跡地利用も、地域の要望を十分に踏まえ、有効に活用されるように今後検討していただきたい。

最後に、13ページの第8で、まとめといたしまして、審査としてはいずれも正確で適正に処理されているものと認めました。

今回の決算を見ると、一般会計において厳しい財政状況が続いてきた中で、健全財政への立て直しに向けた様々な努力がなされているものと評価するものです。

本町の歳入は、景気の変動に大きく影響される個人町民税を中心とした町税が大きな役割を占めており、経済動向の不透明感とともに、今後増大する財政需要を考慮すると決して楽観は許されない状況であり、更に普通交付税が合併算定替により大幅な減額も予想されるため、できるだけ確実な中期財政見通しのもと確保できる財源に基づいた財政運営計画を早急に策定され、事業の選択と集中を徹底するとともに、効率的かつ効果的な財政運営を目指した行財政改革を推進し、将来にわたる健全財政の維持に努力していただきたい。

また、昨年10月に制定された「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果を検証され、深刻化している本町の人口減少に歯止めをかけるための施策を実行するとともに、「第1次和気町総合振興計画」で掲げている「人かがやき 共に支え合う 快適で 健やかなまち」の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上、非常に簡単でございますが、監査意見書とさせていただきます。

○議長（草加信義君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

宇高代表監査委員、大変ご苦勞さまでした。退席いただいて結構です。ありがとうございました。

次に、平成27年度決算に係る財政状況について説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 財政状況説明した。

○議長（草加信義君） ここで会場の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第6）

○議長（草加信義君） 日程第6、次に議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について、細部説明を求めます。

会計管理者 橘君。

○会計管理者（橘 誠君） 議案第67号説明した。

○議長（草加信義君） 20分まで暫時休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者が目の調子がすぐれませんので、とりあえず総務部長の方がかわって細部説明をいたしますので、ご了承願います。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 議案第67号説明した。

○議長（草加信義君） 1時まで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 議案第67号説明した。

○議長（草加信義君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時20分 散会

平成28年第7回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 平成28年9月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月7日 午前9時00分開議 午後1時43分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 安 東 哲 矢 9番 当 瀬 万 享
11番 柴 田 淑 子 12番 草 加 信 義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 橘 誠
総 務 部 長 岡 本 裕 之 総 合 政 策 監 小 西 哲 史
危 機 管 理 室 長 則 枝 日 出 樹 ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一
地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之 税 務 課 長 桑 野 昌 紀
民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明 生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克
健 康 福 祉 課 長 永 宗 宣 之 介 護 保 険 課 長 大 石 浩 一
産 業 建 設 部 長 南 博 史 産 業 振 興 課 長 万 代 明
地 域 審 議 監 竹 中 洋 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 68 号 平成 27 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 69 号 平成 27 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 70 号 平成 27 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 71 号 平成 27 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 72 号 平成 27 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 73 号 平成 27 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 74 号 平成 27 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 75 号 平成 27 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 76 号 平成 27 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 77 号 平成 27 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 78 号 平成 27 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 79 号 平成 27 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 80 号 平成 27 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 81 号 平成 27 年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 82 号 平成 27 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
日程第 2	議案第 83 号 和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定について	説明
	議案第 84 号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定について	説明
日程第 3	議案第 85 号 平成 28 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第86号 平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第87号 平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第88号 平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第89号 平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第90号 平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第91号 平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第92号 平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第93号 平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第94号 平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第95号 平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第96号 平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第97号 平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第98号 平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第99号 平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
日程第4	議案第100号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	説明
日程第5	議案第101号 工事請負契約の締結について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、議案第68号から議案第82号までの15件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 橘君。

○会計管理者(橘 誠君) 議案第68号・議案第69号・議案第70号説明した。

(4番 山本泰正君「議長、ちょっと休憩。動議で。記録に残らんとこで。せめて項目だけは呼んでもらわんと……」の声あり)

○議長(草加信義君) 動議が出たんで、賛成者。

[賛成者挙手]

○議長(草加信義君) 動議が提出されましたが、賛成者がおられますので、動議は可決されました。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) ちょっとわかりにくいんですけど。ええ参考資料で説明もあって理解はできたと思うんですが、議案ですから、一応議案順にやってもらわんと、委員会じゃないんで、本会議ですから、そのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(草加信義君) 暫時休憩といたします。

午前9時34分 休憩

午前9時36分 再開

○議長(草加信義君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

細部説明につきましては、議案第69号からお願いいたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長(岡本裕之君) それでは、議案第68号の平成27年度和気町国民健康保険特別会計の方の説明が終わりました。次に、議案第69号平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算書と、次の議案第70号平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきましては、先に会計管理者が説明させていただきましたので、省略とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第71号ということで、介護保険からやらせてもらっていいですね。

○議長(草加信義君) 暫時休憩といたします。

午前9時38分 休憩

午前9時39分 再開

○議長(草加信義君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長(岡本裕之君) 議案第69号・議案第70号・議案第71号説明した。

○議長(草加信義君) 場内の時計で、15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号・議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号説明した。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第81号・議案第82号説明した。

○議長（草加信義君） 場内の時計で、11時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第2）

○議長（草加信義君） 日程第2、議案第83号及び議案第84号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第83号及び議案第84号の2議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第83号の和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定についてであります。大規模災害発生時の被災地支援に対し、迅速かつ適切な支援が行えるよう関係条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号の和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定についてであります。国の多子世帯に係る保育料軽減特例措置の拡充及び県の第3子以降保育料無料化制度の施行に伴い、関係条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第83号及び議案第84号の2件について順次細部説明を求めます。

危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 議案第83号説明した。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第84号説明した。

（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、議案第85号から議案第99号の15件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第85号から議案第99号までの15議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第85号の平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に6,025万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ93億5,362万6,000円とするものであります。主な内容は、歳入では交付額の確定による交付税の増額、藤公園使用料の減額、地方創生推進交付金、結婚新生活支援事業補助金、公共土木災害復旧費補助金の国庫補助金の増額、基金の繰入金の

減額、前年度繰越金の増額、臨時財政対策債の減額、公共土木施設災害復旧債の増額の追加等で、歳出では企画費における片鉄沿線ウォーキング大会経費、結婚新生活支援補助金等に伴う増額、情報通信設備施設管理費における施設移転工事の増額、自治振興費における地域公共交通網形成計画策定業務委託料の減額、賦課徴収費における過年度分の過誤納還付金等の増額、保育所費における水道加入負担金の増額、農地費における耕地事業の維持工事費等の増額、道路維持費における道路維持工事費の増額、道路新設改良費における道路改良費の増額、住宅管理費における住み替えの対策等の修繕料の増額、排水路整備における委託料の増額、教育費、事務局費における不動産鑑定評価委託料等の増額、集会所管理費における日笠下集会所改修経費の増額、災害復旧費におきましては農業用施設、道路橋梁の増額となっております。

次に、議案第86号の平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ7,628万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ23億3,428万3,000円とするものであります。内容は、歳入では前年度繰越金等を追加し、歳出では総務費諸支出金及び予備費を追加するものであります。

次に、議案第87号の平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。日笠診療所勘定では、既定の予算に55万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,445万9,000円とするものであります。内容は、歳入では前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、塩田診療所勘定では、既定の予算に46万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ379万6,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第88号の平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に308万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,511万2,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第89号の平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保険事業勘定では、既定の予算に1,817万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億2,230万3,000円とするものであります。内容は、歳入では介護給付費負担金及び前年度繰越金の追加、歳出では償還金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第90号の平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に40万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ728万2,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第91号の平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に83万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,462万7,000円とするものであります。内容は、歳入では前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第92号の平成28年度和気町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は資本的収入及び支出の既存の予算にそれぞれ1,944万円を追加し、資本的収入の総額を1億611万5,000円とし、資本的支出の総額を1億2,666万7,000円とするものであります。内容は、収入において工事負担金の追加、支出において配水管布設工事費の追加であります。

次に、議案第93号の平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に41万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ204万8,0

00円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第94号の平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に468万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,351万5,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第95号の平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に44万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,965万9,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金の追加、歳出では一般管理費を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第96号の平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に460万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億9,148万円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、歳出で一般管理費を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第97号の平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に397万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,990万2,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第98号の平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に769万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億10万3,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第99号の平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に109万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億6,815万7,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第85号から議案第99号の15件について順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第85号説明した。

○議長（草加信義君） 場内の時計で、1時までで暫時休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第86号・議案第87号・議案第88号説明した。

○議長（草加信義君） 介護保険課長 大石君。

○介護保険課長（大石浩一君） 議案第89号説明した。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第90号説明した。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第91号説明した。

○議長（草加信義君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第92号説明した。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 議案第93号説明した。

○議長（草加信義君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第94号説明した。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第95号・議案第96号・議案第97号・議案第98号説明した。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第99号説明した。

（日程第4）

○議長（草加信義君） 日程第4、議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第100号の岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏を形成するため連携協約を岡山市と協議して締結するため、同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第100号の細部説明を求めます。

地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 議案第100号説明した。

（日程第5）

○議長（草加信義君） 日程第5、議案第101号工事請負契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第101号の工事請負契約の締結についてであります。平成28年度和気町クリーンセンター解体更新工事の工事請負を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 議案第101号の細部説明を求めます。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 議案第101号説明した。

○議長（草加信義君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分 散会

平成28年第7回和気町議会会議録（第3日目）

1. 招集日時 平成28年9月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月8日 午前9時00分開議 午後2時56分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲央
4番 山本 泰正 5番 尾崎 忠信 6番 西中 純一
7番 広瀬 正男 8番 安東 哲矢 9番 当瀬 万享
11番 柴田 淑子 12番 草加 信義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大森直徳 副町長 稲山 茂
教育長 朝倉健作 会計管理者 橘 誠
総務部長 岡本裕之 総合政策監 小西 哲史
危機管理室長 則枝日出樹 まち経営課長 立石 浩一
地方創生課長 野津浩之 税務課長 桑野 昌紀
民生福祉部長 青山孝明 生活環境課長 岡本 芳克
健康福祉課長 永宗宣之 介護保険課長 大石 浩一
産業建設部長 南 博史 産業振興課長 万代 明
地域審議監 竹中洋一 事業課長 岡本 康彦
教育次長 今田好泰 学校教育課長 藤原文明
社会教育課長 山崎 信行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 67号 平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 68号 平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 69号 平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 70号 平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 71号 平成27年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 72号 平成27年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 73号 平成27年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 74号 平成27年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 75号 平成27年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 76号 平成27年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 77号 平成27年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 78号 平成27年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 79号 平成27年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 80号 平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 81号 平成27年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 82号 平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
日程第 2	議案第 83号 和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定について	委員会付託
	議案第 84号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第3	議案第85号 平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第86号 平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第87号 平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第88号 平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第89号 平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第90号 平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第91号 平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第92号 平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第93号 平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第94号 平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第95号 平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第96号 平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第97号 平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第98号 平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
議案第99号 平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託	
日程第4	議案第100号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	委員会付託
日程第5	議案第101号 工事請負契約の締結について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

会議の前にお知らせします。

現在、和気町役場本庁舎におきまして、職場体験活動として和気中学校2年生4名を受け入れております。本日は、議会の傍聴をします。宇高愛菜君、岩井佑磨君、戸田美以那君、松本綾乃君、以上の4名ですので皆様にお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、これから議案第67号から議案第82号までの16件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

また、執行部の方は、質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明確な答弁をお願いいたします。

まず、議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず、12ページ、使用料及び手数料ですが、多目的公園の使用料。

条例では、別表に定める使用料を納付しなければならないと規定されております。また、施行規則では減免規定もございます。使用許可申請の際に減免申請を提出することとなっております。これ8月の中旬に事前に調査も依頼いたしました件でございますので、十分調査もしていただいていると思っておりますが、平成21年度にAが使用貸借した再生工房、この一角の約2分の1ほどを借りておりましたが、月額1万5,000円を徴収いたしております。数年間、私物の段ボール箱数十個、これは某個人のブログにも載っておりますが、2トン車1車分程度を数年間保管をいたしておりましたが、このあたりの手続がどうなっているのか。この際、いろいろ資料もいただいたんですが、37ページの多目的公園管理費の方でも出てくるんですが、これは歳入で申し上げたいと思います。

ビリヤード台の修繕料27万8,294円も支出いたしておりますが、使用料の徴収がございません。そこらあたりの手続がどうなっているのか。1点でございます。

それから次に、同じく美しい森の使用料192万7,800円、昨年とほぼ同額でございますが、地元管理会の方では、日直が朝8時半から5時までで日額2,000円、夜間管理4時から9時まで、これも2,000円というようなことで、数年間頑張ってこられたようですが、高齢化とともにこの管理会を28年度で解散したいというような要望があるようで、要望書も提出されたというふうに聞いております。町としてどのような意向を考えているのか。せっかくつくったすばらしい観光にもまた青少年の健全育成にも使える場所ではないかと思えますし、また美しい森へのふるさと林道、ここらあたり不法投棄に最適の場所になりかねない部分もありますので、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

それから、13ページ、教育使用料、B&G海洋センター使用料ですが3,100円、26年度が1万7,000円で、1万4,000円ほどの減になっております。昨年も、5月の連休など、希望があってもインストラクターがいなかったとかというような状況で断ったというようなことで、有効活用を強くお願いし、非常にいい

回答だったんですが、全く逆行しております。ここらあたりどのような改善がなされてこのような状況になったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、ちょっと多いんですが、31ページ、歳出ですが、委託料の行政不服審査関連3法委託業務365万3,000円。これ細部説明がすごく早く説明にいかれたんで、十分に理解できませんでした。

それから、33ページ、使用料及び賃借料でございます。土地借上料、佐伯ストアの借上料のように聞きましたが、このあたり。佐伯ストア、この今後の予定、現在の状況等をお聞かせ願いたいと思います。

それから、36ページのデマンドタクシー事業補助金です、2,994万7,118円。認定資料の15ページあたりとも関連するわけですが、これ全てにおいてあるんですが、これは全体的なことです。名称が出てくる資料によって全く違う。これは余りよろしくありません。ここではデマンドタクシー事業補助金、15ページでは和気あいあいタクシー運行状況。使い分けもいいんですが、わかりづらい。ちょっともとへ戻る話になりますが、多目的公園あたりも、条例では益原多目的公園になっておりますが、表現では鶴飼谷温泉多目的公園とか、そういう表現が今回提出の資料の中にも多々ありますので、ぜひこれは統一していただきたい。

本題に戻ります。21年度には2万9,248人、これが最高だったようですが、27年度では1万7,609人、1万1,639人も減少しております。この検証は当然しておられると思います。この検証結果をお尋ねしたいと思います。1人当たりの経費1,987円、タクシー補助あるいは白タクの制度等も検討に値するのではないかなというふうに思っております。

それから、53ページ、委託料でございます。焼却施設更新に係る発注仕様書作成業務委託料328万3,725円、それから焼却施設更新に係る発注者支援業務委託料592万49円、ここらあたりの関連あるいは内容等をお知らせ願いたいと思います。

それから、63ページ、これは観光費ですが、参考資料25ページの観光費とのかかわりもあるんですが、委託料、運営委託料あるいはイベント企画業務委託料、これは委員会の方へ詳細を提出をお願いしたいと思います。

それから、65ページ、認定資料26ページにもある部分なんですが、委託料の草刈委託料702万2,395円、これの路線名と詳細がわかるものを委員会へ提出をしていただきたいと思います。

以上、ちょっと数が多くなりましたが、よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

まず、12ページの多目的公園の使用料についてですが、多目的公園の使用料につきましては、27年度61万1,700円の収入を受けております。この内容としましては、ドーム全面使用ということで1時間2,000円、研修室が1時間300円、利用状況としましてはドームが8,685人……

（4番 山本泰正君「その辺はわかっていますから、聞いたことだけ回答してください」の声あり）

失礼しました。それでは、物品等の預かりについての質問でございました。確かに、ある方の薬草関係の標本物を倉庫において預かっておった経緯がございました。それについては、申しわけありませんが、使用料等は徴収はしてなかったのが実情でございます。

続きまして、ビリヤードについての使用料ですが、これについてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた回答させていただきます。

それから、美しい森の使用料の関係で、管理会からの要望書の提出それから管理会の委託料といいますが、賃金等の関係ですが、確かに美しい森管理会、木倉区、日笠下区、日笠上区の3区において管理をお願いしております現在、町としましても地元管理が一番理想と考えておるところでございます、今現実には9人程度で管理され

とるという状況ですが、実際には十六、七人必要と聞いております。今後、管理会を通じて日笠地域の方に各区宛てに協力依頼をして、手伝いができる方を増やしていけないかということを考えております。それで、難しい場合でしたら、その後はシルバー等の委託並びに指定管理等を検討していきたいと考えております。

○議長（草加信義君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 13ページのB&Gの使用料についてご説明いたします。

平成27年度は、議員がご指摘されたとおり、ゴールデンウイーク等は職員をつけて開館いたしました。使用人数は190人と増えておりますが、有料の料金で使用方法の方が昨年度は減りました。減った理由といたしまして、26年度は西大寺の大きな協会のグループがロマンツェの方を借りてB&Gの方の研修をしてくださいましたが、そのグループに声をかけましたが、昨年度は児島の方での研修ということで、和気の方には来てくださらなかったもので、一般の利用者の方がずっと減りましたので、使用料が減額いたしました。使用料の徴収と、海洋センターの利用者の拡大に今後努めていきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 決算書の31ページにあります委託料の中の行政不服審査関連3法委託業務365万3,000円のご説明をさせていただきます。

行政処分及び行政指導に関する手続について国民の権利、利益の保護の充実に資するため、行政手続の一部が平成27年4月1日施行されました。和気町も、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講じました。3法案の概要ですが、行政不服審査法案から行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、行政手続法の一部を改正する法律案の3つが改正をされました。それに伴いまして、和気町においても行政不服審査法の施行に伴う和気町の例規の整備が必要となりましたので、株式会社ぎょうせいに委託をお願いしまして、和気町の例規の全ての影響調査、洗い出し等を行っていただきました。それに伴って、和気町例規の改正及び精査結果の提案等もいただきました。それに伴って、和気町で例規の整理区分表、申請に対する処分一覧表、申請に対する処分個票等々の業務の一連の委託をお願いしまして、この行政不服審査法案に関連する整備を行ったものであります。

○議長（草加信義君） 地域審議監 竹中君。

○地域審議監（竹中洋一君） 失礼します。

33ページでございます。

使用料及び賃借料、土地借上料でございますが、佐伯地域の関係は、この646万8,409円のうち448万4,418円でございます。内訳は佐伯ストアの関係と庁舎の関係でございます。ご指摘の佐伯ストアの関係はお二方から土地を借り上げておまして、その額は33万9,000円でございます。庁舎の関係は、26名の方から借り上げをしておまして414万5,418円で、ご指摘の中の佐伯ストアの現状でございますが、現在ごく一部でございますが、佐伯地域の買い物支援事業の事務所として使っているほかは、現在空いております。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、決算書の36ページでございますが、デマンドタクシー事業補助金2,994万7,118円ということで、議員ご指摘のとおり、資料によって名称がまちまちになっております。全国的な考えでの事業名と和気町独自の運行スタイルの名称が使い分けされているということで、今後は資料提供の中で名称を統一していきたいと思っております。

なお、この事業につきましては、平成18年度の3月、和気エリアからスタートいたしまして、約10年がたとうということございまして、利用状況につきましては、特に27年度でそれまでと大きな変更があった点につきましては、スクール便を別枠として日笠便等を考えた関係があつての利用減と、日生運輸の方が9月末をも

って事業を撤退した関係がございまして、10月以降1便が減った関係もございまして利用状況がやや減ということになっております。この内容につきましては、運行経費につきまして認定資料の15ページの方へ内訳を書いております。トータル的な経費から利用料を引いた額等に補助しているわけでございます。状況につきましては、商工会を中心にタクシー業者とも話をとりながら、今後のあり方等も密に連絡をとっている状況ではございますが、利用者につきましても、当初から利用している方が、10年がたち、高齢化になり、自らデマンドタクシーを利用することが困難になっている方も出ている状況を確認しておりますので、今年度調査いたします公共交通の調査とあわせまして、現状を十分把握いたしまして、今後よりよい公共交通のあり方等を含めてデマンドタクシーの方向性も定めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 失礼します。

53ページの委託料の関係でございますが、焼却施設更新に係る発注仕様書作成業務委託料でございますが、これにつきましては、大きく項目といたしましては、今年度から実施をいたしますクリーンセンターの更新事業につきましての条件を1つは提示していただくという形で、具体的に申しますと、8時間で10トンのものを処理しなさいとか、それから焼却に伴います公害の防止基準を減しなさいとか、そういうようないろいろな条件を1点は提示していただくと、整理していただくということがございます。

それからまた、昨日、契約の関係でございましたが、議案書の30ページの方に参考資料として見積設計図書という募集について公募の形の方をつけておりますが、そういったものが各業者から出てまいりますが、この内容の点検、チェック等を行います。この発注仕様書の作成業務につきましては、一般のコンサルタントに委託して実施いたしました。

それから、その一番下にあります発注者支援業務につきましては、これは役場の立場に立って考えていただくという形で、公的な財団法人に委託をいたしております。内容的には、コンサルタントから提出される調査結果の精査、それから町が実施する監督業務につきまして、技術的、専門的な知識が必要となってまいりますので、そういう技術的、専門的立場からの支援をいただいております。

○議長（草加信義君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 63ページ、調査委託料について説明させていただきます。

この調査委託料は、ロマンツェ周辺の浄化槽の放流水の調査であります。

続きまして、運営委託料について説明させていただきます。

この運営委託料は、ロマンツェの指定管理の委託料でございます。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

65ページの草刈委託料の明細につきまして、産業常任委員会の方へ資料を提出させていただきます。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

最初の質問でありました多目的公園の減免申請の手続の関係ですが、その方の物品を保管しとったときの減免申請の手続は実際にはされておりました。

○議長（草加信義君） 4番 山本君、よろしいか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 多目的公園の使用料、当然入るべきものであると思ひますが、減免申請もせず、そういう個人のを、どういふかわりがあったんかわかりませんが、Aからは図面ももらっておりますが、1部屋の半分を使って月額1万5,000円を徴収し、恐らく私の思っている範囲では、契約も減免も何もしにこれ

3年ぐらい預かっと思ったんじゃないかと思います。これも堂々と、町を一部批判したようなブログが載ってありました。車へ荷物を積み込んでいる状況も見えました。これは目をつぶるというわけにはいかないんじゃないかと思いますので、そのあたりのトップの考えを聞きたいと思います。

それから、ビリヤードについては調査するということでしたが、正当にもらわなくてはいけないものはやっぱりもらっていただきたいと思います。

それから、美しい森、了解しました。地元で高齢化が進んで、なかなかしてもらえる者がいないかもわかりませんが、地域としては残してほしいという気持ちはあるんですが、高齢化とともに十分な管理ができないということでの解散というふうには私は感じておりますので、あと支援のほどよろしくお願いします。

それから、B&G海洋センターの件、これせつかく良い施設があるんですから、温泉の宿泊客あるいはロマン街道とのマッチング等も考えて、ぜひ利用増を図っていただきたいと思います。

それから、資料提供をお願いした部分については、していただきたいと思います。

不服審査の3法の問題、なかなか職員も難しい部分はあるんじゃないかと思いますが、実情に合うたことを、よそも参考にでもしてやるべきではなかったのかなど。委託、委託がここんところ多うございますので、今さら言っても仕方がないのかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、デマンドタクシーの方も、それなりに検討もされるということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいいいんですが、53ページの仕様書の作成業務委託料、焼却施設更新に係る発注者支援事業委託。これ、提案公募型でやったのにこういう委託料が要るんですかね。ちょっと腑に落ちない部分がある。それから、常識的な法律でやれば、支援業務の委託、こんなもんも必要なんですかね。業者にもうけさすだけの気もするんですが、ここらあたり何とかならなんだんかなというふうに思いますが、その辺再度、回答できる範囲でお願いします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 多目的公園の使用料につきまして、物品の預かり等の経緯等を再度確認しまして、適切に対応したいと思います。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 53ページの委託料でございますが、工事を行う事業者については公募で行うわけなんです、そこから出てまいります見積設計図書という基本的な図面とかを提出していただきますので、それが適正な図面であるか、技術であるか等を審査する上で、どうしても仕様書作成の委託料は必要になってまいります。

また、審査業務につきましては、この事業自体が20年から30年かけて1回という、大変技術的に高度な技術を要しますし、そこら辺につきましては、役場の職員だけの技術では足りないんで、そこは別の公的な財団法人に委託しまして支援をしていただくという形をとって、細心には細心の注意が必要と思ひまして、発注者支援業務につきましても委託を出しております。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 使用料の関係ですけれど、あと調整してというて、これ8月20日前後に私が総務部長の方にお願ひして調査もしてもらった問題です。これ、今になってこれから調査というような回答では、私の方としてはなかなか満足しません。町長、どういうふうを考えられとんですか。ここだけの問題ではなしに、まだほかにも似たような問題が出てくるんですが、こういう使用料も特定の人に目をつぶるというような、Aからは取り、Bは無料だというような、同じ施設を貸して、ということはこれ絶対だめです。町の姿勢が問われるんじゃないかと私は思ひます。さかのぼってでも期間を調べ、徴収するというぐらいの決意をお聞ひしたいと思ひま

す。

それから、あとの委託料の方はやむを得んのかなとは思いますが、経費節減に努力してください。よく勉強してお願いします。使用料の件、ちょっと回答を願います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 公平性の問題等から、使用料については適正に徴収しなげりゃいけないというのは原則でございます。その中でビリヤード等のその使用料は適正な契約……

（4番 山本泰正君「ビリヤードは取っとるか取ってねえんかわからんのじゃからよ」の声あり）

はい。契約等の関係が十分適正にされてない部分があるということでございます。そういう公的な物件を貸借する場合には、そういったことを免除する場合は免除規程を適用しながら免除していくし、やはりその辺の契約を十分その団体ないし使用者との契約をしていかなきゃいけないというように思っておりますから、十分これからも調査しながら、最初中央公民館の横にあったビリヤードがああいったところで開始されたと、そういう経緯の中でどういうふうな経緯があったのかと、そういったことも基本的に調べながら、今後使用料の対象として徴収すべきか免除すべきかということについても、十分その辺の判断をしながらこれからの措置をしていきたいというように考えております。

現在までのことに対して使用料をさかのぼって徴収するのかということについても、その点についても、いきさつ、状況等を十分把握しながら、これから精査して、徴収しなげりゃいけない場合は徴収するし、それから減免ができる場合はさかのぼってでも減免をやっていくということになろうかと思っておりますので、その辺はこれから十分精査をしてみたいというように思います。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 私の方から2点ほど質問させていただきます。

初めに、19ページの土木費県補助金、建築物耐震診断等事業費補助金。額は非常に少ないんです、5件で5万円というように聞きました。これは、要するに一般の家の耐震診断をする場合に県の方から1万円を補助として出すということだと思うんですけど、これ町の助成はないのかということと、それから実際これ耐震診断というのはどの程度かかるのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと。

それからあと、この耐震診断は、いわゆる耐震をしなくてははいけないという家の条件ですよね。何年以前の家は耐震診断をしなさいという条件がどのようになっているのかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、22ページのふるさと納税の件です。昨年、2,376万2,013円、641件ということでお聞きをいたしました。これ内訳をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、どのような返礼品が人気があるのかということについてもちょっとお聞かせ願いたいというように思います。以上、2点です。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

19ページの耐震に係る補助金でございます。

木造住宅耐震改修事業補助金というものでございまして、これは平成21年度に制度化されております。対象は、昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅が対象となっております。耐震診断に要する費用は4万2,000円でございます。個人負担は2,000円となっております。国が2万円、県、町は各1万円負担をいたします。診断につきましては、岡山県建築士事務所協会に委託して診断をしていただくように

なっています。診断結果によっては、改修の補助金というのもございまして、診断の結果改修ということになれば、次に補強計画というものを立てていただきまして、次に改修の方へと移ってまいりまして、改修につきましても補助金が1件当たり50万円ございます。国が25万円、県、町が各12万5,000円の補助金が出るようになっております。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） それでは、失礼いたします。

ふるさと納税につきましてお答えいたしたいと思えます。

議員おっしゃられましたふるさと納税につきましては、640件の寄附がございました。平成26年度と対比いたしますとかなり大きな増額となっておりますのでございます。

ちなみに平成26年度につきましては、28件の申し込みで182万9,457円がございました。返礼品を12月1日から開始しまして、大幅な伸びとなっておりますのでございます。

返礼品の内容につきましては、どのようなものが多いかということでございますが、季節によりましてランドセル、それからこいのぼり、そういった多額のものも出ておりますし、岡山県産のゼリーセット、そういったものと、それから備前牛のセット等につきまして27年度については件数が出ておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ありがとうございます。

その耐震の関係なんです、これ昨年5件の方が耐震診断をされたということなんです、その中で実際に耐震をしたというケースがあるかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、実際これ耐震改修をするとした場合に、家によっていろいろ違うんでしょうけど、ざっくりどの程度耐震補強に費用というのがどのぐらいかかるんかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、ふるさと納税につきましては、これは自主財源ということで町にとっても非常にすばらしい資金源になるわけなんで、28年度もしっかり頑張っていたいただきたいんですが。

特に備前市なんかは、皆さんご存じのように、二十数億円集めたわけなんで、その一部を今回70歳以上の高齢者に1万円配ったというようなことも聞いております。総務省からは、返礼品の競合についていろいろ問題があるというような通達が来ておりますけれども、現時点では特に規制はありませんので、しっかりまた28年度も取り組んでいただきたいというように思えます。

耐震診断をちょっとよろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

実際に耐震改修したものにつきまして、平成26年度に1件ございます。それから、24年度に1件ございます。実際幾らかかったかということにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） また後でお聞かせ願ひたいというように思えます。

近年、非常に地震も頻発してまして、皆さん非常に関心があることでございます。地震保険等もあると思うんですけど、非常に高いわけなんで、そういうものに入らずに耐震診断が安くできたら改修した方が得だという、県の補助金それから国の補助金もありますので、しっかりこの辺の周知もまた広報等で徹底していただければというように思えますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 平成27年度の決算認定資料についてお尋ねしたいと思います。

8ページのところに、③一般会計町債借入状況というのがありまして、その借入先、どこから借りているかという分を見ますと、財務省だとか地方公共団体金融機構だとか、公共的なところからほとんど借りているようですが、その中に備前信用金庫というのが入っております。和気町の中には日生信用金庫とかトマト銀行とか、中銀とか、郵便局とか、いろいろあるんですが、その中で備前信用金庫だけが選ばれているというのは一体どういうことなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、一般会計の町債の借入状況の中で、借入先がどのように選定されているかということでございますが、起債の町債の借り入れに際しまして、県、国の方へこういった起債を借り入れするというところで要望するわけでございますが、その中で借入先の指定がございます。そういった中で、いわゆる民間の銀行、市中銀行——縁故債というんですが——の資金の割り振りがございまして、町といたしましては市中銀行に決定された場合、町内金融機関を選定いたしまして、見積もりによりまして業者選定を行っておりますのでございます。見積結果によりまして、備前信用で決定しておるという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 今、選定してというふうに言われたんですが、ほかの日生信用金庫にしても、トマトにしても、中銀にしても、郵便局にしても、和気町というのは非常に信用のあるところが貸してくれて言うところでも喜んで貸してくれるんじゃないかと思うんですが、どこの経営も非常にいいんじゃないかと思いますが、備前信用金庫だけが選ばれているということは一体どういうことかということをお尋ねしたんです。

例えば手続的に簡便さがあるのか。言うなればお金を借りるわけですから、民間で言うと根抵当みたいに、一遍借りるとそれを根っこのようにして後から後から簡単な手続で借りれるような制度が、ここで備前信用金庫との間に約束ができていいるのか。何か特別な理由があるんでしょうか。

それから、利率を見ますと、ちょっと高いんじゃないかなって感じがします。期間と利率との関係を見ますと、ほかの公共的なところよりちょっと高いところで借りているような感じもするんですが、そこら辺も含めて、ほかのところも条件を出していただいて、民間を1つだけ選ぶというようなことでなくて、やっぱり公共的なところで借りるんなら公共的なところで借りる、民間で借りるんなら何ほかの民間を選んであげるといふようにしたらどうかと思うんですが、そのことについてはどうなんでしょうか。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちらの業者選定、備前信用金庫に決まっておるといふ話ですが、業者選定は町内業者を対象に、償還期間、借入金額の提示をいたしまして、利率の見積もりをとっておるわけでございます。その最低利率の見積業者が今年度は備前信用金庫であったということで、利率により業者決定をいたしておるところです。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、よろしいか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 利率もちょっと高いようですが、この利率についてはどういうふう考えていらっしゃるんですか。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） もともと町内の市中銀行で借り入れれば高い、ほかのところのいろんな場所から借りる

と安いのが現実でございます。なぜ市中銀行の町内銀行を募集対象にして、審査をし、そして入札をしたかという事は、税とかいろんな徴収についても窓口をお願いしている、そういった見返りもありますので、全部が全部安いところでやっていくというんじゃないし、幾らかは町内の金融機関とも入札制度で応募をいただくということで、当然中銀、トマト、それから備信、日生というようにあるんですが、その中でも一番低価格で入札してきたというのが備前信用であったわけなんで、そのときそのときで金融機関とすればそういった公募債について応募していくことが、どれだけの利率でどれだけのものでやっていけるということを十分検討された中の入札制度でやってきておりますので、備前信用がこのたび低価格で入札し落札したということになっているわけなんで、町内金融機関は全部参入しているわけでございます。農協も含めてでございますが、そういったことでの公入札しておりますので、そこで備前信用がとったということでございます。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） ちょっと件数が多くなるかもしれませんが、質疑させていただきます。

まず、13ページの教育使用料の4番目、体育館使用料197万7,650円。これ説明がきのうあったときに、登録者というのが和気が238人、佐伯が30人というふうに言われました。こういう登録者という意味合いがどういうものか。その方が優先的に使用する権利があると、そういうふうなものじゃないかなと思うんですが、それをひとつ教えていただきたいのと、佐伯中学校の体育館もこれ含めてだろうと思うんです。それで、その分が30人じゃないかなと思います。これは、ただかつては町立の体育館——佐伯町があったときには——ございましたが、事情により中学校の体育館を解体するというので、この町立体育館というものを中学校の体育館と共用するというふうになったあれが何年前でしたか、ちょっとはっきりと覚えてないんですけど、そういうふうに思います。もう四、五年たったんですかね。それ以後、変わって、たしか体育器具というか、歩行器具とかいろいろな器具は、和気の体育館に動かしたというふうに記憶をしております。そういう意味で、最初はプロレスみたいなものを何かこけら落としにやったりいろいろやったわけでございますが、今の使い勝手が悪くなったんじゃないかということと、現状は皆さんのご意見がどういうふうになっているのか、ちょっと私はよく聞いてないんですけども、同僚議員でもかかわってる方がおられるようですけども、今の佐伯体育館の状況というんですか、それがどうなっているのか。今後、分担というのはこういう形でやはりどんどん進んでいくのか。そういう決定についても、社会教育と学校教育と両方使っているわけですけども、その役割分担についても教えていただければありがたいと思います。

それから、19ページのこれは農林水産業費県補助金の一番最後の森林整備地域活動支援交付金というのがあります。これは何か4分の3補助だとかというふうなことをおっしゃって、70万6,500円これに使っているということでございますが、この内容をもうちょっと詳しく教えていただければありがたいかなと思います。というのは、いろいろと和気町はやっぱり山が多いということで、日笠地域でも森林が崩れたりして、台風とか災害のときに、それはかなりもう災害復旧はできているようでございますが、佐伯地域でも今堰堤を整備するとか、砂防ダム、それからいろいろと県とどういうふうに行っているのか、佐伯地域の本久寺近辺の山の管理についても調査がほとんど終わって、今後どうするか、これも方策を考えているということでございます。

それから、先年、父井原というところでも、台風があったときに泥が出てきて民家に押し寄せるといことで、とるのに大変費用がかかったと、そういうふうなことも聞いております。そういう森林の管理というものは今後重要になってくると、災害の面でも。その辺で、今そういう町の考え方というか、森林の管理とかそういう面でどういうふうにその点を思われているのか、もしよければその点も教えていただければありがたいと思います。

それから、次は36ページの下から3段目ぐらいですか。自治振興地域活性化交付金、これは1,517万

4, 600円。かつて言われてた行政協力費のかかったものじゃないかなと思うんですけども、これについて以前区長の個人口座に入金しているのはおかしいとか、いろいろなご意見もあったんで、いろいろと変更してるんじゃないかと思えます。その辺が今どういうふうになっているのか。それぞれの区でお任せなのか、分配についてどういうふうになっているのか、その点について教えていただければありがたいと思えます。

それから、38ページと39ページ。

38ページの一番下の委託料、市町村税整理組合委託料8万7,620円、それから関連で39ページの岡山県滞納整理推進機構費用負担金の6万円、これがいわゆる滞納整理について、整理組合ないしは県の滞納整理機構というものに委託をしてるというふうにお聞きをしたと思えます。これはそれぞれ今何件ぐらいあるのか教えていただきたい。

それから、私はその分をやっていたかどうかはわかりませんが、県税の滞納整理ということで差し押さえをやられてるという件で、ちょっと変なことをしたら困るということで、監視というか、それまで行ったことがあるんですけど、家の中には入れてもらえませんが、そういう今のえげつない差し押さえというのかな、人権無視、そういうものが若干はびこっているんじゃないかと、そういうおそれを持っているので、その辺の取り立てというか、これはもう委託してしまえばわからないかもしれません。どういうふうになつているのか、そういう滞納の整理、それを教えてください。

それから、40ページの一番上の方の地方公共団体情報システム機構負担金421万2,000円、これはマイナンバーの負担金でしょうか。これが去年ぐらいからでしたかね、おとしぐらいからですかね。システム改修とかいろいろと出てきているんですけど、今どういうふうになっているのか。私の聞いた関係者では、まだ白色の申告ではマイナンバーを書く必要はないというふうに私は聞いてるんですけど、確定申告なんかで、その辺は今どういうふうになっているのか、何かわかれば教えていただきたいと思います。

それから、44ページです。

老人福祉のところ、扶助費の老人措置費というのが48人、9,871万658円というふうにおっしゃいました。これは、旧措置費という分で、いわゆる今の介護保険とは別枠の、いわばお金がないとか、生活保護だとかそういう関係の方で、老人ホームに入れる場合に措置費を町の方が出していると、そういう分ですか。これちょっとよくわからなかったんで、もう一度そこを説明をしていただければありがたいかなと思えます。

それから、56ページ、上水道費で投資及び出資金で、県広域水道企業団出資金146万4,000円、それから簡易水道事業会計出資金2,364万1,656円、これがちょっとよくわからないんで、広域水道企業団というのはこれは何となくわかるんですけど、簡易水道はとりわけこれはどういう趣旨なんですかね。これがよくわからないので、特に簡易水道についてもうちちょっと説明をしていただければありがたいと思えます。

それから、58ページ、特産物振興費の委託料で樹木管理委託料777万6,512円、これはりんごの木の委託じゃないかなと思うんですけど、地域おこし協力隊のある方がやってるとか、そういうふうなことも聞いてるんですけど、前はシルバーがやっていたと思うんですけど、その方がシルバーを指導されているんですか。どういうふうになつているのか。いろいろと消毒の仕方を変えるとか、それから消毒も蛾を防止する光を当てるやつ、そういうLEDで何かやっていたり、いろいろ何か新しいことをやってるようなんですけども、その辺の管理がどういうふうになっているのか教えていただければありがたいと思えます。

それから、59ページ、農地費の委託料で登記委託料というのがありますが、これは何の委託でしょうか。説明を、よくわからないんでお願いいたします。

それから、61ページの有害鳥獣処理施設設置工事費1,924万6,680円がありまして、それからその下に備品購入費で有害鳥獣処理施設備品購入費208万4,400円ありますね。何か冷蔵庫を買ったやに聞いてるんですけども、今その辺はどういうふうに動いているのか教えていただきたいと思います。苦木の生ごみ処

理施設だと思っんですけど。

それから、次の62ページ、委託料、プレミアム付商品券事務委託料3,836万3,367円。これがプレミアムが30%でしたかね、20%でしたかね、高いもので、私も買わせていただきましたけれど、担当の産業建設部長はもうおられませんけれども、その購入方法、これは若干問題があったんじゃないかというふうに思っております。押しかけていって、そりゃ買える人はどんどん買えたんじゃないだろうけれども、ほかの市町村では郵便で申し込みをすとか誰でも申し込めるような方法もあったように聞いておりますけれども、その辺の反省点というか、その辺はどうだったのか。購入を平等にしていく方法というのがなかったのか、その辺若干反省点はどようなのか教えていただければと思います。

それから、同じところの62ページの企業立地の和気町企業立地促進奨励金5,742万円。これはヤクルトへの5,000万円の奨励金の分ですかね。それと、水道半額がこういふふうになるんですか。そこをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思っんです。

それから、67ページ、住宅リフォーム補助金297万7,000円。36件というふうにお聞きしました。この年はどようい状況だったのか。たしか300万円ですから、ほとんど使ったということなんだろうと思っんですけれども、27年度はどようい状況だったのか。これは今年もたしか予算を立ててると思っんですけど、今後どよういふうにするのか教えていただければありがたいと思っんです。

あと一つだけ、済いません。

これは一応わかればすけど、同じページ、苦田ダム水源地域振興事業負担金32万8,000円。これはいゆる苦田ダムの振興を図るために負担しているものですかね。今どよういふうに使っているのか、ダムの水を出さんから海苔の色がつかんとか、いろいろなことがある。それから、今水源の量を調節するといふか、県の水利権、市町村の水道企業団との負担割合とか、これを中四国整備局との間で今協議してるといふふうなこともあるんですけど、それがもしわかればまたお願いします。

○議長（草加信義君） 場内の時計で、20分まで暫時休憩といたします。

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、13ページの和気と佐伯の体育館の登録についてご説明いたします。

体育館には登録制度がございまして、場所がメインアリーナとかアスレチックルーム、それから全施設というふうに、施設がいろいろあります。アスレチックルームとかは、使うのには1回300円という料金がかかります。会員になってなかったら、使うごとに300円必要となってきます。しかしながら、登録をしていると1年間に2,400円を払っていれば、休館日以外はいつ使っても2,400円というふうな制度になっておりまして、この登録といふのは和気町に住民票があること、それから和気町に在勤の者のみの制度でございまして、和気町の体育館のメインアリーナ、アスレチックルームの全てを登録者数が238人、それから佐伯の体育館におきましてはメインアリーナしかございませんで、この登録者が30人。この30人はメイトの職員の方とお聞きしております。

それから、2点目といたしまして、佐伯の体育館のものを和気の体育館に持っていったんではないかということですが、これは佐伯の体育館にございましてアスレチック器具をサエスタの3階に持っていきまして、サエスタの3階を今年6月から佐伯でも使用できるアスレチックルームにしております。

以上が体育館の状況でございません。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

19ページの森林整備地域活動支援交付金70万6,500円に対するものですが、実はこれは林業振興費、負担金補助及び交付金、62ページにあります94万2,000円に対する4分の3でございます、この負担金ですが、森林整備を田土、益原、日笠地域において伐採、地元調査、樹木調査等を実施したのに対する経費でございます、この整備実施場所等の計画は、おかやまの森整備公社が実際行うという状況でございます。

あわせて、61ページ、有害鳥獣処理施設設置工事費1,924万6,680円並びに備品購入費の有害鳥獣処理施設備品購入費208万4,400円、これの内訳ですが、これは有害鳥獣処理施設装置分といたしまして1,764万7,200円、つり上げるホイストといたしまして124万2,000円、電源設備といたしまして35万7,480円、備品購入費は冷凍庫ですが、こちらにつきましては192万2,400円の経費になっております。こちらにつきましては稼働状況ですが、4月18日から稼働いたしまして、8月末までで鹿56頭、イノシシ14頭、その他1頭、計71頭を処理している状況でございます。

続きまして、62ページの委託料です。

プレミアム付商品券事務委託料におきまして、購入方法等の反省点をということなんです、昨年実施いたしましたプレミアム付きの商品券ですが、反省点といたしましては、町民の方からいろんな苦情等がございまして、販売当日不在であったり、自力で販売所に行けないと、そういった方への配慮がなかった等々の苦情とか、あと当日の販売状況がわかりにくく困難したとのご指摘や、地域業種と重なり購入できなかった。希望者全員が購入できるような措置をしておくべきとの意見等が多数ございました。実際には、国の指針で、経済体制においてはスピード感を持った消費喚起が求められるということがございまして、このたびは和気町では周知期間と商品券の引き替えのロスが予想され、販売期間が延長となることが予想される予約抽せん方式よりも、先着順の直売方式が望ましいということで実施した結果によるものでございます。

続きまして、62ページ、企業立地奨励金の内訳でございます。

設備、土地奨励金といたしまして、初年度のみ5,000万円。これは、固定資産税評価額のまず設備が100分の4.5、土地については100分の1.5、上限5,000万円という状況で、設備、土地奨励金につきましては5,000万円です。

続きまして、雇用奨励金。町内に住所を有する新規雇用者1人当たり10万円を交付するもので160万円、それから水道料金助成金582万円ですが、水道使用料の2分の1を助成という状況です。合わせて5,742万円の奨励金を支出しております。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、私の方から、36ページの自治振興地域活性化交付金について経緯等を踏まえた状況をご報告させていただきます。

西中議員おっしゃられるように、この交付金につきましては、合併当時にさかのぼりますと、区長個人を対象とした行政協力業務委託を行い、区長個人の口座へ振り込みをいたしておりましたが、制度の見直しを平成25年度において行い、自治振興の活性化に寄与するため、自治組織を代表する区長に交付金として行政協力に対する費用弁償等を踏まえたものをお支払いする制度に移行いたしました。その際に、52の区長全てに各区長の名義口座を発行いたしまして、通帳を統一しているところでございまして、現在のところ個人の通帳の方には振り込みをいたしておりません。

なお、制度の見直しの際に、広報配布協力に関しても明文化するということで、今までの委託料の中に含まれていたものを広報配布協力謝礼金ということで別物として対応するようにして、和気地域につきましては区長を通じて配布、佐伯地域につきましては各組長を通じての配布ということで、算定基準によって配布協力の謝礼金

も支払ってる状況でございますが、口座につきましては、区長が交代の際に名義変更を行うというような流れで行っています。ただ、区によりましては、区の口座がたくさんなることを懸念いたしまして、従来からある各区の会計の方へ振り込みをしている区もあります。そういった状況で、現在のところ個人の通帳の方には振り込みしてない状況でございます。

○議長（草加信義君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 38ページの市町村税整理組合委託料についてですが、件数は36件でございます。内訳としましては、徴収額の10%の8万6,900円、それから件数1件当たり20円の720円、合わせて8万7,620円となっております。

続きまして、39ページの岡山県滞納整理推進機構費用負担金6万円についてでございますが、岡山県に引き継いだ件数は10件でございます。単価が6,000円です。合計6万円となっております。

続きまして、差し押さえ件数につきましてですが、平成27年度和気町で行った差し押さえ件数は51件でございます。それから、岡山県滞納整理推進機構へ引き継いだ10件のうち7件を差し押さえしております。差し押さえについては、国税徴収法に沿って適切に行っております。

○議長（草加信義君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 40ページの地方公共団体情報システム機構負担金421万2,000円でございます。これは、ご存じのように、平成27年10月1日から始まりました通知カード、個人番号カード関連事務に係ります負担金でございます。このカード発行の事務につきましては、全国一律で、市町村全体で地方公共団体情報システム機構と委託契約をしております。

直近の通知カードの配付とか個人番号の配付について件数をちょっとご報告させていただきます。まず、通知カードにつきましては6,269世帯に送付しております。そのうち配布済みが6,129世帯で、返戻人等につきましては140世帯がまだ交付されておられません。それから、個人番号カード、マイナンバーカードでございますが、地方公共団体情報システム機構が受け付けた件数は982人でございます。それから、町から申請者に対して交付した件数ですが、これが794件でございます。それから、申告の件数をお尋ねですが、これは所得税の申告、平成28年分の所得税によりまして、本人及び扶養者の番号が必要になってきます。

○議長（草加信義君） 健康福祉課長 永宗君。

○健康福祉課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

44ページ、高齢者福祉費の扶助費の中の老人措置費9,871万658円についてご説明をさせていただきます。この経費につきましては、養護老人ホーム入所者に対する措置費でございます。高齢者を受け入れている養護老人ホームに対してお一人当たり月額単価、事務費と日常生活費、これをお支払いをしておるものでございます。年度末で養護老人ホームへの入所者は48名ということになっております。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

まず、先ほど安東議員の質問の回答をしたいと思います。

耐震は2件の実績があると申しましたが……。

○議長（草加信義君） 今、6番議員の質疑でございますから。

産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたしました。

それでは、西中議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、56ページの投資及び出資金というところで、県広域水道企業団出資金でございますが、これは広域水道企業団が過去に整備をいたしました事業費で、起債を借り入れておりますので、その起債の償還に当たる和気

町負担分のものでございます。

それから、簡易水道事業会計出資金でございますが、これは過去に簡易水道事業で整備をしました工事費で起債を借り入れてしておりますので、その起債の借入れが交付税対象となります。その簡易水道事業の交付税措置分の2分の1を出資金として簡易水道会計へ繰り入れております。

それから、59ページの農地費、委託料の中の登記委託料でございますが、県営事業の関係でございます。24ページもでございますように、内容的には中山間事業の本農道、これの7件登記がございます。それが43万2,000円。それから、上見池が4件の登記があります。これが19万円ということで、土地改良団体連合会の方に委託をいたしております。

それから、住宅リフォームの件でございます。

67ページの住宅リフォーム補助金につきましては、予算を300万円持っております、27年度はほぼ満額執行しております。それで、この補助金は24年度から3年間の時限ということでやっておりましたが、非常に好評というか、要望が多いということで、延期をいたしております。それで、28年度につきましても、順調に消化しておるところから、ほぼ使い切るのではないかとことを思っております。したがって、29年度に延長するかどうかにつきましては、今後動向、状況をよく検討いたしまして考えていきたいと思っております。

それから、67ページの苫田ダム水源地域振興事業負担金32万8,000円でございますが、これは苫田ダムを建設した際に、当時の奥津町の環境整備、各種事業を行っておりますが、その事業の起債の償還に当たる部分の和気町負担分です。岡山市外6市4町で負担をいたしております。

○議長（草加信義君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 58ページ、樹木管理委託料についてお答えいたします。

西中議員が言われたとおり、地域おこし協力隊にも、長野、岡大等の指導を受け、管理しておりますが、りんご園の方は事業課の方でシルバーにお願いして樹木の管理をいたしております。

それから、誘蛾灯につきましては、今年4基レンタルで入れております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 二、三、よくわからないところをもう一遍。

体育館の方は大体わかりましたけど、使用者というか、前の町立体育館と中学校の体育館と2つあったときに比べてどうなのかというのが若干心配があるんですけど、その使用状況というのはもうかなりあれですかね。とっぴな使用の許可を出してもとれるんですかね。その辺がどうなのか。その辺がもしわかれば、あいてる場合もあるのか、その辺が不安があるんですけど。

それから、区長の手当てというか、行政協力費は変更してるというふうにおっしゃいました。これはようわからないんですけども、もう少し本当にそうなっているのか聞いてみたいというふうに思います。ただ、区の会計に直接振り込んでいるところもあるということで、若干は改善が行われているのかなというふうに、これは感想でございますけれども、返答はよろしいですけど、思いました。

それから、市町村税整理組合が36件、滞納整理が10件ということなんですが、かなり強引な差し押さえというか、そういう面が出てきてるんじゃないかなというふうに思っております。今さっき言われた国税の何とか規則によってやってるといのは、ちょっともしわかればそれも。生活に必要なものには絶対手をつけるなどか、何かあるんだろうと思うんですけど、プライバシー保護とか、その辺もしわかるのであれば、後学のために教えていただければありがたいと思います。

老人措置費はわかりました。

それから、有害鳥獣については、じゃあ今言う冷蔵庫を入れとるっていうのは、いわゆる土日に営業してないので、その処理のために置いてるっていうことでしたかね。そこをちょっと聞き逃したんで、もう一遍その冷蔵庫を。

それから、プレミアムは、今後と言ったらあれですけど、今度補正予算が7兆ウン千億円、事業規模で2兆8兆円の補正予算が出るようなことで、またそういうものが今後出てくる可能性が非常に強いと思います。ぜひそういうものも考えて、やはり苦情が相当あったということなので、今後そういう苦情が出ないような方法というものをぜひ開発というか、研究していただきたいなと思います。とりわけ今のアベノミクスというのが危ない。株を持ってる人がどんどん得するような、持ってる人がどんどん富むような、何か公平性を欠いてる面が非常にあるんじゃないかなというふうに思っております。今の国民年金とか企業年金、GPIFからどさっと5兆円、10兆円を赤字にしているというふうなあれなんで、非常に危ういんで、やっぱり公平性をもうちょっと保たれる必要があると思うんで、その辺で今後なんかお考えがありましたら教えていただければと思います。

○議長（草加信義君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 体育館の利用についてご説明いたします。

和気の体育館に関しましては、予約それから団体等が入っていない場合は、とつびに受け付けをいたします。言われてすぐ、あいていれば使用できるような状況にあります。

佐伯の体育館ですが、佐伯中学校が中心に使っておりますが、佐伯中学校以外に使ったのが平成27年度におきましては、アリーナが266日間の978時間、格技場におきましては195日の555時間使用いただいております。

○議長（草加信義君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 根拠法令についても一度申し上げます。

差し押さえについての根拠法令は、国税徴収法でございます。日常生活に必要なものとか、それからどうしても生活困窮に陥るようなことにならないように、差し押さえについて、できるもの、できないもの等が規定されております。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

有害鳥獣処理施設の冷凍庫の関係ですが、1日、処理施設では最大4頭を処理する予定でございます。ただ、4頭以上来た場合の保管ということで、冷凍庫を活用して回していくということで、冷凍庫を購入させていただいております。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 現在のところ、今後のプレミアムについてはまだ話は出ておりませんが、苦情が出ない対応を検討してまいりたいと思います。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） よろしいか。

（6番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） 私も、二、三、質問をさせていただきたいと思います。

同僚議員がたくさんされたんで、余りあれじゃないんですが、34ページ、19の負担金・補助及び交付金の分で空き家改修事業補助金、これは245万2,000円ですが、一回ちょっと聞いたことがあるんですけど、天瀬のあたりでした部分を改修をして使用していただいとるというような話を聞いたんですが、その部分でしよ

うか。空き家改修をやられて、町外の人どのくらいの申し込みがあるのか、そこらあたりもちょっと教えていただきたいと思います。

それから、53ページの役務費、不法投棄処分手数料30万1,388円。これも何年か前からお話をさせていただきとんですが、カメラを2台設置されて監視をしておるというような答弁もいただいとんですが、これがどのくらい効力を発揮しているのか。今まで不法投棄をした人を検挙し、どのように指導してきておるのか。とりあえず不法投棄というようなことは決まった人がされとんじやないかなど。または、町外の人が持ってきて捨てる場合もありますし、カメラをせっかく2台設置してやっておられるのであれば、どのくらいの割で検査をし、どのくらいの割で監視をしておるのか、見回りというか、そういうあれをしておるのか、そこらあたりもお聞きしたい。これが、平成26年度は24万6,000円ですから、ちょっと5万円ぐらい多くなるとして、そんだけ多くの不法投棄があったんだろうと思います。

それから、62ページの有害鳥獣捕獲事業補助金1,670万8,200円ですが、これもイノシシ、鹿を駆除していただいた部分に充てておるんだと思うんですが、鹿とイノシシを合わせて、1,658頭ですか、そういう説明も聞いているんですが、前年度は1,363万5,500円だったと思うんです。前年度より多くの捕獲があったと思うんですが、これは和気町だけの鹿とかイノシシをそういうようにされておるんでしょうか。どういう検査というか、そういう部分でどういようにやとられるかお聞きしたい。

それと、関連ですが、処理施設のお話を同僚議員もされておりましたが、私は1日5頭というて聞いたんですが、今回4頭ということで、4月から70頭ぐらいの処理をしておられるんですが、捕獲量が、とりあえず今年も上がっていますように1,658頭。4月からですんで半年ぐらいですけど、あとの部分は全部捕獲した人が食べたり、人に上げたりしておられるんか。若しくは、またどういう処理をされておられるんか。せっかく立派な施設ができたんですから、例えば皮だけとか頭だけとか、料理して肉を取った後の処理もこの施設に持って行っていただきたいなど。また、前施設がないときみたいに、山に捨てたりとか、若しくは自分のとこの土地に穴を掘って埋めとんだというような話も聞いているんですが、そういうことでまた町民から苦情が来るようなことがあっても大変なんで、そこらあたりの指導はどういようにされているか、この点を教えていただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

広瀬議員の質問にお答えいたします。

空き家改修事業補助金の件数でございますが、平成27年度は5件の申請がございまして、補助をしておるところでございます。

なお、和気町の岩戸の件につきましては、平成28年度から開始しておりますお試し住宅という制度のもとに、町が空き家を借り上げることにより、移住希望者に対しての一時的な貸し付けという事業に伴った事業でやっておるところでございます。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 53ページの不法投棄処分手数料でございますが、これにつきましては、町内の不法投棄及び町道と用水等に死んでおります動物の死骸処理の方もあわせてこの項目で行っております。不法投棄に対する防止活動ということで、カメラのご質問がございましたが、常習的に行っているところについてはカメラを設置いたしまして、1件投棄している人がわかりましたので、それについてはやめるようにということで嚴重注意し、その後不法投棄がなくなりましたので、それで終了をさせていただいております。カメラについては、本年度についても3台を購入し、今後防止に当たる予定でございます。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

62ページの有害鳥獣捕獲事業補助金ですが、こちらにつきましては、捕獲補助の単価につきましては各市町村ばらばらというのが現状でございます。

頭数につきましては、先ほど議員が言われたとおり、27年度1,658頭ということでございます。

また続きまして、処理施設につきましては、実際現在約71頭の処理をしておりますが、1日にしますと0.8頭あたりでございます。当初は4頭から5頭ということを計画しておりました。ただ、猟期自体が実際には11月15日から猟期が始まるということで、今後増えてくるのではないかとこの見込みを持っているのが現状でございます。

また、実際に猟をした後、その場で処理をして、自分の山で穴を埋めて処理をされている方も現状としてはまだおられます。そういった方にも、なるべくこの施設を利用させていただくように、猟友会を通じて連絡をしているところでございます。

あと、捕獲したものの確認の方法ですが、和気町では、耳、それから歯、尻尾、その3点を切り取りまして、結局補助金が高いところへ流れないと、そういったこともありますんで、3点を確認して対応をさせていただいております。

○議長（草加信義君） 7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） ありがとうございます。

この空き家改修事業ですけど、27年度に5件の申し込みがあったと。この5件は全部改修されて入っておられるのでしょうか。そこらあたりをお聞かせください。

それから、監視カメラ、不法投棄ですが、これは1件でもそうやってわかって、注意をしてくなくなるということで、また3台新たに購入して、設置をし、見張りをするということですので、これからも頑張ってください。

それから、有害鳥獣の件ですけど、極力地域から苦情の来ないような方法を、猟友会なりわなを仕掛ける人なりに指導をしっかりとってください。答弁は、1件だけ済みません、空き家対策の方をお願いします。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） お答えいたします。

平成27年度に空き家改修の補助制度を使って施工した申請者の方は、皆さん入居しておられる状況でございます。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 私の方からは、この資料の……。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君、済みません、マイクを。

○5番（尾崎忠信君） 27年度決算説明資料、これの3ページ、4ページに、人件費と公債費を一覧表にしたグラフがございます。実は、合併して10年が経過いたします。したがって、4ページの地方債現在高及び償還金については、この10年間でこういうふうに表示されておるわけです。非常にいいことだと思います。それで、せっかくですから、この人件費と人数とそれから一般会計、特別会計ごとに分けて、やっぱり同様のグラフをつくった方がいいと思います。1枚の紙に一般会計の人件費の総額、それから特別会計の人件費の総額、全ての人件費の額をこういうふうに入れて、それで一方に人数の柱を立てて、それで10年間の職員数をこれに表示していただきたい。これをこの議会の一般質問が始まる前に一応出していただきたいと思います。それをひとつお願いしておきます。

○議長（草加信義君） 答弁はよろしい。

(5番 尾崎忠信君「はい、いいです」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

2番 居樹君。

○2番(居樹 豊君) それでは、何点かをお願いしますけども、一つは監査の意見書、これに指摘といたしますか、意見があった中で、まず1つは12ページで、いわゆる不納欠損と収入未済という、これはやっぱり決算議会ということで、その辺は毎年これ内容等が出るんですけど、毎年どっちかというともうマンネリ化しとるという感じもしないでもないんですけども、その辺やっぱり一つの数値目標を上げてやるとかという具体的なことを考えておられるのかどうか、その辺を総括的に聞きたいと思っております。

それから、認定資料の方へ入りますけども、まず23ページの先ほどもちょっとありましたけども、観光農園、すもも、さくらんぼ、りんご等ですけども、これは管理費とそれから利用料、使用料金収入ってすれば、もちろんマイナスですけども、これは観光事業ということである程度の赤字収支の差はしょうがないと思いたすけども、これについても今後大きく方針としてどういうように、個々の細かい数字はありません、観光農園のことを例えば以前同僚議員からありましたけども、ひとつ観光農園についてもフルーツもこれから少し絞り込みをしていこうというようなことも含めて考えがあれば、教えていただきたいということです。

それから、これはちょっと余談ですけども、サエスタの維持費が約2,600万円。これ今回公共施設の維持管理費というようなことがありますけども、私が言わんとするところは、佐伯庁舎もあれだけの建物でそうそう維持管理費がかかると思いますが、その辺の公共施設の中での将来的にああいう地域的に隣接しとんで、そういうことも考えられとんかかどうか。特になければよろしいですけども、そういう公共施設の部分の中の例えの例ですけども、もし考えがあればということで。

それから、本題の決算書の方へ入りますけども、決算書の13ページ。収入ですけども、ちょっとこれは細かいですけども、町営住宅の駐車場の使用料金というのは、私は勉強不足で、駐車場も空き地があるから、駐車料というのは整備していないけどもということですけども、これ概略だけちょっと。説明でもなかったように思うんですけど、細かいことですが、これちょっと簡単に紹介してください。

それから、支出の方で32ページ。赤磐市広域路線バス運行事業負担金、これは昨年途中からございまして説明を聞きました。これについては、考え方はあれですけども、これは隣市との協議ですけども、折半といいますか、負担割合、この辺は例えば利用割合とかいろいろあると思うんですけども、その辺の考え方をもし、いや、もうこれは決めたんだ、それでいくんだと、もう当分の間転がすんだというならそれもよろしいけども、その負担の考え方、これをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、毎年出るんですけど、全体的な決算を見て、電算事務委託料、これは各部署にわたってありますけども、この辺は、素人考えで申しわけないんですけども、何か電算契約を一括してまとめるようなことの何かいい知恵はないもんなど。言うところ、契約の仕方によたら、コストダウンが契約努力というんか、そういう契約方法によってできるんかできんかというのがいろいろございまして、その辺のことは結構金額的に大きな数字ですので、特に目を引きますんで、その辺のもし考え方があれば教えていただきたいと思っております。

それから、54ページのし尿処理組合負担金です。これは組合の方ですけども、町としては、和気町の場合は、あそこは皆さんご承知のようにもう利用部分というのはわずかでございまして、赤磐市の方が主体ですけども、その辺の割合の見直しの考え方。その辺も、やっぱり組合議会に入りますけども、その辺のことを町としてこういうことがあれば、考え方を教えていただきたいと思っております。

それから、56ページ、生ごみの施設等というのは、生ごみのあそこの施設ですけども、ここはいわゆる業務委託というか、賃金でやってるか。その辺の中身がわからないもんで、管理委託料があつたりがありますんで、677万8,502円。この前私らが視察に行ったのは、3人の方が臨時職員か何かでおられるというような

ことも聞いておりますけども、これ少し細かく説明していただければと思っております。お願いいたします。

○議長（草加信義君） 場内の時計で、20分まで暫時休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に伴う答弁をお願いします。

税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 失礼いたします。

収納率の数値目標についてでございますが、税金等の収納率について具体的な数値目標は決めておりませんが、滞納額が減少するよう努めてまいりたいと思います。また、滞納者とよく連絡をとるようにして、その方の状況をよく把握して、事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 認定資料23ページの特産物振興費、すもも、さくらんぼ、りんご等の観光農園等の今後の方針ということなのですが、決算ベースで言いますと赤字でございます。費用対効果からいいますと、もう議員のおっしゃるとおり赤字で今後どうするかということになってくるんですが、担当課といたしましては和気町の特産として今後も残していきたいと思っております。また、町民の声を吸い上げて、また意見を聞いてみたいとも思っているのが現状でございます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

公共施設のランニングコストのご質問がございましたが、今年度、町といたしまして、和気町にあります全ての公共施設のリストアップを行いまして適正化計画の策定を予定しております。そうした中で、今の現状の施設のあり方等につきまして十分確認を行い、見直し等を行ってまいる予定でございます。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

13ページの駐車場使用料でございます。

町営住宅の駐車場の使用料でございますが、対象は宮田の3階建て、朝日の3階建ての町営住宅の部分でございますが、宮田住宅では29区画、朝日では40区画が利用できることになっておりまして、現在宮田では29区画中25、朝日では40のうち36と契約をいたしてございまして、1カ月の使用料は3,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 私の方から、赤磐市広域路線バス運行事業負担金について説明させていただきたいと思っております。

この事業につきましては、昨年9月末をもっての片鉄バスの廃止に伴いまして、10月1日より新たに赤磐市が事業主体となり、赤磐市広域路線バスを運行する運びとなっております。27年度につきましては10月から3月までの半年間ではございますが、運行事業費としてかかった経費を申しますと、全体で613万7,908円かかっております。

なお、この運行に伴います運賃収入でございますが、119万7,521円、その他の収入といたしまして、10月1日からの運行立ち上げに伴いまして、岡山県の地域公共交通利便性向上等促進事業補助金の適用になりまして、導入に当たって必要な経費の部分の3分の1を補助率として補助金をいただいております。12万9,000円でございますが、それを差し引いた481万1,387円を赤磐市と和気町の2分の1ということで負担を

いたしております。そういう状況でございますので、導入年度ということで半年間の実施状況、かかった経費の主なものは運行委託料が主でございます。こういった状況でございます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） それでは、電算の契約方法でございます。

契約につきましては、窓口を一本でまち経営課が行っておるところです。予算上、それぞれの支出科目に合わせて、予算の執行につきましては各担当部署で予算措置をしておるところということで、契約につきましてはまち経営課一本で行っているところでございます。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 54ページのし尿処理組合の負担金でございますが、現在組合内におきましても割合の見直しについての協議はなされておられませんし、今後についてもなされる予定はございません。

それから、56ページの生ごみの処理の管理委託等でございますが、流れについてご説明をさせていただきますと、生ごみ収集につきましては、平成27年度より全町を委託業務で事業者に委託をしております。それにつきましては、生ごみ収集業務委託料でございます。集めてきたものにつきましては、施設の臨時職員3名によりまして処理、たい肥の生産の方を行っております。

更に、委託料の中の施設等管理委託料でございますが、これにつきましては、月1回、生ごみの処理に使用す菌床の状態を確認していただくのと、それから微生物菌を追加していただく、それから処理作業の技術的な指導をしていただくということで、月1回事業者の方に来ていただいて、管理委託の方を行っていただいております。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 電算の一本化については、町村会でも検討いたしましたし、県もいわゆる指導体制を持ちながら県下の一本化を考えました。電算の費用が5,000万円近く年間かかってきておるんですが、合理化できないかという検討もするんですが、プログラムの合体化というか、そういったこと、2つの業者を1つにするというのがなかなか難しいという中で、それ難しい難しい言うったんじゃいつまでたっても切りがつかないというのがあるかと思えますけれども、そういった中で、できるだけ今やってる業者の中で合理化を提案しながら、年間双方でどこが削減できるかという協議をしながら、削減はしております。その辺も、今後本当に財政的な問題がありますから、いつまでもじゃあ2社でやるのかということになるかと思えます。一本化することでプログラムを長時間かかっても1つのものにしてやっていけることができるかどうかという検討も必要だろうと思っております。

それから、特産品につきましては、すもも、さくらんぼ、それから佐伯のりんご園。和気町として特産品というのは本当に何も無いもんで、これもすもも、さくらんぼ、りんごがなくなれば和気町からのものは何もなくなる。やはり他の大きな市町村では市がやるんじゃないに、民間がぶどうとかいろんな形で取り組んできて、それが特産品となっておりますが、和気町の場合いろいろ町内へ拡大していくことを検討してきたすもも、さくらんぼについてもなかなか拡大ができなかった。いわゆる町有のものしかできなかったという非常に厳しい産物であるんですが、特産品ということでぜひもうしばらくやらせていただきたい。収支については合わないんですが、できるだけ合理化は図っていきたいというように考えております。もともとは、すもも、さくらんぼの導入については、藤公園が非常にいい形で運営できるんだから、その一つのルートとしてすもも、さくらんぼも花が見えたり、今度は果物ができると、そういうルートで考えたんですが、今はもう本当に収支が藤自体も合わないような状況になってまいりました。そこらあたりになりますと、どちらもそういう厳しい状況ですが、町とすれば、何も名産、名物、何もなくなるというのも厳しいので、できるだけ合理化を図ってまいりますが、もうしばらくやらせていただきたいという考え方を持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 詳細な説明、ありがとうございました。

また、1点目は例の不納欠損処分とか、この辺は課長の方から優等生の言葉があったんですけども、これはやりとりじゃなしに、実効を上げていただくということで、監査委員の方からも厳しい監査の中でご指摘といいますか、ご指導があったんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、特産物、これは私は個人的には、少々赤字というたらおかしいけど、収支が合わなくても、町長が言われるように、何とかこれは。ただ、私がここで言いたいのは、和気町の場合、私の偏見かもわかりませんが、例えばりんごとかがあれば何か地域的に偏在というか、支援体制が少し偏りがいいかなということが、私の偏見かもわかりません。やっぱりりんごであれば、この前りんご園のお祭りがありました。やっぱりあそこを特に僕が強調したいというのは、あのロケーションというのはなかなかの財産で、この近隣にもあれだけのロケーション、和気町の財産。地図を見てもかなり広範な土地を持っていますね。そういう意味で、あそこは力の配分というのは難しいですけども、やっぱり全体的に振興していただくんですけども、特にあそこのロケーションをもうちょっと着目してもいいんかなというのが率直な感想でございます。

それから、駐車場の方は、こういうことでわかりました。

それから、赤磐市の方の歳出関係は私も聞いております、前回もやりましたけども。ただ、これ私がここで言いたいのは、多分、答えは要りませんが、この半年間、もう去年からやりましたから利用状況、ただ全体じゃなしに、和気町と赤磐じゃから、和気町の乗客率どのぐらいあるというのは多分、ここで求めませんが、その辺は把握しておかないと次の議会の中でするときにやっぱりバックデータを持って対応するというぐらいのことを備えておいてほしいなと思います。ただ単なる2分の1言うたんではちょっとあれなんで、そういうことを含めてこれからそういう議会に臨んでいかれたらいいんかなというふうに思っております。

それから、し尿処理もしかり、同じような考え方。これは、正副管理者会でやっぱりきちっと主張すべきものは主張するというので、管理者である町としては厳しい立場じゃけど、やっぱり我々議会の方でも少し町長の後押しというんか、そういうことを含めて和気町の代弁を、町長には立場上いろいろあるんじゃと思うんで、やっぱり町長の後押しは議会の方で、これはだめだというぐらいのことを後押しするようなことがあってもいいんかなというのが、これが過去の私の感想でございます。

それから、電算の一本化。これは確かにいろんな民間会計というんか、企業であれば当然こういう電算経費というのは大きいですから、だけどなかなか難しいということ聞きまして、これからそういうことも検討の課題の中に入れていただければということでございます。

以上でありがとうございました。

○議長（草加信義君） 答弁よろしいか。

（2番 居樹 豊君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、ここで8番 安東議員の質疑に伴う補足説明について、産業建設部長 南君に発言を許可いたします。

産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

先ほどの安東議員のご質問でございますが、木造住宅の耐震工事の詳細についてのご質問でございました。

制度ができて、平成21年から昨年まで12件の診断を行いまして、工事を2件行っております。24年

度に稲坪で1件、26年度に宿北で1件行っておりまして、稲坪の方が85万円の経費で行っております。補助金は19万5,000円です。宿北が232万9,629円の経費で、補助金は上限の50万円を出しております。内容につきましては、基礎の補強であるとか、筋交いを入れるとか、壁を厚くするとか、そういった補強をしております。

○議長（草加信義君） お諮りいたします。

議案第67号を総務厚生常任委員会、産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、総務厚生常任委員会、産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第68号平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

国保の決算ですけれど、98ページ、財政調整基金繰入金というのが5,000万円ですかね、これは。それがあるんですけれど、国保については平成30年に県に統合というふうなことが言われていまして、前の議会の一般質問でもお聞きしたんですけれども、この財政の状況というのがどういうふうになっていくのか。以前は、国保は経常費の8割ぐらいが国から補助が出ていたというふうに聞いていたんですが、これが今20%を切って、私計算したら17%ぐらいじゃないかなと思うんですけれど、そういう財政的なものは今どういうふうに国保の財政というんか、国の補助はどれぐらい今あるんですか。基金を繰り入れしてるんですけれど、国保の財政がどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

それから、101ページの今言うた国保の統合についてのことです。連合会負担金の一番下で、国保広域化連携事業負担金8万1,080円ですか、これが国保のいわゆる統合化の関係のお金じゃないかなと思うんですけれど、これをどういうふうに使われているのか。負担金ということですので、多分ほかの市町村も全部これをとられてるんじゃないかなと思うんですけれど、これはどういうふうになっていくのか。28年、29年とこういうふうな形で、今後またこういう負担金というのは出るんですか。統合との関連で、ちょっともう一度説明をお願いしたいと思います。

あとは、105ページの健診です。

特定健康診査等事業費が1,075万3,000円。これがたしか説明では2,976人の方がいて、813名が受診してる。27.3%の受診率じゃというふうに言われたと思います。私、後期のも見ておりますが、後期健診が大体20.25%だというふうに聞いております。27.3%が後期の分よりは多いかもしれないんですけれど、個別健診で和気町の場合はずっとやってるんですけれど、この点は集団健診はできないのか。その現状も含めて、今後のことも含めて、ちょっと教えていただければありがたいかなと思います。

○議長（草加信義君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 失礼いたします。

財政調整基金の5,000万円につきましては、平成27年度におきまして取り崩しをしております。今後の状況といたしましては、27年度末では8,893万2,000円の残高でございまして、28年度に6,000万円を取り崩し、それから29年度には残額の2,897万4,000円を取り崩しをするということで計画をしております。ただ、予備費等がございまして、29年度末には基金の残高が0円にはならないと試算して

おります。ですから、ざっと3,000万円ぐらいが29年度末では基金として残高が残るように推計をしております。

それから、101ページ、国保広域化連携事業負担金、これにつきましては平成30年度からの広域化に伴います事業の負担金でございます。この負担金額につきましては、国保連合会の方の算定に基づくもので、負担金として支払っております。

それから、特定健診の関係でございますが、対象者数が1つ訂正ということで、3,057人が対象ございました。受診者が813人の受診でございます。受診率が26.6%で、県の目標値は65%ということになっております。ただ、先ほど言われましたように、集団健診ということにつきましては、以前は集団健診で実施しておりましたが、その後個々に、その時間帯以外に各医療機関の方に受診ができるということで、個別方式の方に変えております。これが個別方式でいいか、また集団健診で実施していくのがいいのか、このことにつきましては今後の検討課題だと思いますので、十分精査して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） よくわかりました。財政調整基金が1億円何ぼぐらいあるんですか。これを5,000万円取り崩して、今年28年が6,000万円、29年が2,898万円ですか。取り崩してもまだ予備費があるので、まだ残があるだろうというふうなことで、そういうものを使って恐らく今の国保の人間ドック、これも7,000円と非常に安くなったし、いろいろなところに使っていきえるんだと思うんで、国保の統合そのものにその辺はちょっと問題もあると思うんですけど、そういう形でほんなら取り崩しをしてるということですねわかりました。

それから、広域化の連携は国保連合会が算定しているということでございますか。だから、もう一度というか、これはだから今年度も負担があるんだろうと思うし、29年度もこれがあるということなんですか。そこだけちょっと教えていただきたいと思います。

健診については、じゃあ検討されるということで、ぜひ集団健診も含めて健診率が上がるように、そういう予防をやるのがやはり医療費の削減に一番つながると思います。先に本人が自分の健康を管理するという意味で非常に意味があると思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、1つだけ、さっきの連携事業負担金。また28、29もこれ負担が出てくるわけですね。それだけお願いします。

○議長（草加信義君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 金額はちょっと覚えておりませんが、28年度も予算化しとると思います。

それから、先ほどの財政基金の方でございますが、これは広域化に伴いまして、県の方にその金額を拠出するとかそういうことではなくて、各市町村がこういう基金を持っており、それで保険料等の方へ充当することが可能となっております。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第69号平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第70号平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第71号平成27年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

この平成27年度の決算説明資料の中から1点質問させていただきます。

16ページです。

この中で、認定者の動きという項目がございます。それで、上が和気町、下が岡山県ということになってます。それで、平成12年度からこの介護保険制度が始まったんですが、平成17年までは要支援1、要支援2は一緒でした。平成18年から要支援1、要支援2という分け方になっております。その中で、平成18年から見ていきますと、要支援が2がだんだん減ってきているんですね、これ平成27年度まで。普通に考えれば、要支援2の方がちょっと重症になって要介護1にシフトしたんだろうと、こういう見方ができるんですが、ただ下の岡山県を見てみると、要支援1それから要支援2、同じように増えてきます、ずっと平成27年度まで。だから、ここら辺の差がどんなんだろうかなと。要するに、普通であれば当然に要支援1あるいは要支援2が増えてくるはずなんですけど、和気町の場合には要支援2がずっと減ってきてるというふうな、ちょっとよくわからないので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 介護保険課長 大石君。

○介護保険課長（大石浩一君） お答えします。

和気町の場合、要支援2が少ないのは、要支援2程度の方が何らかの認知症を有している方が多いです。したがって、要支援2程度でしたら認知症を有しているので、要介護1の方へ進みますので、要介護1の方が多のが現状でございます。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 和気町はそうなんでしょうけど、岡山県全体としてはどういう判定の仕方をやっとなですかね。和気町と岡山県とでは判定のやり方が違うかどうか、そこら辺わからないんですけど。

ですから、今課長が言われたように、認知があった場合にはもう要支援1じゃなくて、すぐ要支援2にすることなんだろうけど、現時点では、岡山県は、逆に言うと、そういう判定の仕方はしてないということになってるんでしょうけど、そこらあたりもう一つようわからんので、各市町村がどういう判定の仕方、和気町みたいな形になっとんか、あるいは岡山県みたいな形になっとんか、また一回調べてみてください。よろしくお願いします。

○議長（草加信義君） 答弁よろしいか。

（8番 安東哲矢君「はい、よろしいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第68号から議案第71号までの4件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第68号から議案第71号までの4件を総務厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第68号から議案第71号までの4件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第72号平成27年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第72号は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第73号平成27年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第74号平成27年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 27年は、貸付金元利収入というのはこれ滞納分が1件あったという、それだけですかね。未収が43件あるんだとおっしゃったんですけど、滞納繰越分12万円というのが、収入済額が、調定額が約8,601万円で、12万円出てるんですけど。

それから、流用してるんですけど、歳出のところで、役務費のところで需用費から流用っていうのは、同じ目であれば流用できるということになっとんですかね。その辺わからないんで、そこもちょっとついでですが、教えていただければありがたいかなと思います。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） それでは、171ページの滞納繰越分ということで、収入済額12万円につきましては1名の方から収入をさせていただいております。

それから、172ページの歳出でございます。一般管理費の需用費から役務費の方へ流用は1万6,000円でございます。こちらにつきましては、有効な経費の使用ということで、通信運搬費の方に利用させていただいておりますので、財務上特に問題ございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第73号及び議案第74号の2件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第73号及び議案第74号の2件を総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第73号及び議案第74号の2件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号平成27年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第76号平成27年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 1つ、188ページの駅の駐車場の、これはちょっと答えにくいかわかりませんが、土地の借料が220万円ということで、参考までに伺いますか、これの裏腹としての固定資産税、この見合いと伺いますか、細かい数字はいろいろありましようから、大体とんとんぐらいなのか、その辺を。固定資産税と借料との見合いと伺いますか、その辺を答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） この所有者、同和鉱業とお話をするときに、年間220万円だという金額の設定をした際に、固定資産税相当分だということの中でお話を東京の本社でした覚えがありますけれど、今現在の固定資産税の評価額がどうなっているかというのはちょっと後でまたお知らせをしたいと思います。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君、よろしいか。

（2番 居樹 豊君「はい、ありがとうございます」の声あり）

6番 西中君。

○6番（西中純一君） これDOWAと、その定期借地権だから10年の期限がもうじき来るんじゃないですか。この辺は今後どういうふうになっていくのか教えてください。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 定期借地権の期間は20年となっておりますので、当分の間大丈夫です。よろしくお願ひします。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第77号平成27年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第78号平成27年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第75号から議案第78号までの4件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号から議案第78号までの4件を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第75号から議案第78号までの4件は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第79号平成27年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第79号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第79号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第80号平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 実は、資料の提出をお願いしたいと思います。

ここへ基金事業があるわけですが、これは26年度から29年度まで一応その間に2億5,000万円の基金を使って事業をするということでございます。26年度は1,600万円、27年度は1,500万円です。それで、28年度の予定が2億100万円、そして29年度が2,600万円というふうな割り振りで約2億5,000万円使うようになっております。これの今までの使った明細、そして今後使う予定の事業、それを一覧表にして、明日の委員会までに皆さんに配っていただきたい、このことを要求しておきます。

○議長（草加信義君） 答弁よろしいか。

（5番 尾崎忠信君「出していただける答弁をお願いします」の声あり）

生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） それでは、資料の方は28年度予算ベースでよろしいでしょうかね。

（5番 尾崎忠信君「はい」の声あり）

28年度予算ベースで出させていただきます。

（5番 尾崎忠信君「29年度は継続事業があるわけじゃから、その内容についても一応出しといて」の声あり）

○議長（草加信義君） よろしいか。

（生活環境課長 岡本芳克君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第80号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第80号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第81号平成27年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 237ページを見ますと、水道ビジョン基本計画策定業務委託料を1,058万4,000円計上してどうのこうのという表現が出ております。ほんで、当初から水道ビジョンを今年度中にするというふうなことでございましたが、この工事請負契約、補助金等支出状況、この一覧を見ますと、18ページ、上下水道課はもう指名競争で水道ビジョン基本策定業務委託をウエスコ岡山支社に7月24日から3月31日までお願いしていると。これはもう結局水道ビジョン、これできてるんじゃないんですか。これは、きょう課長がおられんのんじゃないけど、これができとんであれば早急にこれをもらわないと困ると思うんですけど、恐らく値上げのことを言われるんだろうと思うんですけど、その辺はできてるんですかね、ちょっとそこを。それとも、まだ29年度もかかるのか、その辺だけひとつお願いします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

議員ご指摘のとおり、水道ビジョンにつきましては、27年度に作成いたしておまして、現在完成いたしております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） できているということなんで、これはいつ資料というか、配付はいただけるんですか。それはもらわにゃ困ると思うんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 実は、この産業常任委員会の方でご説明をする予定でございましたが、全議員に出せということになれば提出させていただきます。

（6番 西中純一君「ぜひ出してください。お願いします」の声あり）

○議長（草加信義君） よろしいか。

（6番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第81号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、議案第76号の駐車場事業特別会計で、西中議員の質問に対しての補足について、副町長から発言を許可いたします。

副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 西中議員のご質問に対しておわびと訂正をさせていただきます。

定期借地権を私の方から10年ではないかという議員へのお答えについて20年と申し上げました。誤ったことについておわびを申し上げます。

それから、補足説明として、固定資産税相当額だと、で交渉してきたんだという経緯の中で、21年8月1日に契約をしております。それで、10年ということなんで、31年3月31日までということで、低地借地権、10年といいながら月数はありますけど、そういう契約の中で、固定資産税がその当時129万9,000円、今が129万7,000円というぐらいで、税金的には変わっておりません。そういうことで、220万円をお支払いして、向こうから129万9,000円、7,000円、8,000円が入ってくると、ざっと90万円、その分については、ご利用していただいとる駐車料金で賄ってるということで黒字ということでございます。

ほんで、差し迫って31年3月ということになりますと、もう来年あるいは今年あたりまたDOWAと交渉の席を設けていただいて交渉していくということになろうかと思えます。これが、ただDOWAと我々だけでやる話ではありませんし、その証人として公証役場でやる手続もありますので、早目にその話を進めていくということが肝要だろうと思えますので、ぜひそういうことでご説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） それでは次に、議案第82号平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第81号及び議案第82号の2件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第81号及び議案第82号の2件を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第81号及び議案第82号の2件は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第2）

○議長（草加信義君） 日程第2、議案第83号及び議案第84号の2件の質疑を行います。

まず、議案第83号和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） この条例は、条例とその次のところに参考資料として条例の施行規則が出ておりますので、この2つを照らし合わせて質問したいと思います。

目的が第1条にあります。日本国内において大規模な災害に見舞われた市町村に対して速やかな支援を行うことによって被災地の災害、応急対策及び災害復旧並びに町民の共助意識の高揚に資することを目的とすると、非常に立派な目的を掲げているなと思って、感心した次第であります。

第2条のところに、大規模な災害とはという一応定義みたいなことが出ておまして、その発生した地域においては、ライフラインが断絶すると。中・長期の避難生活など、住民生活に大きな影響を及ぼす程度の、それを大規模な災害というて、そういうふうなときに和気町として支援をすると、こういう内容であって、その支援の程度についても第2条に書いてあります。

第3条について、ちょっとわかりにくいところがあるんですが、被災地の長からの要請に応じて、次に掲げる

支援を行うことができるとして、5項目の支援内容が出ております。特に緊急の必要があると認める場合は、直接に被災地と連絡調整して支援を行うことができるということなんで、非常に緊急なときに直接に被災地とどのように連絡調整をするのかなっていうところをお尋ねせにゃいけんなと思ったわけです。

それから、第4条については、前条の支援を行うとき、被災地支援に関する協定を締結している団体に対して。この被災地支援に関する協定を締結している団体というのは、一体どのような団体を指しているのかということなんですが、説明のときにAMD Aとの会談があって、こういうような条例をつくることにしたと。AMD Aというのは、日本だけにとどまらず、外国にまで出ていって、非常に大きな災害があるときにどこの国が一番先に現地に到達したか、日本のAMD Aであるというようなことで、まるで国際的な競争で、どこの国の支援が一番早かったかとか能率がよかったかというようなことが新聞に報道されますので、AMD Aがこの団体の一つになると思うんです。そうしますと、ほかにそういう団体っていうのは一体何なのかというのが一つ問題になってくるわけですが、その団体というのは他の市町村のことを言うのか。どんなのを団体っていうのかというところが一つちょっと疑問になりまして、第4条のところに被災地支援に関する協定を締結する団体というのは、きっとこれは和気町内にある団体じゃないかなと解釈したわけです。そういうふう考えていいのかなどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、第4条の2項について、町長は前項の規定による要請に応じた団体に対して、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならないということになりますと、他の市町村ではないな、被災地支援に関する協定を締結している団体というのは、和気町内の団体としか考えられない。この被災地支援に関する協定を締結している団体には、どのような内容の団体を考えているのかと。例えば和気町には医療法人がありますから、そういうような医療法人の中で被災地支援に関する協定を締結している団体が果たしてあるのかどうか。AMD Aは岡山市に本拠を持っているんじゃないかと思いますが、その他、被災地支援に関する協定を締結している団体に対して、連携した支援を行うことを要請することができるというわけですから、これは和気町内にあるそういう団体じゃないかなというふうに思ったわけです。第2項のところに、町長は前項の規定による要請に応じた団体に対して支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならない。他の市町村ならそんなことはなかなかできない。それから、他の団体というといろんな団体があると思うんですが、医療法人とかそういう団体があると思うんですが、行政に応じた団体というのは和気町内の団体じゃないかなと。それでいいかどうかお尋ねしたいと思います。

第5条のところに、第3条に規定する支援を行った場合は当該支援に要した費用を負担するものとする。これはもう非常に結構なことで、やっぱりお金がかかるわけですから、被災地の人たちは、そこに支援に要した費用を負担するものとする。ただし、町長と被災地の長との協議により、当該被災地が負担するものについてはこの限りではない。余り出しゃばらずに、こっちが必要なことをさせていただいて、そして相手の足らんところをしてあげようかなというのが第5条かなと思うんです。

第6条のところに、町長は第3条及び第4条に規定する支援等を行った場合は、その内容を公表するものとする。ここもちょっとつまずいた。どの場で公表するのか。どういう期間を利用して公表するのかと。ラジオとかテレビとか、そういうものなんかと思ったんですが、その後ろに書いてある参考資料の条例施行規則では、広報紙、その他の方法と書いてありますから、和気町のこれは広報紙を指しているということに違いない。規則の第3条です。そうすると、この内容を公表するというのは、町内にこんなことをやりましたよというようなことを広報するというふうに考えていいんでしょうか。公表は町内を対象にしているというふうに考えていいのかなどうかお尋ねします。

それから、第7条、町長は被災地の支援を円滑に実施するために、被災地支援会議を設置すると。これも、被災地支援会議というようなのが、他の団体が町外の団体であったり、それから他の市町村であったりすると、町

長が被災地支援会議を設置するというこの7条はなかなか難しいんで、やっぱりこういうようなのは和気町を対象にして、被災地支援会議というのも和気町のいろんな団体に呼びかけてやるんじゃないかと。会議参加の範囲は和気町内に限るといふか、和気町内の団体が主として協力する団体じゃないかなというふうに考えたわけですが、こういうことでこの条例を解釈してもいいんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、私の方からこの条例制定について、柴田議員からの問い合わせに答弁させていただきたいと思っております。

まず、第3条の支援の中に、直接被災地と連絡調整し支援を行うことができますとありますが、直近の大きな災害で言いますと、熊本の地震が上げられます。熊本地震の場合も、震災後すぐにボランティア等が支援に臨みたいというような形もございましたが、被災地の状況ですとかライフライン、それから道路網とかのそういったあたりが確認できないと混乱を招くといったようなこともありまして、そういったあたりがすぐに被災地から支援を求める場合と、状況によってはこちらから確認した後に被災地とのやりとりの中で、和気町にとってはこういった支援ができますよといった部分で確認し合える部分もありますので、それはそのときの災害の規模、状況にもよると思っております。熊本県内からそれが広域的に九州全域とか、いろんな場面が想定されておりますが、特に和気町が懸念いたしておりますのは南海トラフによる地震でございます、それに伴いまして和気町が多少なりとも被災が少なく近隣の被災が大きな場合に、そういった支援も考えられるというようなことも視野に入れております。そこに支援としては、被災地への物資の支援、資機材等と書いておりますが、現状の和気町の常備しているもので支援できる範囲も限られてくると思っておりますが、そういった支援の求めに対して、和気町としてできる範囲で支援を行うということでございまして、その支援に対しましてですが、第4条に支援協定を結んでいる団体との連携とありますが、現在のところ和気町では、結んでいる団体は、町長の提案にもございましたが、AMDAとの協定のみでございまして、今回はそのAMDAとの協定を7月に結んだことによりまして、この条例を制定する運びでございまして、この条例を制定することによって、今後AMDA以外にも、和気町内にも代表者がおられます、NGOとかそういったボランティア団体がございますので、この条例を機に他団体との支援の連携も広がっていくのではなかろうかなと思っております。

それから、公表の方法でございますが、公表につきましては、とりあえず広報紙もでございますが、直接和気町が他の地域へ支援に行った場合、随時情報として町民の方以外にもお知らせする必要がございますので、町のホームページであるとかマスコミを通じての公表という仕方も十分あるのではなかろうかなと思っておりますし、当然町の広報紙の方にはその都度――月に1回でありますので、広報の方は――そういった状況も、タイムリーではない部分があるかもしれませんが、公表させていただきますが、今のところホームページあるいはマスコミを通じての公表が先になるんじゃないかなと想定をいたしております。

規則の方で、被災地支援会議の構成ということで先ほど話にございましたが、この会議と申しますのは、6ページの規則の第4条に書いておりますが、会長を町長をもって充てるということで、基本的に町の幹部をもって充てる会議でございまして、当然市区町村からの要請があった場合に支援となると職員が派遣するという、それをあくまでこちらとしてはメインで考えております。AMDAとの協定は、岡山県内において総社市、備前市も協定を結んでおりますが、その3番目として和気町も入るわけで、AMDAが中心となって他区域へ支援に出る場合は、和気町としては職員をまず中心として被災地へ出向いて協力し合えることを想定をいたしております。この協定によって、職員自ら被災地での支援活動を行うことによって町民に対します共助の心、他で災害が起きた場合でも何らかの協力が必要になってくるといった部分での意識の高揚にもなりますし、職員自ら被災地へ出向くということでは職員の意識の高揚にもつながるといふことも酌んだ内容で条例の方は規定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 今、大体則枝室長の答弁でわかったんですが、ついではっきり次の施行規則を読むと、この施行規則のところも同時にひとつどういうふうになっているかということの説明してください。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 6ページの施行規則でございますが、細部説明のときにも申し上げましたが、今回提案しております条例を施行するに当たっての細部の規定でございますが、まず先ほどの話の関連で申しますと、特に今回の支援で言うと、職員の派遣がやっぱりメインとなってきますので、支援を求められた場合、和気町として支援に向く場合の職員の身分をきちっと保障する形がありますので、第2条で職員の派遣の内容をうたっております。

それから、第3条には支援の公表ということで、先ほども申し上げましたが、広報紙等、マスコミあるいはインターネットを通じて広く和気町の活動状況をお知らせするというところでございまして、実際に被災地で支援活動が始まりますと職員が現地へ出向きます。職員のローテーションであるとか一職員がどの程度の期間交代で行くかといったあたりを、支援会議を行うに当たってその構成とか会長の職務、会議の収集の方法、それからその会議が所掌します事務の内容についてその条項等にまとめているものでございまして、今後AMD Aが出向いて、備前市、総社市とともに和気町が被災地に臨む場合、この条例あるいはこの施行規則に基づいて職員を派遣していきたいと思っておりますので、そういったあたりも含めた内容であるということをお含みいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 対象は、主として国内の大規模災害というふうに考えていいんですか。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） はい。冒頭も申し上げましたが、南海トラフ地震による災害を想定しておりますが、当然中四国、瀬戸内圏内の大規模災害をあくまで想定したもので考えておりますが、今回の熊本のように、県外を挙げて支援が必要な場合には県外にも出向く考えでおります。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

（11番 柴田淑子君「済いません」の声あり）

いや、もう3回済みましたから、済みません。

（11番 柴田淑子君「ありがとうございました。わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第84号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 基本的には、この間臨時議会ででしたか、全員協議会ででしたか、何か説明されたものをいわゆる条例化するとか、今まである規則を、という考えだろうと思ひます。そのことはいいんですけれども、以前いただいた資料だと、A案というのがありまして、それでいくともう保育所負担金だとか一時保育負担金、延長保育の負担金、そういうものまで——もちろん幼稚園使用料は無料です——給食費まで無料にするという、そういうふうに来年度からするんじゃないかなと期待しつつんですけど、その点でちょっとがっかり感とか、その辺どういふふうに来年度するのかしないのか。その点も含めて、教育長でも町長でも教えていただければなと思ひます。よろしくお願ひします。4, 144万円ぐらいでしたか、あれ要るのが。そういうふう

に無料にするんじゃないかな、全面的にと思ったんですけど、ちょっとその点があればでございます。じゃあ、趣旨と今後どうするのかお願いいたします。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 先の5月の臨時議会において、保育料、預かり保育、延長保育の件でいろいろご協議いただいて、今の現在の保育料減免となっております。そのときに、1案、2案、3案とありまして、先ほど議員おっしゃったように、保育料全額無料ということも案にございました。

今回の条例制定につきましては、国、県の多子軽減の減免についてこの9月に制定する必要があるということで、今までの規則をあわせて条例化したものです。これからこの9月に多子軽減の申請人数、それから額とかがある程度固まってきます。来年度の29年4月から幼・保一体化の施設として運営もしていきます。その中で、これからどのような形が一番いいのか、保育園児が多くなるのか、幼稚園児が多くなるのか、その辺もこれからどうなるんかちょっと様子を見ながら考えていく必要があると思っております。今後の検討課題として協議をしていきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました。じゃあ、様子を見つつ」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ちょっと私も不勉強な部分もあるんですけど、この11ページの保育料の経過措置。この条例の規定は、平成28年4月分以降の保育料について適用し、平成28年4月1日から当分の間うんぬんでございます。不利益不遡及の原則ではございませんので、遡及はええんでしょけど、ここまで引張るというんか、28年4月1日までさかのぼって適用するのにこの時期というのは、どうしてこういうことになったんですか。そのあたり、提出するときには若干の説明なり、お断りなりがあってもええんじゃないんですか。何でも議会へ出せばいいというような考えになってもろうちゃ困るし、そこらあたり教育長、どねえなん。もうやらにゃいけんようになってからというて次々。この子育て支援については、支援することは私も大変いいことだというイメージは持ってますが、このスタート自体が4月にさかのぼってと。基本的には3月に議論すべき問題ではなかったかということもその際申し上げておりましたが、またこんなんがこんな時期に出てくる。どうも執行部の姿勢というか、議会に対してこれで本当にいいんですか。私は不満です。そのあたりを回答ください。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 済いません。失礼します。

議員おっしゃいました今回4月に遡及してということなんですが、5月の臨時議会におきまして6,200円の減免、それから延長保育、預かり保育についても4月にさかのぼって実施しますということで、規則の附則の中でうたっております。それで、多子軽減の減免につきましても、そのときにご説明の方はさせていただいておりますので、今議会が初めての説明ということではございません。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） いや、その説明を聞いたのは覚えてますし、ですが正規に条例で定めるのを半年ですよ。それもスタートの時点で、よそがするからといって5月になってから4月にさかのぼってやって、こんなことじゃあおえんのじゃねえんですか。私は、議会としてもきちっとした議案提出を要求したいと思いますが。

議長、答えれんのんならよろしい、委員会がありますから。

○議長（草加信義君） はい。

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第83号及び議案第84号の2件の質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第83号及び議案第84号の2件は、総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第83号及び議案第84号の2件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、議案第85号から議案第99号までの15件の質疑を行います。

まず、議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 11ページで、前年度繰越金が9,275万1,000円ということでございます。これは、もう一つの分厚い資料によると、収支差額が2億9,275万1,000円ですか、それになって、そのうち1億5,000万円を財調に繰り入れ言うたんですかね。それで、その内訳というんか、9,275万円の繰り越しの説明がよくわからなかったんで、ちょっと混乱しております。もう一遍教えてやってください。決算の方で見ると2億9,275万1,000円となっとなつてますよ。そのうちの9,275万1,000円を繰り越したんですかね。そうすると、あと残りがあるように思うんですけど、そのうち1億5,000万円が基金に繰り入れる言うたんですかね。もう一遍教えてください。よくわかりませんでした。

それから、次の13ページでしたかね。負担金・補助及び交付金で和気町結婚新生活支援補助金180万円、これが資料は出てるんですが、もう一度どういうふうになっているのか、1件が18万円を10件ということなんですけれど。よくあるのは、東京都の中でも中央区だとか若者を引っ張る施策として家賃補助をやっているのはよく聞いてるんですけども、どういうふうな項目にこれは使うあれでしたかね。家賃の敷金、そういうものなんですかね。その辺をもうちょっと説明をいただけたらありがたいと思います。

それから、同じく13ページの地域公共交通網形成計画策定業務委託料、まち経営課だと思うんですが、とりあえず700万円用意していたものを540万円だけ使いますと。調査だけに止めておくというふうな言い方だったんですけど、その意図、理由はどういうことなのか。これから学校統合だとかいろいろあるから、そういう面も含めてスクールバスが今度和気地域にも出てきますね。そういう問題も含めての交通会議を後に回した方がいいという意味でこういうふうになっているのかな。その辺をもう一遍説明をお願いします。

それから、17ページ、委託料の不動産鑑定評価委託料が166万2,000円。これは学校跡地の評価だというふうに聞いておりますが、そうすると売却する可能性もあるということで、そういう評価を出すということなんですかね。その辺のお考えはということで不動産鑑定評価をするのか教えていただきたいと思います。

それから、小学校が5、幼稚園が6、保育園が1つ、跡地というものが出てくると思います。保育園は初瀬でございます。幼稚園はそれぞれ幼稚園がある。現状では、跡地の検討委員会はそれぞれ違うと思いますが、その状況は今どういうふうな、どの地区ができて、どの地区がどうなのか、いろいろと地域の状況が違うと思うのであると思います。それは私は急ぐ必要はないと思いますが、それを立てると言われたので、現状はどうなっているのか教えていただければと思います。

ついでですが、総合学力調査業務委託料58万2,000円。中学校の英語の学力調査をするということなんです。

か。これはだから英語特区にかかわるものなのか、それとも違うものなのか、そこら辺ちょっとわかりません。もう一遍お願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それではまず、前年度繰越金についてご説明させていただきたいと思っております。

一般会計の歳入歳出差引残高につきまして3億2,837万4,554円の繰り越しがございました。なお、翌年度への繰り越すべき財源といたしまして、継続費の逓次繰り越し71万4,000円、繰越明許費の繰越額といたしまして3,490万9,000円ございまして、トータル3,562万3,000円でございます。それを差し引きますと、2億9,275万1,554円になりまして、財政法の7条によりまして剰余金の2分の1以上を財調の方へ繰り入れるということで1億5,000万円繰り入れをいたしまして、残額が1億4,275万1,554円となりました。当初予算に5,000万円を計上しておりましたので、差し引き補正額といたしまして9,275万1,000円を計上するものです。

続きまして、予算書の13ページでございます。

13ページの和気町結婚新生活支援補助金でございます。

こちらにつきましては、新たに新しい施策といたしまして制度を設けるものでございます。

内容につきましては、こういったものを助成するかということでございますが、引越し費用それから住宅賃貸に関する費用といたしまして敷金、礼金とか、そういったものを対象といたしまして、18万円を上限に助成するものでございます。時限立法といたしまして、5年間の時限立法で一応考えて、結婚新生活の助成金を出すという制度を考えております。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、13ページ、自治振興費の委託料、地域公共交通網形成計画策定業務委託料、160万円減額ということですが、この計画につきましては、当初予算に計上いたしておりましたが、28年度において現在の状況を調査して、計画策定まで単年度、28年度において当初は計画いたしておりましたが、地方創生の交付金のメニューの関係でこの内容もそのメニューに乗られるというようなことで、協議をする中で交付金を活用するということが決定いたしました。ただ、この決定に当たりまして、当然もう時期的に4、5、6、7、8と、時期を経過いたしておまして、今年度につきましては現在の和気町の状況の調査のみということで考えておまして、この9月1日から公募によりまして行うような計画で進めておるんですが、時間的にもこの10月以降からの市場調査ということになりますので、予算は今年度につきましては調査のみで、29年度において策定業務の方に取りかかるということで、2カ年のメニューで計画策定を考えてる状況でございます。当然来年から始まりますスクールバスの動向も、これからの地域交通の中で検討しなければならないことが発生してくると思っておりますが、とりあえず財源的に地方創生の交付金を活用するということで、この時期からの取り組みということで、今年度の現地調査、来年度策定ということで、去る8月4日に行われました地域公共交通会議についてもこの提案について承認をいただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、17ページ、事務局費の委託料、不動産鑑定評価委託料166万2,000円です。今回の補正につきましては、統合されて廃校となる、まず石生地区は石生小、幼稚園、総合グラウンドを含めた鑑定評価を考えております。それから、日笠、和気、山田小学校につきましては、校舎とグラウンドを含めた評価、これは別々にそれぞれ評価をする予定にしております。買収することで評価するのかというご質問なんですが、当然これから跡地利用検討委員会で跡地について協議をしていく中で、民間への売却それから

賃貸等も十分考えられます。事前に評価して、妥当な金額提示ができるよう、今回評価をいたすものです。

跡地利用検討委員会の状況でございますが、委員会の設置規則はもう立ち上げて、かなりたつて非常におくれておりますが、各地区ごとで、今石生地区と日笠地区で地域の検討委員会、地域部会が立ち上がっております。あとの地区はまだ立ち上がっておりません。早急に事務局としてもご依頼して、それぞれの地区部会を組織していただいて、全体の第1回の跡地利用の委員会ができるよう、早く作業と協議を始めていきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼いたします。

事務局費、総合学力調査業務委託料に関してです。議員ご指摘のとおり、今年度英語の特区、教育課程の特例校を申請いたしております。それで、今まで英語の力に関しては何もデータがございません。来年度以降、少しでも和気町として効果的な特区に向けて英語の力をつけさせるという意味で、読むとか、書くとか、聞くとか、話すとか、4技能をバランスよくということで、今年度中にぜひ、今の中学2年生ですけれども、その4技能でどういう力がついているかということ調査をするためのものです。来年度以降も、文部科学省の方にも報告ということで必要となつてまいりますので、この時期になんですけれども、ぜひ必要なので、計上しております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 1つだけお願いします。

結婚新生活の要綱はもうすぐできるんですか。それだけお願いします。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

要綱についてはまだ作成しておりません。予算の資料138ページの方で、この事業概要の方を添付いたしておりますが、この事業概要に基づきまして要綱を作成する予定にしております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

9番 当瀬君。

○9番（当瀬万享君） 関連で質問させてください。

13ページの今の結婚新生活支援補助金180万円なんですけど、138ページに資料がありますが、新規に結婚するとかというような文言が入ってますけど、例えば片一方が初婚で片一方が再婚とかというのがこの文言の言う新規に入るかどうかというのをちょっとお聞きしたいですし、内閣府が決めて、少子化のためにするからなんでしょうけど、本当に聞きたいのは、何で34歳なんかというのを。36歳じゃたらだめなんかというのをわかりやあ教えてほしいんじゃけど。36歳でも十分子産めると思うんじゃけど、何で34というて決めてしまうん。国が決めてとっても、和気町がもうちょっと38とか40前ぐらいまでにすりゃええんじゃねえんかな。ほんなら、これ18万円補助する意味がないんじゃないん。もうちょっと年齢枠を広げんと、こういうふう引越費とか住居費というて書いとんじゃけど、もうちょっと幅広うやうの方が有効に使えるんじゃないかなというふう思うんですけど。わかる範囲内だけで、国が決めたからというて言われたらもうそれまでなんですけど。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちらについては、要件につきましては新たに婚姻届を出された方が対象ということで、再婚とかについては

規定はございません。

なお、年齢要件につきましては、36歳と言われましたのがちょっとあれなんです、今こちらで考えておりますが、男女ともに49歳以下の想定で考えてございます。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 9番 当瀬君。

○9番（当瀬万享君） 49歳というのはどこにあるんですか。ちょっと見たけど、そういう数字がないんですけど、和気町が49歳以下まで考えてるということ。ほんなら、3回目の成人式を済ます前に結婚したら大丈夫なんですか、50までに。ありがとうございます。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 1点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

17ページの住宅管理費の修繕料1,100万円。これの関連の資料がその140ページ、その中の3の宮田団地の空き家施策に伴う住み替え先住宅の修繕料ということで、50万円掛ける13戸、650万円ということが出ております。これも聞くと、もう既に説明をされたということを知っております。実際これいつごろからいつごろまでに新しいところに引っ越しをするのかということと、それから既に誰がどこの部屋に入るのかというのが決まっているのかどうかということについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

安東議員のご質問でございますが、資料の141ページをごらんいただきたいと思います。

宮田住宅の古い部分でございますが、資料では緑の枠で印をしておりますが、ここに空き家がございまして、住んでの方が13戸ということで、全員の方に説明会を行いました。ほぼ全員の方から了承を得ておまして、そのへりの赤で囲んだ区域の空き家部分を修繕して移転をしていただくということで進めております。

時期につきましては、できるだけ早く進めてまいりたいとは思っておりますが、おおむね年内をめどに移り住みを進めていきたいと思っております。最悪でも3月末には全て完了させたいと思っております。

それから、引っ越し先につきましては、現在調整中でございます。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） この別紙の図の中にある赤いところがありますよね。13戸のうちの小さい枠です。小さい枠はたしか2階建ての部分ですかね、これ。これが7戸ですか。この方が仮に引っ越しをすると、下の段のこの空き家の2階建ての部分、これ3戸しかないんですよ、実際は。これはどんなんですか。要望で、今2階におられる方がやっぱり2階の方がええと言った場合には当然これ足りないわけですよ、このあたりはどうされるんですか。意味わかりますか。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） お答えいたします。

個別に聞き取りというか、お話を聞いておまして、2階の方もできるだけ、お年寄りの方が多いので平家の方を希望している方が多いと聞いております。

（8番 安東哲矢君「問題ないと」の声あり）

はい。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず最初に、簡単な方からいきますと、18ページの中学校費、教育振興費のところ、全国・中国大会出場助

成金が55万5,000円なのですが、これは和気中の柔道部というふう聞いたんですが、そういうことなんですか。非常に優秀な選手がおるんで、きっとそういう人が出るんじゃないかなと思うんですが、この全国、中国大会に今まで出場した経験が和気中の柔道部にはあるんでしょうか、お尋ねします。1点目です。

次は、17ページの今さっき聞かれたと思うんですが、総合学力調査業務委託料というのがあるんですが、これは英語特区についてですかというふうな質問をされたような気がするんですが、全国的な調査ではないんですね。和気町独自の調査で、中学生の英語だけを聞くんですか。それとも、全国的に学力調査をしようりますが、対象は何か5年生と中学校の2年生ぐらいでやっとな、あれとは関係ないでしょうか。そこら辺のところをお尋ねします。

最後に、一番やこしいところなんですが、今さっき聞かれた土木費の住宅管理費のところ、修繕料がそこに出ておりますが、資料が一番最後のところに別図として出ておまして、こういうようなカラーで出ておるわけですが、それを見ますと、緑色の枠で囲んであるところ、そのところが一番住宅地としては広々としていて住みやすいところだと思うんです。それから、その周辺に赤でぐるっと囲んであるところは家が割と詰んでずっとありまして、この広い緑色の枠で囲んだところから比べると、非常に、何かこの広い緑色のところからこっちへ出ていくとお隣が詰んでおるとかいろいろなことでストレスがあるんじゃないかなという感じがするわけです。この宮田団地の土地のぐあいを見ますと、土地のそれぞれのブロックに名前をつけると、宮田の集会所があるブロックがありますね。これを集会所ブロックと仮に呼びます。それから、その隣に遊園地がある広々としたブロックがあります。これを遊園地ブロックと呼びますと、この集会所ブロックと遊園地ブロックからその周辺のところに引っ越しをすると、出ていくと、こういうことで計画されておると思うんです。

まず、宮田団地のこの土地全体を見ますと、東が高い、そして西に行くに従って土地が低い。そして、このところは、話を聞きますと、湿田だったと、非常にしける土地であったということなんで、一番しけるところはどこかといいますと、この一番下にある例えば8棟、11棟、9棟、12棟があるそのブロックは非常にしけて、そして雨が降るといつまでもじめじめして、住んでいる人たちはトイレの床が腐ったとか、それから押し入れのところに結露してお布団がびしょぬれになったりするというぐらいじめじめした場所なんです。そして、東に行くほど高くなって、一番東側の赤い四角の中で人が移転する予定になっているところで、例えば20棟、21棟、22棟があるところを東側ブロックというふうに仮に名づけますと、ここが一番高く、そして空間的に言いますと狭いんですが、ここが一番健康的にはいいんじゃないかと思うわけです。その赤い四角で囲んでみんなが出ていく先なんです、例えば15棟、18棟、19棟のこのあたりも割と低い。一番低くてしけているところとひどく変わらんぐらい湿っております。それから、この赤い枠で囲んである24棟とか25棟があるところは、みんながうらやましがるぐらい乾燥していい場所だということが言えるんじゃないかと思うんです。

そこで、広々としたところから、言うてみりゃあ一番しけた8棟とか11棟とか9棟とか12棟の方に移転しますと、非常に生活環境が悪化して、幾ら修理しても出ていってからは不満が出るんじゃないかなと思います。

それから、出ていくというふうに仮に仮定しますと、東側のところが一番出ていくと後で不満が出にくいところじゃないかなと思います。それから、遊園地がある下のところ、このところも割としけるんですが、しかしながら一番しけると言うたところより少し高くなっているんじゃないかなというふうに思います。

そこで、話を聞きますと、一番最初説明会があったときには何の話だろうかというふうに思ってたところが、移転してほしいという話だったので、みんなその話を聞いて帰った。よく考えてみると、何で移転せにゃあならんのかと。その理由がわからん。このところに住んで、いろいろと和気町が家主としての義務というものを十分果たしておるならよろしいが、ガラスが割れた——自分で割ったもんは自分で弁償せないけれども——非常に古い団地ですからガタガタガタガタ風が吹くと全体が揺れるわけ、窓が。そうしょ

うるうちに古い窓ですからひびが入って割れたりする。そこに段ボールを張ったり、紙を張ったりして、お金がない人ですから、やっぱり来てもらってガラスを入れると手数料等込みで1万円ぐらいかかるというので、やってくれなので自分たちで今まで修理してきたと言うわけです。そういうふうにしながらか住んできたんで、今さら出てくれと言われても、考えてみりゃあ出る必要がないんじゃないかという意見が非常に多いんですが、この点について担当の方はどういうふうと考えていらっしゃるのでしょうか。それだけお尋ねします。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼いたします。

まず、18ページ、教育振興費の方の全国、中国大会出場助成金というところですが。

（11番 柴田淑子君「ごめんなさい、今どこを説明してくださりょうんですか」の声あり）

18ページの教育振興費の全国、中国大会出場助成金のところ。

（11番 柴田淑子君「はいはいはい、ありがとうございます」の声あり）

よろしいですか。

（11番 柴田淑子君「はい」の声あり）

本年度、和気中学校の方で3年生女子が1名とそれから男子1名が中国大会に出場しております。鳥取県米子市。それから、男子に関しましては、全国大会にも出場しております。新潟の上越市の方で開催されております。

以前もあったのかというご質問なんですけども、昨年度も佐伯中学校の剣道部の選手1名とそれから和気中の柔道部が団体で中国大会に出場しております。それから、一昨年は、男子個人ですけども、全国大会の方に出場しております。

続きまして、17ページの事務局費、総合学力調査業務委託料に関してですけども、全国の学力・学習状況調査と関係があるものか、それから全国的にやっておるものかというご質問なんですけども、これは全く関係ありません。国語ですとか、算数、数学については、全国それから県でも実施しておるところなんですけども、英語に関しましてはまだそういうことをやっておられません。特に4技能に関してどんなふうにな力をつけてやろうかなということで、まず今年度中に確かめると。来年度以降は、2年、3年ということで調べていきたいなと思っておるんですが、まずは今年2年生で、来年3年生になったときにどんな伸びがあるかということで計上させていただいております。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

お答えいたします。

柴田議員ご指摘のとおり、東側が少し高く、西側が少し低いんですが、移転先として考えておりますのは、東側のブロックを中心に考えております。なお、長年の間空き家政策をしておりまして、宮田が現在33戸空き家がございます。かなりあいてきましたので、宮田集会所を中心とした、宮田住宅では一番いい区域だと思っておりますが、ここは将来的に町営住宅を建てるのであるのか、また県営住宅を持ってくるか、いろんな方策がございますが、そういった事業を進める上でも更地を町の方では考えておりまして、まずこの緑の部分、約6,600平米ございますが、こちらの13戸、聞き取りのときにはほぼ了解を得ておりますが、基本的には東側の高い方のブロックへ移転していただきまして、更地化を進めてまいりたいと思っております。その後、また西側から順に東側の方へ移っていただくように担当課の方では考えております。

また、修繕につきましては、個人が負担すべきもの以外は基本的には町の方で修繕をいたしております。何分にも宮田は古いものですから、かなり修繕の要望が多うございます。今回、一般修繕ということで100万円補

正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） どういうご返事をいただいたんか。最初、もう6月か7月に説明会をしまして、その後説明会はしてないんじゃないかなと思うんですが、そのときにいきなり出てくれって言われて、出にやあいけんもんかなと思ってたというような話であります。ところが、もう年齢も随分年がいったし、新しく引っ越しをして、そしてそこのところで一からやるというだけの体力もないし、病気でもあるし、もう自分には行きたくないんだというふうにおっしゃる方もおられるわけです。

それから、自分でいろいろと修理をして、ガラス戸なんかはアルミサッシに替えたり、ドアなんかは自分でガタンと下に落ちたり、いいように閉まらんようなドアを自分で新しく替えたり、いろいろと生活しやすいように今までずっとお金をかけてきていると。そして、商売もしょうとかがいろいろなことがありまして、もうとてもこの予算の額、1軒当たり50万円ぐらいの修理費なんですけど、引っ越し代だとか今までかけてきたお金のことなんか考えると、新しいところに出ていってもう一遍一から床を張り替えたり台所を直したりというようなことは、お金もそれほどあるわけじゃないしもうしとうないんだというような声が今ごろだんだん出てきょうるわけです。そうすると、この中で、6軒ぐらいの長屋になつとりますから、ここを更地にして、ほかのところには何か分譲住宅でもつくるような計画があるかのような話を聞きますが、1軒でも出ていかんということになりますと、この遊園地ブロックにしても、集会所ブロックにしても、ここに何軒か出ていかにやいけん人がおりますが、全員が出ていきたいと言ようるわけでもない。出ていきたくないというふうに言う人の方が多い。そうやってきたときに、これは一体この計画はどういうふうにしていくつもりでいらっしゃいますか。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

移転先の空き家につきましては、町の方で責任を持って修繕いたしますので、個人で負担するようなことはないと考えられます。

それから、聞き取りのときには一応協力はいただけるというふう聞いておきまして、ただ高齢者の方で若干体が悪いんでちょっと時間がかかりますよと、すぐには移転できませんけれど時間を下さいというような意見を聞いておりますので、個別に十分意見を聞きながら、この移転の事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、よろしいか。

○11番（柴田淑子君） 出ていってほしいということならば、任意に出ていきますよと言わなければ出ていってもらえんわけですから、出ていってあげると言わなかったときには、これは、例えば13棟で1人でも出ていかんと言われると、この遊園地ブロックのところ全部を空き地にするわけにはいかない。それから、集会所ブロックの中でも、脳梗塞か何かで倒れたまま寝た方がいらっしゃるわけで、そういう方の自分の意思で行くか行かんか表明することは難しい方もいらっしゃいます。それから、がんを患ってもうどこにも行きたくないんだという人もおられるわけで、そうやってきたときにもう少し丁寧な話を一軒一軒して回って、その意思の確認をせにやいけんのじゃないかなというふうに思います。ここは、町営住宅ではありますが、ここに適用される法律というのは借地借家法なんで、正当事由というもんがない限り出ていけというのは非常に難しい。任意にじゃあ出ていきますよと言うてくれたときに初めて成立する話なんで、もうちょっと話し合いを進めていく必要があるんじゃないかと思いますが、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

柴田議員ご指摘のとおりでございますが、一軒一軒丁寧に説明をし、ご理解をいただいてまいりたいと思っております。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 1つ、9ページ、藤公園入園料の187万円の補正ということでマイナス補正ですけども、これ多分私の推測するところ、入場者の少なかった分で減したんだなと思います。

その辺の確認と、それから私も時々、毎年藤公園のボランティアで行っとんですけども、何せ1年に1回の行事ですので、2週間ぐらいあればいろんな反省点を僕らも耳にするんですけども、なかなかその辺の担当課での総括といいますか、来年以降に向けた反省会を検討しとるんか。もう1年が終わってみたら、やれやれ終わったなあと。そしたら、同じことでまた来年やるかというんでは、多分これせつかくのあれだけの立派なイベントが戻すほみになったんではいかんので、その辺、これ一番僕思うのは、前にも言ったことあるんですけども、きちっと総括というんか、それをみんなでやっぱり、いろいろ各種団体があそこにおられるんで、例えばシルバーなんかの切符切りの人なんかもおられますけども、いろんなことを思っておられるんで、幅広い意見を聞きながらますますいい形のイベントにしていだきたいんで、そういう立場でお願いしたいと思っております。1件だけで結構です。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 議員のおっしゃるとおり、藤公園の入園料の入園者の減ということで減額補正をさせていただいております。今年度4月23日から5月5日の13日間、入園者は5万2,206人、昨年と比較しまして1万138人の減でございます。そのうち有料の入園者数は4万2,343人ということで、当初予算では4万9,200人の有料入園者を見込んでおりました。その分を差し引き減とさせていただいたところでございます。

あと、反省会につきましては、各種団体とまた協議等をして取りまとめをしておりますんで、そちらでまた来年度に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 2番、よろしいか。

（2番 居樹 豊君「はい、ありがとうございます」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第85号を総務厚生常任委員会、産業常任委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第85号は、総務厚生常任委員会、産業常任委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで場内の時計で、25分まで暫時休憩といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第86号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) 28ページ、病床転換支援金等が2,000円ということで、療養病床というんですか、それを転換することについてこの2,000円を町が出すということなんです、その辺のちょっと仕組みがよくわからないので、もう一度ちょっと教えていただければありがたいかなと思います。よろしくお願ひします。

○議長(草加信義君) 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長(青山孝明君) 2,000円でございます。これは、医療機関での患者の入院期間を短縮するため、医療の必要が低い高齢者が入院している病床を介護保険施設等に転換するための事業に係る事務費の拠出金でございます。これにつきましては、以前より社会保険の支払基金の方が拠出金を集めておりましたが、補助的な国庫金が財源として今までありましたので、それを財源として充てておりましたが、会計検査院の指摘により、国庫補助金につきましては事務費の財源に充当されることは適切でないという指示がありましたので、平成28年度より再開して支払基金へ拠出するものであります。

○議長(草加信義君) 6番 西中君。

○6番(西中純一君) つまり、今言われたのが、一般病床というか、老人の療養病床から老健施設だとか特養への転換を促す、そのための費用が国の今支払基金と言われたんだけど、国が費用を出せないで市町村が支払基金を出すという、そういうことでよろしいですかね。

○議長(草加信義君) 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長(青山孝明君) この拠出金は、先ほど言いましたように、社保支払基金の方へ拠出するものでございます。

○議長(草加信義君) よろしいか、6番。

(6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第87号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第88号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第89号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、議案第86号から議案第89号までの4件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号から議案第89号までの4件を総務厚生常任委員会に付託したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第86号から議案第89号までの4件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第90号平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第90号は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第91号平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第91号を総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第91号は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第92号平成28年度和気町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第92号は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第93号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号を総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第93号は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第94号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第95号平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 駐車場関係の説明がございまして、今まで個人の方に賃金という形でお願いしとったのを、今度はシルバーに委託ということでお聞きしました。これ週1回から週5回、これは別にトータルから考えてこれで十分だということで判断されたと思いますんですから結構ですけども、あとここで、駐車場関係では全般的に監査の意見書がありましたけども、私前にも言いましたけども、駅前の定期駐車場の効率的な運用ということで、定期駐車というのは1回転、それからこれを転がしていくと1日2回転、3回転ですから、今年はまだ終わりですけど、ぜひ来年度に当たってはもう少し、監査委員の報告じゃございませんけども、効率的な運営というのは、定期駐車が3,000円でひと月というたらもう1カ月占有ということでそらいいんだけども、やっぱりあそこの駅前が狭いんで、将来的には少し、一気にというたら今までの既得権じゃないけども、あれは抽せんでしょうから、ですけどやっぱり皆さんもう大体毎年当てにしている定期駐車の方もあって、そこをなるべく折り合いのいいような形で、少し狭い駐車場だから、八十数台しか置けんとこだから、もう少し効率を、多分今まで転がしてやっとなで、やっぱり定期というのは特定の人にはいいかもわからんけども、駅の全体的な都合からいうたら不都合なんで、満車が結構多いということも含めて、少し細かいことだけでも、効率的な運営でやられたらどうかというふうに思います。もし何か意見があれば教えてください。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

議員ご指摘のとおり、駅前駐車場につきましては、駅前ロータリー整備をいたしました関係で86台ということで、非常に台数が減っております。たびたび満車の状態ということになっていることも承知いたしております。そういった中で、そういう要望もございまして、拡張をする方向で、隣がJRの用地ですので、JRとの用地の購入について今現在協議をしているところでございます。将来は拡張に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 踏み込んだ話で、私、駅前の利便向上ということで、駐車場の拡張ということで、今部長の言われたJRの一部のあれを購入したらどうかということ是一般質問だろうと思ったんですけども、そこも考えとるということで、それはすぐにはできんので、やっぱり二、三年かかるかもわからん、購入して、あれしてと言おうたら。だから、当面できることは、もうお金も何も要らない、ただ運営方法だけ、定期駐車を変えれば、1回転が2倍、3倍、2時間ずつで3人おりゃあ3倍になるわけですな、もう単純に、それだけでも。それはすぐできることじゃから、できれば来年度の募集に当たっては、そういうことも頭の隅にちょっと入れてもらうとったらどうかな思いますんで、よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 答弁はよろしいか。

（2番 居樹 豊君「はい、結構です」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第96号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第97号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第94号から議案第97号までの4件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第94号から議案第97号までの4件を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第94号から議案第97号までの4件は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第98号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第98号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第98号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第99号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第99号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第99号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第4）

○議長（草加信義君） 日程第4、議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） これは、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてというのは、全員協議会でも一応は説明をいただいておりますけれども、まだまだ費用分担、事務費でそれ以上のことができるのか。そういう問題がどうもいま一つよくわからなかったんですけれど、その点はどうなんですか。

それから、いつごろ事業が始まるかというのも、それぞれ物によって全然違うんですね。非常にファジーでどうもようわからない。一つ言えるのは、ここへ出ておるのが、和気町で星印なのは圏域の周遊に向けた歴史、文化資源発信事業、それから公共交通ネットワークの利便性の向上、これは星印で出てるんですよ。そのほか、18ぐらいあるんですか。非常に事業が多くて、1つ1、500万円という言うても、これがそれに重なったらどえりゃあことにならへんかなと思うようなところもあるので、その費用負担がどうなるのか。これは、国の特別交付金とかそういうことじゃないわけですよ。岡山市と和気町との分担というか、そういうものなんで、その辺が非常に不安があるわけなんです。

それから、この間は聞きませんでしたけど、一方では倉敷市を中心にした連携中枢都市圏形成と、これが多分一歩先を進んでいるんじゃないかなと思うんですけど、そこは今どういうふうな状況にあるんですか。それをお聞きします。

それからもう一つ、ごめんなさい。

この辺では、備前市と上郡と赤穂市が定住自立圏構想という名前でやっております、例えば赤穂市民病院、そちらへ吉永からバスが出ている、その費用負担をしているようでございます。それとはちょっと全然違うのかもしれないけど、何かそういう連携協約、自治体が連携してやっていこうという点では非常に似ているように思って、それも向こう、赤穂へ引っ張るっていうんでちょっと問題があるんじゃないかっていうふうなことを思ったんですけど、それは他市町のことでもいいんですけど、ちょっと聞いたことだけひとつよろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員のご質問にお答えいたします。

費用分担につきましてですが、第4条に掲げております費用分担と申しますのは、まずこの事業に係ります費用、事業費全体を指しておるものでございまして、今後岡山市との協議の中で事業の費用の方を相談いたしまして、それにつきまして費用を分担する内容について定めてまいることとなっております。

それから、いつこの事業が始まるのかという問いにつきましては、各事業につきましてまだ今の段階では協議中のものもあり、更に1年先、2年先に事業を実施するものもあつたりする中で、まだそれぞれの各事務事業についていつ事業が始まるのかというのは個々の事業ごとに異なっております。

それから、特別交付金という考え方なんですけど、連携中枢都市圏に岡山市と今回連携協約を結ばさせていただくんですが、その事務事業につきまして1、500万円まで国の特別交付税が算入されることとなっておりますので、連携中枢都市圏に係ります事務事業につきまして、岡山市と協議を重ねた中で、事務事業が固まった段階で1、500万円までの特別交付税が算入されることとなっております。

あと、倉敷市を中心とした連携中枢都市圏につきましては、現在倉敷市を中心といたしました連携中枢都市圏が形成されておまして、ちょっと詳細な資料は持ち合わせておりませんが、倉敷市が中枢となりまして様々な事業に取り組んでおるところでございます。ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

あと、定住自立圏の構想ということと連携協約の関係ということで参りますと、岡山市と和気町との連携協約

ということでございますので、そうした中で今回の連携協約の取り組みでやっていく場合には、岡山市が必ずその事業にかかわってないといけないということもございますので、そうした制約もある中で今後取り組みを進めていくこととなると思います。そうした中で、定住自立圏構想といいますが、そうしたほかの市町とのかかわりを持っていく上では、岡山市と一緒にやっていく必要があるということをお願いさせていただきます。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりました。

それで、もう一つ最後に。

これは全国的に連携中枢都市圏形成協約、これを今安倍政権がやってるということなんですか。

それから、当然これ事務局は岡山市になりますよね、恐らく。そうすると、人件費が多分出てくる。そういう問題もやっぱり負担するようになるんでしょね、恐らく。その2点。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 西中議員のご質問にお答えいたします。

連携中枢都市圏構想につきましては、国の施策に基づいて日本全国で10以上の様々な都市圏が形成されております。

あと、もう一点が、申しわけございません。

（6番 西中純一君「岡山市に事務局のある」の声あり）

岡山市……

（6番 西中純一君「人件費」の声あり）

人件費につきましては、連携中枢都市である岡山市には、特別交付税以外にも別途普通交付税の方も算入がありまして、そうした人件費の部分といいますか、そういったものについての負担というものは発生しません。今回は事業のみということでございますので、そこだけご了承いただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「わかりました、はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第100号を総務厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第100号は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第5）

○議長（草加信義君） 日程第5、議案第101号工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 事務局の方にちょっと申し上げときたいんですが、議案としては資料が不足している。せめて平面図、配置図を、これは最低やっぱり一緒に出してもらいたい。そうせんと議論のしようがない。あした委員会があるから、それまでに出してくればいいです。

それから、この事業は基金事業と絡んでます。その基金事業と事業内容がオーバーラップするところがあるんかないんか、事業として。それで、関係があるとすれば、予算的にはどういう面で関係があるのか、そこらあた

りの説明資料をあしたの委員会に出していただきたい。そうしないと議論できない。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） あすの委員会において、平面図それから配置図の方は用意させていただきますので。基金事業との関連ということで、もう一度ちょっとお願いします。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 基金事業にも解体事業がありますね。ですから、この入札の中で、11億円の中にその基金事業で消化すべき内容があるのかないのかということです。だから、この11億円の事業の内容をさび分けをする必要があるわけ、もしあれば。そして、それに応じて予算もついてるわけですから、極端に言ったら、この11億円というのは、基金事業の2億5,000万円のうち幾ら使うか知らないんだけど、そのお金と、それから一般会計にあるお金を使ってやるのか、具体的にはそういうこと。一般会計だけでやるのか。あるいは、基金事業を含めて、取り込んでこの契約ができ上がってるのか、そこらあたりをはっきりさせてほしい。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） あすの委員会におきまして、更新事業とそれから解体事業の費用的な内訳についてもご説明させていただきます。

○議長（草加信義君） 5番、よろしいか。

（5番 尾崎忠信君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） もう尾崎さんが言われたんで、何か余残のことを言うような感じがするんですが、解体更新工事というふうに書いてあるんですが、どこまで解体するんかっていうのがわからん。建屋がある。そうすると、建屋を残しといて、焼却炉が2つあるわけですが、その焼却炉だけを入れ替えるというような工事なんでしょうか。

それから、その建屋の外に煙突がありますが、その煙突のところに重油で燃やしたごみの煙が最後に出ていくんですが、水蒸気になって出るところまで燃やすというふうな話なんです、そうすると煙突はそのまま残しといて、要するにここに書いてある解体更新工事の内容っていうのは、2基の焼却炉を、建屋はそのままにして、入れ替えるだけの仕事なんでしょうか。ちょっとようわからんので、またあした尾崎さんが今の質問をされたので詳しい話が出れば、そのときに聞かせていただきゃええんですが、やっぱり言ってみると、どこまでやるんか、これを残しとくんか、こっちの建物はどうするんかっていうのがわからんので、わかりやすく説明してほしいと思います。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） あした特別委員会の方で、さっき尾崎議員の方からそういう資料提供要望もありましたので、図面等で詳細な説明をさせていただきます。このことを決定した時点で、こういう解体をしますとかという大まかなことは議会の方でご説明したと思うんですけど、明日、もう入札も終わりましたんで、詳しくご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） そうすると、三重県にはもうごみは送らないということでやるんですか。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 可燃ごみは送りません。ただ、従前どおり、そこに出てくる灰の処分だけは三重の中央開発で行ってもらおうというように予定をいたしております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、よろしいか。

(11番 柴田淑子君「またあした詳しく聞かせてください」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) 公募型の指名競争入札ということで、これも一つの方法かなというふうに感じております。

実は、川崎技研24億9,660万円、虹技11億3,300万円、半値以下の状況でございます。なかなか納得できないというんか、理解できないという部分もあります。もちろんこれ委員会の方で十分議論させてもらやあええんですが、川崎技研の24億9,660万円、これの設計といいますか、でき上がりと、11億3,300万円の半値以下でできる施設との比較のできるようなものを提出していただきたいと思います。25億円からのものにはどういうもんが入ったんか。これは省いてもいいから11億円でできるんだというようなあたりは説明してもらわんと、半値以下でできるもんを、ほんなら安ければいいという判断をできるかできんか、そこらあたりも、とんでもないもんができたがなということになってもいけませんので、倍ほど違う数字が出ておりますので、どこらが違って、どういう選択をしたのかというのはやっぱり我々も知りたいし、一般町民もこんだけの数字の違いというものを見た場合、どういうふうな状況で決まったんかというのは当然聞かれると思います。そのあたりのわかる資料を提出していただきたいと思います。

○議長(草加信義君) 副町長 稲山君。

○副町長(稲山 茂君) さっき山本議員の方からそういう申し出があります。公募型、そしてまたその4者の方から見積書が提出されております。その内容でわかるだけのことはご説明しますが、その24億円と11億3,300万円の差がきっちりわかるかどうかというのは、資料を見て判断できたら申し上げますし、これを監理監督、出てきたもんに対して正当か正当じゃないかというのは、第三者的な町の職員ができない部分を日環センターという、そういう委託業者が厳密にその見積書を精査した結果でそういう結果になったと思います。我々ができる範囲であしたご説明を申し上げます。

(4番 山本泰正君「資料提出とあわせてお願いします」の声あり)

はい。

○議長(草加信義君) 4番、よろしいか。

(4番 山本泰正君「はい」の声あり)

4番、何か言よんじゃけん、それ立って言え。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) 資料提出とあわせて、できれば川崎技研等の設計、でき上がりのスタイルとかいろいろあると思いますので、提出よろしくをお願いします。よろしいです。

○議長(草加信義君) 答弁はよろしいか。

(4番 山本泰正君「はい」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(草加信義君) ご異議なしと認めます。

したがって議案第101号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時からごみ処理施設整備事業特別委員会を、引き続き和気鶴飼谷温泉事業特別委員会、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会が予定されております。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時56分 散会

平成28年第7回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 平成28年9月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月14日 午前9時00分開議 午前11時48分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山本 稔	2番 居樹 豊	3番 万代 哲央
4番 山本 泰正	5番 尾崎 忠信	6番 西中 純一
7番 広瀬 正男	8番 安東 哲矢	9番 当瀬 万享
11番 柴田 淑子	12番 草加 信義	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 大森 直徳	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 朝倉 健作	会 計 管 理 者 橘 誠
総 務 部 長 岡本 裕之	総 合 政 策 監 小西 哲史
危機管理室長 則枝 日出樹	ま ち 経 営 課 長 立石 浩一
地方創生課長 野津 浩之	税 務 課 長 桑野 昌紀
民生福祉部長 青山 孝明	生 活 環 境 課 長 岡本 芳克
健康福祉課長 永宗 宣之	介 護 保 険 課 長 大石 浩一
産業建設部長 南 博史	産 業 振 興 課 長 万代 明
地域審議監 竹中 洋一	事 業 課 長 岡本 康彦
教 育 次 長 今田 好泰	学 校 教 育 課 長 藤原 文明
社会教育課長 山崎 信行	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 5番 尾崎忠信 2. 8番 安東哲矢 3. 2番 居樹 豊 4. 1番 山本 稔	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数3回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして5番 尾崎忠信君に質問を許可いたします。

5番 尾崎君。

○5番(尾崎忠信君) それでは、一般質問を行います。

実は、学校整備の関係で補助率をちょっと見ておりましたら、3分の1という表示がありまして、私ちょっとこれはおかしいんじゃないかなと思ったのが、この問題のきっかけでございます。補助率は、結果的には藤野小学校の方では2分の1、それから佐伯小学校の方では10分の5.5というのが、これが正確な数字であります。それで、その過程の中で交付金の明細を見ておりましたら、交付金の対象事業費の26%しか交付されてないんですね。やっぱりこれはどこに原因があるのかということいろいろ調べてみました。そのことを中心に質問します。そして最終的には、町長、教育長の方で交付金の対象事業費の50%に近づけていただくように、交付金を、そういう努力をしていただきたい。12月まで3カ月ほどありますので、その間そこあたりの働きかけをぜひともお願いしたいというのが趣旨でございます。

まず、交付金が50%から26%になった原因でございますが、これは事業経過資料の2ページ、これを開いてみていただきたいと思えます。

A3の大きい用紙であります。これの一番下の方を見ていただけませんか。中央の一番下に工事費計1億1,175万8,000円、それで交付金の計が2,926万9,000円、これを割りますと26.19%という数字になります。結局これだけしかもらえてないわけですね。工事費1億1,175万8,000円、これを補助対象経費、つまり交付金対象経費として計算しますと、どれだけもらえるかというのがその右の一番下の方に書いてある数字でございます。交付金計5,366万2,000円(表2)、これが本来受け取ることができる交付金の額であります。一番下でございます。48%ぐらいは、理論的にはこれは交付金をもらえるわけですね。しかし、2,900万円しかもらえてない、でそれは26%相当なわけですね。これは、事業経過2ページ、最下段にある経験値(表1)、理論値(表2)を見て比較するとわかります。

つまり、今回、小学校整備に係る事業費に占める交付金の割合は、(表1)の一番下の段、今見ていただいたところを見ればわかるように、理論値の約半分であります。

原因を可能な限り整理していきます。2ページ目を開いてください。

1番目、事業経過、これの2ページの25年11月を見てください。

25年11月、少なくともこのときに県教育委員会に平成26年度の予算の概算要求をしておかなきゃならないんです。しかし、それは25年11月というとまだ答申が出る前でございます。3カ月前でございます。26年度の概算要求が県に対してできることは、これは不可能でございます。そういうふうな事務のおくれがあるわ

けです。

それから2番目、その下を見ていただきますと、基本計画、これは26年12月に議決されたわけですが、基本計画、これは26年4月にまず案というものが出ました。その中の4ページには統合のスケジュールを書いています。しかし、そのスケジュールに交付金のスケジュールというものは全然書かれてないわけです。頭になかったのでしょうか、事務当局は。そしてなおかつ、12月に正式な基本計画ができ上がったわけですが、そのスケジュールの中にも記載がないというふうなことがあるわけですが、

そして、その次を見てください。

3番目、交付金事業の制度の仕組みを十分研究しておりません。

これは、3ページの(表1)という表を見てください。26年度に、「配分基礎額(面積)」、「そして事業に要する経費の額、(実工事費)」の申請区分を行うと、後年度「事業に要する経費の額、(実工事)」を変更するのは難しい。これは制度的にそうなっております。そのことを把握しておりませんでした。だから、後で変更すれば認めてもらえるだろうという安易な考え方が背後にあったわけですが、しかし、一度額の枠を申請したら、それは後で変更することはできない、非常に難しいわけです。ですから、28年度交付金の「算定基礎である事業に要する経費の——これ3ページ(表1)にあります——(実工事費)」の枠は増額変更できなかったわけです。藤野小学校も佐伯小学校も1,500万円です。この金額は変更できなかったんです。これは、実際のところ藤野小学校で7,300万円、佐伯小学校で1,010万9,000円、これを増額変更すべきだったんですが、それができなかった。

4番目、交付金申請の流れの中で適切な変化の手を打ってない。

これは、表3ページを見ていただいたらわかるんですが、交付金は3年以内という、こういう原則がございます。しかし、1年でもよいかという問いに対して、文部科学省の方は1年でも構わないというふうなことを言っております。単年度での申請も認められるのであれば、27年11月、事業費不足が明らかとなった時点で、遅まきながら単年度申請に切り替えることも方法として考えるべきじゃなかったかと思えます。

次に、表2、4ページを見てほしい。

28年1月には幼稚園の内定が取り消されております。この取り消された原因は、保育園と共用施設であるというふうなことで、その理由のいかんは別にいたしまして、取り消されました。このとき、藤野小学校の事業に要する経費の額、実工事費の増額申請を強く主張すべきであった。この増額申請が認められると、5ページの表3のとおり理論値になります。つまり7,371万円です。今回、約2,400万円の交付金を失いました。その財源の補填に合併特例債を使っておりますが、よく考えてください、特定財源が補助金、交付金等で制度上用意されているなら、まずそれを活用すべきです。そして、足りない分は有利な起債に頼ってください。これが原則です。起債の元利償還金の7割が基準財政需要額に算入されるというのは、あくまでもこれはフィクションです。擬制なのです。交付金つまり現金にまさるものはありません。

それから、次に参ります。

交付金を多くする努力を今からでも一生懸命やってください。その方が生産的だと思います。そして、どのような取り組みをされたのか、その状況を聞かせていただきたい。

交付金の枠が岡山県にないのであれば、文部科学省にお願いして、他府県の執行残を当たっていただくとかをしていただきたい。小学校4校減に伴う国・県の支出金の減、地方交付税減を考えれば、交付金2,400万円を増やしてくれということなどわずかなものです。その結果を12月にご報告をお願いしたい。その結果、責任問題があれば、その問題に移りたいというふうに思います。

ちょっと長くなりますが、配分ルールというものは、これ完全なものではありません。その次に詳しく書いてありますが、実工事費と配分基礎額を比較して、少額の方を交付基準とするというルールが現在守られておりま

せん。詳しく言えば、当初佐伯幼稚園、藤野小学校、佐伯小学校の申請をしました。3つの施設の実工事費、配分基礎額の集計をしたところ、佐伯幼稚園の工事費が2億円と高いので、配分基礎額が実工事費より少額となり、配分基礎額が交付決定の基準となった。そこで、27年度は配分基礎額で交付決定を受けております。しかし、28年1月、佐伯幼稚園は保育園と共用施設のため決定取り消しとなり、工事費2億円が積算から除外された。これは、県教委にも責任があります。このような途中で事情変更があった場合を捉え、佐伯幼稚園の工事費2億円を落としたとき、実工事費は増額申請が認められないというルールを特例で変更して、藤野小の実工事費2,000万円から変更どおり9,828万円を認めてほしいと要求すべきです。

次に、繰り返しになりますが、詳しく説明します。

佐伯幼稚園が交付対象から外れた後の27年度の藤野小、佐伯小、2つの施設の実工事費、配分基礎額の集計をしたところ、実工事費が配分基礎額より少額となり、実工事が27年度の交付決定の基準となるべきであったが、27年度配分基礎額での交付決定基準は変わらなかった。ここでは明らかに、このように交付決定後に交付決定取り消しがあれば、取り消した時点での実工事費5,250万円と配分基礎額1,323万円を比較して、少額の実工事費を選択するルールを適用すべきであります。

これは表の4の3を見てください。

表の4の3に、佐伯幼稚園の計画工事費、つまり実工事費を0にした場合の表を比較しております。これは、明らかにルールを運用面で変更しております。次に事業が2カ年にわたるとき、実工事費と配分基礎額の年割りが違うことで不利益を生じます。表の1の3、8ページを見てください。もうこれは、一般的に2カ年に事業がわたるとき、その割合は通常初年度4割、次年度6割と聞いております。今回、年割を4割、6割にすると、もらっているお金よりは492万円増えます。

以上、述べたように、この制度は完全なものではありません。そこで、事情変更を考慮して、実績に応じた運用を図ってほしい。国は、交付対象経費の5割の予算を目標に制度設計しているが、結果として、実績に照らして26%しか交付されていない。これは、交付金制度の趣旨にそぐいません。築後35年度を経過した施設を統合校舎として使用する藤野小、佐伯小などは、どうしても予算執行の過程でやむを得ない計画の変更を生じます。統合合意に向けた地域住民、PTAとの話し合いの中で生じる変更など、好例です。そのような場合、実績に応じて実工事費、配分基礎額のルールを守りつつ交付することを考えてほしい。特に自治体財源の保障の観点から、事情変更も考慮して、特例で弾力的に運用し、50%近い交付を国、県にお願いをしていただきたい。

以上の質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、小学校統合校舎整備交付金が基準以下になったのはなぜかということについてお答えをいたします。

まず、1番の交付基準以下になった原因は何かということですが、平成27年度に事業実施を行う場合、国の交付金制度上、前年度の平成26年6月に平成27年度の建築計画を提出する必要がありました。また、平成26年11月に変更計画を上げることは可能でありましたが、国の交付金に係る採択方針から、増額は認めてもらうことができない状況であり、ほぼ6月の計画額を基準として、平成27年度の内示を受けることになりました。

これまでの統合に向けた経過を振り返りますと、平成26年2月26日に学校・園適正規模の答申書が教育委員長に提出され、それを受け、教育委員会は同年4月14日に統廃合整備基本計画を町長に提出し、12月15日の議会定例会への上程に至っております。

議員ご指摘のとおり、これらのことから整備基本計画の財政計画を作成するにあわせて、平成26年6月までに概算工事費をつかみ、平成27年度の建築計画を提出することは非常に厳しい状況であったと考えておりま

す。これは、国の交付金制度を熟知していなかったことに加えまして、交付金充当できない財源つきましては、合併特例債、過疎債を充当する考えがあったと考えられます。と同時に、早急に統廃合整備基本計画を策定、議決し、開校・園までスピード感を持って進めたいという担当者等の強い思いも要因と考えております。

それから、要旨にあります②の経費の50%が交付基準であるが、現在は26%しか対象になっていない。交付基準を満たす努力はしたのか、また責任の所在はという問いでございますが、藤野小学校の改修工事費が当初予定の2,000万円から9,900万円になったことにつきましては、岡山県教育長に対し強く交付金の増額を要望いたしましたが、平成27年度補正と平成28年度当初を合わせても多額の予算が不足している。平成27年度当初と同様に、多くの不採択事業が見込まれるとのことから、6月の建築計画額からの増額はできないとの回答がございました。

また、平成28年1月に、平成27年度分幼稚園の交付金の決定を取り下げた時点で、県に対し、藤野小の交付金増額を要求いたしました。交付金枠の事業単位が統合、改修と幼稚園で違うことから、振り替えはできないとの回答がございました。議員のご指摘につきましては、交付金、起債、事務を含めた全体のフローチャートを描いていなかったことが最大の要因であると考えております。財源として充てる交付金を確保することは、平成25年11月までには概算工事費を把握する必要がありました。合併特例債、過疎債を交付金の残額に充てればよいとの安易な考えが今回の事態を起こすことになったと思います。確かに、国は対象経費5割の交付金を目標とした制度設計を行っていることから、特例での弾力的な運用につきまして担当部局に強く要請いたします。

今回の議員ご指摘の件につきましては、深く反省しまして、二度とこのような財源補填をすることのないよう、まずもって最も有利な財源である交付金、補助金の確保に最大限努力することをお約束し、答弁いたします。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 12月に向けて努力をしてください。それしか言いようがありません。

次に移ります。

次は、基金事業、ごみ処理施設解体事業です。これに合併特例債を充てるということをかねがね町長、副町長が申しておられるんですが、私はこれは基本的には筋が違うというふうに思います。そのことを申し上げたいと思います。

それで、資料の1ページの質問要旨明細の2番、1億9,180万円の積算根拠、これは基金事業の明細を配っていただきましたのでわかりました。

それから、3番目の適債事業と認められた事業の内容、これも基金事業の説明で大体のことがわかりましたので、①どのような話し合いで決定したのか、②特例債を充当するのはなぜか、それと利子に交付税を還付する方法、そして③合併特例債が幾ら残っているのかということについて主にお尋ねをしたいと思います。初めから行きましようか、その方がわかりやすいと思います。

平成21年2月6日、基金条例ができました。これは、北衛の適正閉鎖に要する資金を積み立てようということでございます。それから、基金はその目的を達成する場合に限り処分することができるということでございます。

そして、26年1月23日、北衛のごみ部門は解散いたしました。それで、事務及び規約の変更と財産処分がなされました。財産処分に関する協議書で、不動産は別にしまして、基金についてどういう議決がされておるかという、この基金については別紙の建物（附属設備を含む。）の解体（一部解体を含む。）工事に要する費用に充てるため、基金を処分し、その費用を和気町に譲渡すると、こういうふうにはっきりなっているわけです。それで、後ろの方に21年2月6日の基金条例の制定の案件と、それから26年1月23日に財産処分の議決書をつけておりますから、よく読んでいただきたいと思います。ですから、我々はこの基金を使って解体をするも

んだらうと思ってたわけです。ところが、合併特例債をそれに充当して、そして入ってくる交付税を備前市、赤磐市に返すというふうな議論がされるものですから、これはやっぱり初めの話と違うじゃないかと、これは考えていただかないといけないなと思っておるわけです。

町長は、26年3月、このごみ処理施設解体事業特別会計をつくる時にどういうことを言われたかというところ、この2億5,000万円につきましては、1番目いわゆる有効活用できる分は活用する、2番目として、そして撤去する分は撤去する、そして3番目、将来に向けて環境保全をしなきゃいけない施策につきましては、その保全等に活用する2億5,000万円を和気町の特別会計を編成しながら進めてまいりたい、そういう趣旨で2億5,000万円の費用でもって特別会計をつくったんだというふうに言うとります。ところが、28年3月になって、議事録の121ページにあります、解体費用を我々和気町の基金の方へ積んで事業を推進していくということでございました。ところが、3つの市町の幹事会等で、ぜひ解体についての合併特例債が適用になるならば適用してほしい。そして、解体費用について、当然負担割合によって各市町へはつきりとお返しすると言っているわけです。これは、財産処分に関する協議書で基金に定めている内容、これに違反いたします。協議書の中には、返すという文言は一言もないわけです。何でこんなことになるのだろうか。それを当然疑問に思うわけです。

それから、重箱の隅をほじくるわけじゃありませんが、幹事会で決めた、管理者会で決めたということ再三言うておられるわけです。だけど、よく考えてください。26年3月31日にごみ処理部門の事務は北衛からなくなりまして。どうして管理者会や幹事会があるんでしょう。これは、じゃくし定規な議論で非常に申しわけないけど、こんなことを形式的には言いたくないんだけど、明らかにそんなところで議論するより別の会議で議論するなら議論してほしい。今はやりの言葉で言えば、これはブラックボックスですよ。ブラックボックスの中で議論したような話です。そういうことがいろいろ書いてございます。

5ページ、読めば詳しく書いてありますが、町長が言われたことの中に——真ん中あたりです——続いてこれ28年6月の町長答弁ですが、一番は和気赤磐のごみ処理場建設を和気町が議会で否決したということに端を発しておるわけでございまして、そういった意味で赤磐は非常に厳しい指摘をしているわけでございます。そういったいろいろな面があると。和気町だけが損をしているわけじゃございませんという言い方をしている。しかし我々が否決したという事実を認めた上で、和気町や備前市や赤磐市が財産処分に関する協議を行って、協議書が合意成立したんでしょう。拒否という事実は織り込み済みで協議書ができているわけです。だから、そういう不満の空気というのを取り上げる必要はございません。これは、町長、しっかりしてください。このことはやっぱり論理的に自明の論理ですよ。

そういうことで、何も損をしてないということも言われるけれども、合併特例債の枠が減るわけです。それだけでも損でしょう、和気町にとって。そういうことを考えて、基金は和気町の最終処分地に残っている焼却灰等が安定的におさまる措置を講ずるための経費に全てを充てるべきです。26年3月のごみ焼却解体事業の特別会計を創設したときの文言を改めてここで引用しておりますけど、こういう精神だったんでしょう。安定的におさまる措置は安全確保の点から幾らでも必要なんです。不足が生じて、残ることはありません。合併特例債は発行可能額が4億円ほどになっております。発行可能額が少なくなることが和気町にとって不利益です。この基金事業でなくて、ほかの事業に特例債を充ててください。

それから、特例債はあと4億円ほどしか、私の計算ではありません。財政当局が資料をくれましたけれども、ここには本荘小学校のプールの7,800万円が入っておりません。そういうことも考慮して、もう一度やっぱり精査しなきゃいかんと思います。町長、答弁をお願いします。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

（5番 尾崎忠信君「町長の答弁で。時間がない。町長答弁」の声あり）

生活環境課長 岡本君。

(5番 尾崎忠信君「町長答弁。時間がないん」の声あり)

○生活環境課長(岡本芳克君) それでは、合併特例債充当の件について説明させていただきます。

25年12月当時におけますクリーンセンターの解体計画につきましては、和気町へ平成26年4月から譲渡され、可燃ごみの積み替え施設、いわゆる中継施設として使用しながら解体撤去を進めていくということで、組合の方にも説明をしておりました。その中、平成26年6月にごみ処理の特別委員会におきまして、和気町のごみ処理量に合った焼却施設の整備の要望がありましたので、施設整備の重要性を鑑み、施設整備に向けての計画作成及び解体工事と一体的に焼却施設を整備する方針とし、財源については合併特例債及び国の交付金を検討することにいたしました。

次に、クリーンセンターについては、ごみの中継施設としての利用を組合の方に説明しておりましたので、平成26年8月、備前市、赤磐市に利用計画及び解体計画の変更について説明、協議を行い、協議の中で施設整備のための解体工事であれば交付金などの対象事業となり、交付金などが交付され、解体費用が減額できるとの考えから、できるだけ十分検討し、国、県と協議を行っていただきたいという要望がございました。

また、組合の整備基金の和気町への移管に当たり、平成26年9月から11月に組合の担当課長会議、正・副管理者会議などを開催し、協議を行い、結果26年11月に次のように協議が調いました。和気町は、解体工事に関する計画及び費用について赤磐市及び備前市に提示する。和気町は、解体工事に関する計画及び費用については、国の交付金、合併特例債などの財源を有効に活用する。和気町は、解体費用特別会計で管理し、毎会計年度の解体工事に係る実績について備前市及び赤磐市に報告する。基金を解体工事に要する費用に充て、なお残額が生じた場合は負担割合に応じた額を返還する。これに伴い、組合整備基金については平成26年12月に和気北部衛生施設組合会計から和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計に全額移管されました。

次に、国及び県と協議を行っておりました国の交付金については、一部建屋を利用するという事で対象にはならないという回答がありました。また、合併特例債については県との協議を行い、新しい施設を新設する場合の解体費用であれば起債の対象になるという回答がありましたので、解体及び焼却施設については一体的に進めるということから、一体的に合併特例債の起債事業として対応することに決定いたしました。

それから次に、4番の交付税相当額を還付する方法でございますけど、これにつきましてはごみ焼却施設解体事業特別会計において起債元金及び利子相当額全額及びその他必要経費を管理し、各年度ごとに歳入及び歳出を計上するものでございます。合併特例債の償還期間といたしましては15年間で予定しております。

○議長(草加信義君) 町長 大森君。

○町長(大森直徳君) 尾崎議員からの質問で、町長に責任があるということですが、先ほど課長の方で説明申し上げたとおりでございます。いわゆる資金の需要に対する、そして事業に対して事業費を充てることについては、十分協議もしながら、そしてそれぞれの処理をしながら今日まで進んでまいりましたということでございますので、その辺はご理解いただきたいというように思いますが、尾崎議員はそういうことが妥当性がないということでございます。今後、十分双方で意見調整をしながら進めてまいりたいというように思います。よろしくをお願いします。

○議長(草加信義君) これで尾崎忠信君の一般質問を終わります。

次に、8番 安東哲矢君に質問を許可いたします。

8番 安東君。

○8番(安東哲矢君) それでは、尾崎議員に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は、ゾーン30(交通安全対策)の設置が和気町内でできないかという質問でございます。

内容は、1点目、和気町内で設置できる場所、設置した場合の効果を検証しているのか。

2点目なのですが、これ2点目は、1点目と同じ質問でございますので、カットさせていただきます。

まず、ゾーン30というのはどういう意味かということでございます。

国道374号線のようなこういう大きな幹線道路ではなく、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するというを目的として、区域いわゆるゾーンを定めて、最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行動の抑制等を図る生活道路の対策でございます。なぜこういう対策が必要なのかといいますと、全国的には車道幅員、いわゆる車の道幅5.5メートル以上の道路における交通事故件数というのは、10年前と比較して43%減少しております。それに対しまして、生活道路と考えられる車道幅5.5未満の道路における交通事故件数は33.8%というように、こういう減少しかしておりません。また、幹線道路に比べて、生活道路では交通事故の死傷者は全体に占める歩行中の死傷者や自転車の死傷者の割合が高くなっております。また、ゾーン30内では、30キロの速度規制になりますが、これは通常の路線での30キロ規制と若干違っております。通常の30キロ制限では、個々の道路、いわゆる路線ごとに実施するのが一般的でございますが、ゾーン30ではある区域を定めて速度制限を実施することで、対象区域内の道路に最高30キロの速度規制が適用されることとなります。ある区域とは、生活道路と呼ばれる住宅地、また商店街、通学路、病院周辺等の狭い道路のことで、お年寄りや子供、自転車が多く通行する場所を指します。また、なぜ30キロ規制にするかといいますと、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が30キロを超えると、歩行者の死亡率が急激に上昇するということがデータとして確認されております。このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することにしております。

ゾーン30を整備する区域の決め方ですが、交通量や交通事故の発生状況を基に、警察が道路管理者、地域の皆さんと協議、調整をして決定する場合や、また地域の要望を踏まえ、整備の必要性等を検討して決定する場合が考えられます。また、ゾーン30は、幹線道路等に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域に整備することとなります。現在、ゾーン30は、全国で1,000カ所以上整備しておりますが、警察庁としては、28年度までに3,000カ所を整備するという目標としております。このことから、和気町としても、設置できる場所はないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

それでは、安東議員の交通安全対策（ゾーン30）の町内設置について答弁いたしたいと思っております。

ゾーン30につきましては、先ほど議員から紹介がございました。区域を定めて、時速30キロの速度制限を実施することによって交通安全対策に非常に寄与していくということで、全国的に広がっているというような紹介がございました。

設置の基準といたしましては、ちょっと重複しますが、2車線以上の幹線道路または河川、JR等鉄道の物理的な境界で区画された、路線でなくて、区域で、主に地域住民の日常生活に利用される道路、特に自動車よりも歩行者、自転車の安全確保が優先されるべき生活道路を選定するというので、そういったエリアに特に危険が及ぶのは、周辺の幹線道路の渋滞を避けるためにその生活道路を抜け道として使われるケースが和気町内でも路線によっては見受けられます。そういったこともありまして、路線でなくて区域を指定して交通安全に努めるというようなことで、平成24年度から全国的に指定がされているということでございまして、和気町につきましてでございますが、1つの路線のみでなく、区域全体を規制して対策を講じるということであるところ、現在の和気町で設置条件に合致する対象区域はないものと考えておりますが、今後地元要望などにより検討の必要が生じた場合には、備前警察署と現地調査を行いながら協議してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

また、設置した場合の効果につきまして、先ほど全国的にも1,000カ所以上指定がされているということで説明がございましたが、岡山県が平成24年度から26年度の3年間で整備した27カ所について検証結果が出ております。総事故件数が8%、人身事故件数が35%、物損事故件数が3%と、いずれも減少してということで一定の成果があるということで結果が出ておりますので、今後も、今年度、来年度についても指定ゾーンを行うというようなことで進められておりますので、そういった状況も踏まえて、和気町におきましては来年4月1日から統廃合によりまして通学路の再編も見込まれます。そういった状況も勘案しまして、ゾーン指定できるエリアがあるか模索しながら、備前警察署とも引き続き協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 岡山県全体で27カ所で今しているということなんですが、周辺市町村でどの程度されているところがあるのか。

また、ここ1年間ぐらいで、生活道路で起こった重大な事故等があるのか。

また、この30キロ規制のところ町内にどの程度あるのか。ちょっとこれ質問を通達しておりませんが、わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、安東議員からの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

平成24年度からこの整備がされまして、備前警察署管内では備前市内に1カ所、具体的に申しますと備前市伊部地区になりますが、備前市立備前中学校の周辺ゾーンが指定されております。備前警察署管内ではこの1カ所のみでございますが、近隣の市町で申しますと、備前警察署管外ではございますが、赤磐市の下市、それから高谷地区、具体的に言いますと赤磐市役所の周辺でございます。それから、岡山市の東区、瀬戸町の瀬戸地区、現在岡山市役所の支所になっていますが、旧瀬戸町役場の周辺、それから瀬戸内市に移りますと長船町の服部地区、行幸小学校の周辺、それから同じく瀬戸内市の邑久町では邑久小学校の周辺がゾーン指定されてるという例を確認いたしております。

30キロ制限された道路につきましてであります、幅員が非常に狭くて、通学道路に指定された生活道路においては、和気町では30キロ規制になっている路線が非常に多い状況でありますので、通学路の安全確保のために、30キロ規制されているエリアにおきましても、カラー舗装であるとか啓発標識等により交通安全対策を今までも講じております関係で、特にここ数年生活道路におけます重大事故の発生は起こっておらない状況でございます。そのあたりも、通学路の見守り等、ボランティアの方々等にご協力いただいての交通安全の意識啓発が進んでいるのもその一助だと思っております。

引き続き、生活道路での30キロ規制内でも十分に交通安全対策を講じながら、特に備前警察署におきましても30キロ制限での交通取り締まりを強化したいということは毎年報告があるような状況でございますので、特に町内で危険箇所であろうというような路線がありましたら、30キロ制限の道であっても取り締まりを強化していただくように備前警察署と協議してまいりたいと思っております。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ありがとうございます。

今紹介されたところというのは、大体学校がある周辺というんですか、そういうところが多いと思うんですけど、いろいろ和気町内で考えてみると、一番危ないというのはやっぱり曾根の辺から本和気あたり、ここらあたりの生活道路というのは、特に曾根の場合は非常に道幅が狭いと。ここに、中学校へ行く自転車の子供も通るし、それから病院も非常に近いですし、それから官公庁等があつて歩行者も多いというあたりで、今まで事故がなかったのが不思議なぐらいだなというように思ってるんですが。それからまた、本和気あたりの北川病院周辺

ですか。それから和気高の道あたりですか、こういう辺が非常に危険な箇所だというように思っております。既に30キロ制限の看板は出ておりますが、なかなかこれ見て通る人というのはほとんどいらっやらないと思うんですよね。

ゾーン30というのを指定すると、これは道にゾーン30という大きな標識を書くようになりますので、これは非常にドライバーにとっては抑止力になるのかなというように思っております。僕もたまたま岡山に行ったときに、ゾーン30というのを書かれたところがあります。ちょっとやっぱりはっとすることがありますので、そういう意味で、今後曾根あたり、それから本和気、さっき言いました和気高の前あたり、何とかゾーン30の指定をしていただいて、大きな交通事故等が起こる前に安全対策をひとつ行っていただければなというように思っております。ちょっと町長の方から一言よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） ゾーン30キロ制限という形のご質問でございますが、先ほどからも申し上げたように、和気町には今該当地域がないということなんですが、曾根地内から和気地内は30キロ制限、それから児童等が通学する部分は30キロ制限をしているところが多いわけなんです、今後ゾーンの設置については十分備前警察署とも協議をしながら検討をしてみたいと思います。

なお、30キロ制限の中で交通安全対策協議会で備前警察署の回答をいただいておりますのは、30キロ制限のところでは交通の取り締まりをやろうとしても、なかなか通行をしている人に対して危険だと。路地へおって取り締まりをやると、それを止めると、今度は事故につながるようなこともあったりいろいろするんで、30キロ制限の中でも取り締まりが非常にしにくいんだというようなことも警察の方の交通安全対策協議会で回答されました。そういったことも踏まえて、今度ゾーンを設置した場合の状況でございますが、その辺について警察とは今後十分協議をしながら、ゾーン設置が和気の場合可能なのかどうかということ、最大限いろいろなことを考慮していただいて、模範的な道路のあり方として、和気のどこかの地域をそういうふうにしていただくように備前署とも十分協議をして、もし一定の場所がゾーンとして指定をしていただければ、そのようなことも進めてまいりたい。これはあくまで備前警察署、そして公安委員会等の関係がございますので、十分協議をしてみたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ご答弁、大変ありがとうございました。

全国一交通事故が多い埼玉県では、県内にある学校、幼稚園、保育園、図書館、大型商業施設、また住宅地などの周辺にゾーン30の設置を強力に推進しているということでございます。岡山県はまだまだの感がございますが、このゾーン30を設置したからといって直ちに事故が減少するというわけではございません。最終的には、一人一人が気をつけるということしかございませんが、特にドライバーに対しては、先ほども言いましたように、非常に抑止力になるという効果がございます。事故が起こってから対策をするというのではなく、起こる前に事前に安全対策を実施しておくことが非常に重要ではないかなというように思っております。和気町でも、少しでも重大な事故が起こらないように、また減るような更なる安全対策をお願いをいたしまして、一般質問を終了させていただきます。本日は大変にありがとうございました。

○議長（草加信義君） これで、安東哲矢君の一般質問を終わります。

これより場内の時計で、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 居樹 豊君に質問を許可いたします。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、今回お手元にありますように、2題、和気駅の利用促進（利便性の向上）ということと、住宅施策、これ町営住宅等とありますけども、メインは町営住宅でございます。あといろいろございますけども、この推進ということで、これはもうご承知のように、今回和気町の方では5年間のローリングでいわゆる人口減少の歯止めをかけるべく、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中のいわゆる優先施策というのは、1から5ということで皆さんもうご承知ですけども、繰り返しますと、和気駅周辺ということで、私は今回は和気駅の駅ですけども、大きく和気駅周辺の活性化、それから住宅施策の推進、それから3つ目が小・中・高教育の魅力化と、それから子育て支援、それから移住定住促進ということで、いろいろ膨大な中身ですけども、町の方としては優先施策としてこれを推進していこうということでございます。これは皆さんご承知のとおりでございます。

その中でまず、私がやるのは、限定で、和気駅周辺の中でも和気駅ということをもう少し拠点としての位置づけというか、そういう施策も必要だということで、これは施策の中でも結構、今回の改訂版はこれから出されるそうですけども、結構中身的には補強してこ入れをされとるというのもある程度把握しとるつもりでございます。

その中で、ここに4点細かく質問要旨ということで、まず1つは、沿線自治体及びJR岡山支社との協議ということで、駅の関係はやっぱりもう相手がJR岡山支社ですので、要望事項、もうこれしかございません。それがどのように現在進んでおるのかということで、これは私去年9月に駅絡みでエレベーターの設置ということでお願いして、12月補正予算で450万円の設計図書、簡単と言うのはおかしいですけど、JRと話し合いをするだけの資料ということで今もうでき上がるとように聞いとりますけども、その辺の進捗状況といたしますか、それをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、沿線自治体とのというのは、今回のまち・ひと・しごとの中に書いてますんで、これからでまだ進んでないかもわかりません。その辺の考え方も簡単に聞きたいと思います。

それから、駅の利便性の向上面では、駅前の駐車場、これは北と南とございますけども、私は委員会でも言いましたけども、駅の正面のメインの方の駐車場が今は八十数台ということで、四十数台が定期駐車ということで、やっぱりこの運用はちょっともったいないんじゃないかなという、細かい運用面ですけども、これはお金がかからないので、来年度から広報等で募集しますんで、ぜひこれは、一気にゼロとかは言いません、少しずつでも、例えば10台ずつとかということで、広く皆さんに使えるようにということで、これは駅の利便性の枝ですけども、絡みますんで、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、大きいことはその次にありますけども、駅前駐車場拡張ということで、これは前回でしたかね、町長の方から、JRの一番の側線といたしますか、あれだということで、もうなかなかというのがありましたけども、全体の和気駅の利便性というか、利用促進という観点から、ぜひこれはJRと購入に向けてもう決断をしていただければということで考えております。

それから、交通体系ですけども、今町の方では公共交通体系の見直しということで、今年度予算もつけて見直しされてますけども、どういう観点からかもう一つ私も理解してませんけども、私がここで言いたいのは、和気駅をある程度ベースにしながら、和気駅をハブじゃないけども、そういう形でこれも一つ全体の見直しの中の隅にちょっと頭に入れてもろうとけばということでここを言っております。

それから、和気駅の乗降、これは私、町の方の資料を見たら、もう2,700と若干増えとんですかね、2,800には届きませんが、ありますんで、これは平成15年で2,798というのがこの資料にもございましたんで、これはこういうことで若干の微増ということで把握しております。ですから、特にもうこの4項の乗降人口は、これはよろしい。若干、少しは効果が上がるとんかなというぐらいの感じです。熊山の取り込みと

か。

ただ、ここで私があれしているのは、隣駅というのは熊山もあるけども、吉永もありますんで、どっちかといううと皆さん方は熊山駅の方が頭にありますが、私の考え方は、この6月から吉永、三石は無人駅になりました。そういうことも含めて、吉永の駅の人に聞いたら、今結構吉永から熊山へ行つとるというのを聞きます。それからそこは駐車場料金も要らないんで。ただしかし、吉永と和気の定期、お金のことを言いますとあれですけども、定期代が月に3,000円ほど違います、和気の方が安い。だから、和気の駅の駐車スペースもあるんで、これから拡張すれば、やっぱり吉永駅の乗降者を少し取り込むぐらい、それぐらい、補助金出せとかは言いません、ただ例えば吉永の人だったら駐車場3,000円を2,000円にするとか、何かそういうインセンティブを与えて、要は名目でもいいから3,000人を一日でも早くクリアするというふうなことを考えていただければということ考えております。

あと、ここは再質問でと思った質問で、回答の方を簡潔にお願いしたいと思います。あとは再質問でやりとりしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

居樹議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございましたが、エレベーターの設置について進捗状況ということだったと思います。

バリアフリー化計画ということで、現在JR岡山支社と協議を進めております。JRのことですので時間がかかっておりまして、繰り越しということで本年9月末を目指して、もう間もなくなんですが、協議を続けております。エレベーターの計画として何点か案というものが上がってきておりますので、駅の南口の件も含めまして、今月中にはおおむねの案が上がって決定していくものと思っております。

それから、駅南の駐車場の定期の部分が一部移動できないかということでございますが、おっしゃいますように、駅前駐車場は定期がほとんどでございまして、利便性が非常にいいということで非常に利用が多くなっております。南に移しますと若干遠くなるということもありますので、今後はそういうことが可能であるかどうか十分検討してまいりたいと思っております。

それから次に、駅前駐車場の拡幅の件でございます。

先ほど申し上げましたように、駅前駐車場88台の収容がございまして、うち48台が定期でございます。駅南は170台の収容が可能でございます。駅前につきましては88台ということで、40台のスペースしかございませんので、たびたび満車の状況になっており、苦情も入ってくるような状況でございます。

それから、駅南につきましても、1日約150台の利用があり、約90%の高い利用率となっております。そういうこともございまして、町では現在この満車問題及び駅の乗降客の利用増のために、駅前駐車場に隣接しました和気駅の東側、旧の引き込み線でございまして、約1,000平米でございます。これにつきましてはJR岡山支社と現在買収の協議を行っております。この11月ごろにはおおむねご返答をいただけるというふうに聞いておりまして、JRといたしましても買収に応じる方向で今検討していただいているというところでございます。したがって、最短で平成29年度での用地の取得が可能となる見込みでございます。

和気駅の利用促進に関しましては、現在行っております定期券補助、駅前駐輪場の整備、トイレの設置ということで、今年度10月ごろにはトイレの工事も発注してまいります。そういったことで、各種施策により利用促進を図っているところでございます。

なお、拡張部分につきましては、40台以上の駐車スペースが確保できるものと考えておりまして、駅の利用客の増加が期待されておるところでございます。

次に、乗降客の関係でございますが、少しご紹介したいと思います。平成18年度は1日当たり2,820

名、5年前の平成23年度が2,644名とだんだん下がってきておまして、ただ平成20年度から5年かけて駅前周辺整備をいたしました。地下道それから南口の整備をした関係もあると考えられますが、27年度では2,798名と若干増加傾向となっております。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、私の方から、JR沿線自治体との協議は進んでいるかといった質問に対して答弁させていただきたいと思っております。

現在、住民が安心して快適な生活を営むことができる都市圏を形成することを目的として、岡山市を連携中枢都市として13市町の間で都市圏の形成に向けた協議を進めております。今議会でも関連議案が上程されているわけですが、10月にはこの連携協約を結びまして、都市圏の形成に向けた取り組みが進む予定でございます。特にこの協約では、圏域全体の経済成長の牽引、都市機能の集積、強化、生活関連機能サービスの向上という3つの柱をメインとして連携していく予定でございます、その中の施策としてJRの利用促進と駅機能強化事業などの公共交通ネットワークの利便性向上に係る施策も盛り込んで進めておるところでございます。

今後につきましては、この協約に基づきまして、連携方策の検討でありますとか体制構築を行い、JR沿線市町で連携し、JRの利用促進による将来的には増便など、運行サービスの改善に向けた協議も強固に進めてまいりたいと考えております。

また、和気駅を拠点といたしました公共交通体系の整備を検討しているかということでございますが、補正予算の関連でも今回上程いたしておりますが、公共交通体系の整備につきまして、今年度と来年度の2カ年度で地域公共交通網形成計画を制定することで進めております。特に今年度につきましては、和気町の地域の状況を整理、それから移動状況等、どういったニーズが求められているかといったあたりを分析し、町内公共交通網の効率的な見直しの検討など、計画策定に向けた調査検討業務を進めていっている状況でございます。

なお、今後の公共交通の再編につきましては、総合戦略におきましても和気駅を拠点とした町内の公共交通体系の再編に取り組むとしておりますので、去る8月に開催されました地域公共交通会議におきましても、委員の中から和気駅周辺を拠点とした計画策定を望む意見もございましたので、そういったあたりをぜひ計画策定に盛り込んでいきたいと思っておりますし、JRを含む公共交通事業者、学識経験者、利用関係の代表者などで構成する地域公共交通会議において、十分協議を進めながらJR和気駅を中心としたまちづくりと連携し、官民一体となった将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ってまいりたいと思っております。

また、和気駅の利用につきましては、平成28年度からハード面の取り組みにつきましては、先ほど南部長から紹介がございましたが、ソフト面におきましては通勤通学助成を行うことを開始しまして、より和気駅を利用する町民に対する利用促進を求めている状況でございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 一通りお聞きしましたが、まず私の言わんとするところは、JR沿線の自治体との協議というのは、いわゆる岡山市の中心のがありますけど、私が今考えておるのは、兵庫県の上郡町が今もう10年来、いわゆる姫路、岡山の新快速とかそういう運動をやっとなです。私は、先般資料を上郡の企画財政課でつか、何か政策のところではコピーをもらいまして、町の方へも送って原本があると思っております。その中には、鉄道の利用促進に関する取り組みということで、資料を送付いただきました。その中には、鉄道の利用促進に関する取り組みというこういう資料がございます。それから、具体的にいろんな陳情といいますか、要望活動、これ兵庫県の井戸知事なんか、わざわざJR岡山支社まで年間3回ぐらい出向いてということをやっておりますんで、いきなり岡山県という枠内じゃなしに、私がここで言いたいのは、特に利便性の向上なんかではダイヤ改正という大変な仕事だけでも、ぜひこれをトップの仕事になりますかわかりませんが、やはり地元では町長、それから私は場合によったら岡山県知事も神戸支社ぐらいは行ってもらって、姫路、岡山の。岡山にとっても効

果は十分あります。姫路から来れば十分経済効果はあるし、そのことが、特にここはJR沿線というのは熊山、三石から岡山県という枠を超えて、そこをぜひお願いしたいと思っております。これは、やっぱりもう町長のご判断といいますか、これはなかなか大変な仕事ですけども、今回の中では、やっぱりいろんなハード面はやっていただいとんで、ソフトといいますか、ダイヤ改正を含めたソフト面、これはやっぱりトップの動きがかなり左右しますんで、その辺最後、他地域との、それから和気町の上郡版じゃないですけども、JR上郡駅利用促進協議会、規約もございます、これと和気町の字だけ変えればできますんで、ぜひこれを組織的な動きとして何とか、上郡も10年来やっていますんで、県知事まで入ってということで、こちらの場合は、向こうは岡山支社ですけど、範ちゅうが、岡山でしたら今度は神戸支社ということで、結構まだ行政の壁があるようですので、その辺ぜひ具体的なことを前へ進めていただければと思っていますんで、これ最後に町長、一言お願いしたいと思いません。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） JRの山陽線の利用促進ということでございます。特にJRの岡山支社との協議を強力に進めて、回数とか和気止めとかというんじゃないしに、岡山、姫路という旧来の通行体系を促進するというのを強力に進めるということでございます。JRとの協議については、そういうことが一つの項目になっております。沿線で促進会を形成しようとするんですが、なかなかその促進が進まないというのは、赤磐の場合は瀬戸ということが中心的な感じで、瀬戸までは30分体系をまだ20分から15分体系で通行しております。ですから、赤磐提携はなかなかできない。そして、備前、瀬戸内というのは、いわゆる赤穂線を中心とした電車の体系を考えている。それから、JRとしても山陽線はできるだけ縮小していくという方向でございます。なぜかという、姫路へ行くのなら新幹線を使ってくださいという言い方でございます。いわゆる新幹線で促進していく。我々は、本当にローカルであるんですから、回数を増やして、今30分体系で和気ですが、今後ももう少し利便性のある交通体系にしてほしいと言うんですが、JRの考え方は、できるだけ山陽線については今後縮小体系であり、そして赤穂線が一つの主体を持ちながら、新幹線を主体に交通体系を考えているわけなんです。こういったことについてはもう少し広域的に今回の連携中核都市圏のところでも私は発言したんですが、ぜひ山陽線の回数とかそれからいろいろ瀬戸止め、和気止め、いろいろな止め方をしておりますが、それから相生で乗り替えということについても、岡山、姫路という旧来の乗降ができる体系づくりをしていただきたい。

それからもう一点は、いわゆる上郡を通して智頭の方へ行っているこれを和気止めにしていただきたいということをおっしゃっているんですが、これについても、JRとすれば和気止めというのがなかなか実現できないところで、今後も、それぞれのJRとの接点を十分考慮しながら、交渉もしながら、ただ沿線で組織体系ができていけるのが一番強力だと思うんですが、赤磐にしても備前にしてもなかなか強力体系ができていかないので、今後も備前市、赤磐市あたりとの協力体制で、山陽線の利用が十分活用できる交通体系にしていただくようにJRと交渉の場を進めていく組織をつくることで提案もしていきたいというように思っておりますので、以上でございます。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） この項では、いろんなことを今やっていただいとんで、特にこの上郡の例がありますように、これもかなり10年間組織をつくってやっていますんで、岡山県がというんじゃないしに、越境で岡山県と兵庫県との両自治体でやっているということは、やっぱりJRに対する速力、訴えも違うと思いますので、ぜひこれは町長、要望ですけども、組織をつくって、まず和気駅の利用促進協議会をつくっていただいて、具体的に上郡とも接触を持つということに取り組んでもらえれば、なかなか実現が難しいということは十分承知しながら、何もしないというのはいかんで、やっぱり少しそういう一歩、半歩出ていくということでもよろしくお願ひしたいと思いません。

じゃあ、次に行きます。

○議長（草加信義君） 答弁よろしいか。

（2番 居樹 豊君「よろしい。要望で結構です」の声あり）

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、2項目の住宅施策ですけども、これ私昨年、27年3月の初議会で質問したことを町の方も掌握されとると思いますけども、今回住宅施策の中のまち・ひと・しごとの中でもかなり前倒しでやられとるといのは、資料を読ませていただいてわかりました。28年のこの補正予算でも、宮田住宅の1,100万円の修繕料等々ということで予算づけもされとるといことで、当初は宮田に1棟、それから朝日に1棟、1人だけ、そこだけということですけども、結構前倒しでされとるといことで、特に一番住宅地でも生活利便のいい宮田住宅は広大な敷地がありますんで、あそこをある程度絵を描いて計画的に広うしようといことは結構なことだと思います。これはもうぜひ促進を強力にさせていただきたいと思います。

ただ、ここであの住宅の中でも、空き家で移動していく場合一番気をつけてもらいたいのは、宮田に長年住んどうの方の入居者の気持ち、そこだけは一方的にお役所の、こう決めたんだからこうだといようなことは絶対しないように。もう親切丁寧に気持ちよく移動していただける、やっぱり空き家施策という町の政策に協力してくれるんだから、そのところは言葉遣い、身のこなしから全部十分配慮して、入居者が13人ということで、ちらほら不平不満じゃないけども、ありますんで、そこはこれから中身がもっと詰んでいくんでしょうけど、十分に配慮した形で、余り事務的な作業をやってもろうたら困りょうんで、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、中身で、まず1番目が、雇用促進はこれは平成26年12月に議会の全員協議会でやって、そのペーパーを私ももらっとなんですけども、そういう動きと、それから県営住宅も急がんといことで、この大きな2大住宅、これそのまま、もうわかっとなんだから、ある程度時期を想定しながらその受け皿づくりといのは多少考えとんかどうか、その辺ちょっとお考えをお聞かせ願ひたいと思います。考え方だけでよろしい。あと、また再質問でやりますから。

それから、2つ目に、住宅施策の中の新規賃貸住宅の助成です。建設支援助成金、これも側面的なもので、ソフト面で、いわゆる民間活力も活用しながらといことでいいこととは思ひます。ただ、これは言うても、町が町営住宅をやるんと違って、他力本願とはいひませんが、そういうことがあるんで、これはこれで十分成果があると思ひます。しかし、本筋はある程度、どんどん町営住宅といのは問題ですけども、やっぱり最低限の良質な、私の個人的な意見としては、和気と宮田とそれから朝日住宅、今3階建ての特定住宅がございますんで、その辺は今現にもう若者に聞いても、建物は立派じゃし、言うたら悪いけど民間の大手の賃貸住宅ともう雲泥の差だといことなんで、5万五、六千円の家賃ですけども、これ十分に気に入られとる。だから、もうこれから量はよろしい。が、質を変えていくと。住環境、質的な転換をそろそろといつか、もう遅いくらいじゃけども、それをぜひ、そこを頭に置いてこれからの住宅施策を進めてもらえればと思ひます。買うときには、先ほども言ひました民間住宅等もありますんで、なかなかいろんな形で充足されてますんで、そこはぜひお願ひしたいと思っております。

それから、3番目は、これも簡単でよろしいんですけども、収支状況。これこの前の決算、今回の決算で、町営住宅使用料が3,995万900円、それからそれプラス町営住宅の駐車場の使用料220万5,000円といことで約4,200万円ほどの収入といことで、支出の方がなかなかこれ特定じゃないんで、井ですからなかなかわかりませんが、起債、いわゆる経費は年間維持というたつて余り修繕といのはされてないようなんで、四、五百万円の修繕はあるんかもわからんけども、残りのほとんど、これ起債といつか、返済に充てとると思ひうんで、その辺のとこだけちょっと言つてもらえれば。細かいところの少々はよろしい。大枠でどうい

状況なのか。私の考えでは、ちょっと理解不足かも知れませんが、和気町の場合は町営住宅、福祉施策に余り経費は投入してないかなというんか、その収支の状況を見たら、間違っと思ったらそれもちょっとあわせて教えてください。

それから次に、住宅施策の中のこれも補完的なものですけども、いわゆるお試し住宅とか空き家の有効活用ということで、今町の方も鋭意されとるといのはもちろん把握しております。ただ、お試し住宅も、悲しいかな、今佐伯地区に1戸だけということで、これはなかなか力入れているほどを現実には成果は見えてないということでございます。

それから、空き家の方も、バンク登録の資料をもらいますと、売買なんかの登録はあっても賃貸の登録が、例えば今言う空き家バンク登録済み、賃貸はゼロ、売買はいい、売るのはいいけどというようなこと。だから、これなかなか住宅施策で、ここに入ってもらおうと、アパートよりもそういうとこがいい、一戸建てとかという、そういうニーズになかなか応えにくいなという分もあります。あとは、だからそれができなければ、あと民間の賃貸住宅ということでしょうけども、聞きますと、また例の施策でこれから何件かそういうアパートの要望があるふうですけども、その辺もトータルの住宅政策ですから、町営住宅だけじゃございませんが、これを幅広く検討されたいかなと思っておりますので、その辺もご検討をしていただきたいと思っております。

じゃあ、ざっと、しょっぱなですから、答えていただいた後再質問でしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

私からは、居樹議員のご質問の1番目と3番目ということで、まず県営住宅及び雇用促進住宅の退去者の受け皿をどう考えているのかということでございます。

まず、県営住宅の現状でございますが、管理戸数は198戸でございます。平成25年7月1日から入居を停止しておりまして、現在の入居者は134世帯となっております。建設は、昭和45年から48年度で、建物の老朽化が進んでおり、和気町といたしましても、岡山県へ建て替えの要望を強くしているところでございます。

雇用促進住宅につきましては、昭和53年度の建築で、管理戸数80戸、28年、本年4月1日から入居停止されておりまして、現在入居者は54世帯となっております。ご承知のように、雇用促進住宅は平成33年度に廃止される方針が決められておりまして、本年度、民間の管理者の募集入札を行っております。民間の管理者が決まった場合につきましては、存続というふう聞いております。もし管理者が決まらない場合は、33年度で取り壊し、土地の処分ということになるというふう聞いております。

以上のことを踏まえまして、退去者の方のためというか、住宅のことはどう考えておるのかということなんでございますが、町営住宅の建設につきましては工事費、管理費等に多額の費用が必要なことから、建設時期については今後十分財政状況などを検討し、建設時期を決定していきたいと考えております。

それから、議員にご紹介いただきましたように、今年度宮田の町営住宅の集会所があるあたりの2区画、約6,600平米の敷地でございますが、空き家13世帯の方と今協議を進めております。議員ご指摘のとおり、入居者の方には丁寧な説明をいたしまして、十分ご理解の上住み替えをしていただきたいと考えております。

それから、3番目の町営住宅の収支ということでございます。

平成27年度の決算で試算いたしますと、家賃使用料、駐車場の使用料などで4,733万6,432円、これには今年1月に宮田住宅で火災がありましたので、そういうふうな保険料が入っております。

それから、起債の償還金を含めました支出合計は5,203万2,594円ということで、差し引き469万6,162円の赤字でございます。これは、火事に伴いまして関連の修繕費用が発生しておりますので、例年より若干増えてはございます。

なお、今年3月末現在償還金の残高は2億3,129万2,000円でございます。

○議長（草加信義君） 総合政策監 小西君。

○総合政策監（小西哲史君） 失礼します。

居樹議員の民間活用の考え方についての質問について回答の方をしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、人口減少が深刻な和気町にとって住宅施策は非常に大事であるというふうに捉えているところです。住宅施策の推進につきましては、町営住宅を建設するなどハード面での整備もございしますが、先ほど南部長の方からありましたように、ハード面の整備には多額の予算がかかってまいります。そうなりますと、子育て施策や移住定住施策などの新たな施策を推進することは難しくなってきますので、民間の力を活用することが重要であるというふうに考えております。

住宅施策の推進に当たっては、既に民間を活用する施策を実施しておりまして、昨年12月には民間賃貸住宅を町内で建設する者に対し、固定資産税相当額の助成金や融資資金に係る一時補給金を交付する制度を始めております。今後、申請される見込みの物件を含め、平成29年6月末までには合計で7棟、36戸の民間賃貸住宅が整備される見込みとなっております。また、昨年4月には、子育て世代が和気町内において新しく家を建てたり購入した場合に固定資産税を減免する制度の方も始めておりますが、昨年度は17件、今年度も8月末までに9件の申請がございました。和気町まち・ひと・しごと創生有識者会議におきましても、民間の資本を活用したまちづくりを推進することについてご提言をいただいているところでございます。そうしたことから、空き家の有効活用も含めまして、今後とも民間の資本を活用しながら、和気町への定住を促すための施策について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

居樹議員からのお試し住宅の利用状況と空き家施策の現状についての質問についてお答えいたします。

まず、お試し住宅でございますが、本年度中に整備を予定している2軒のうち1軒目を、岩戸地内において7月下旬にオープンさせました。利用状況につきましては、オープン当初から広島県からの30代のご家族3名が入居されております。また、12月からは、茨城県からの30代のご家族4名の入居が決定している状況でございます。

次に、空き家施策の現状であります。人口の減少は和気町の喫緊の課題の一つであり、町内に潜在する空き家を有効に活用し、新たな移住者の受け皿とすることは重要であると考えております。和気町では、空き家を改修して本町に転入しようとする者に対し、改修費の一部を助成したりお試し住宅として活用するなど、空き家の有効活用に向けた取り組みを進めているところでございます。今後、空き家バンクへの登録を増やす後押しとなるよう、空き家バンク登録者への奨励金を交付したり、登録物件が賃貸で成立した場合に報奨金を支払うことも検討してまいりたいと考えております。

こうした空き家の解消に向けた取り組みを推進することは、和気町における住宅不足の解消につながるものであり、今後とも更なる施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） もう時間もありませんので、最後町長の方で住宅政策を。今おっしゃったように、町営住宅が3階建てというのは確かに多額だが、ただ1年で払うわけじゃありません、長期で返済でしょうから、ぜひミニマムでよろしい、やっぱり一番生活利便のいい宮田には、私当初は朝日住宅も考えておったんですけども、あそこは小学校がなくなるというふうな方向ですと、ちょっともう取り下げをしますけども、宮田にはあの広大な6,600平米と言われました。あそこにせめて1棟でも、町長、考えていただければと思いますが、一言その辺を総括的に返答してもらえればと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 宮田住宅の空き家対策をしながら住宅を建設していくということについて、もう公営住宅で対応というのは今後なかなか家賃等で厳しい状況なんで、民の力をかりていい形で賃貸住宅といいますか、利用しやすい住宅で宮田の検討もしていきたいと。公営住宅をしますと、家賃も高いし、なかなか低所得の人は入れませんので、できるだけ経費的に安い家賃で入れる住宅ということで、民の力をかりて宮田の明け渡しをしながら、集会所周辺に民の力でいい住宅施策ができるように検討を進めてまいりたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 時間になりますけど、町営住宅はかなり町長の感覚では民の活用ということですけど、なかなか民の活用は遅々として進みませんので、そうは言うても予算との見合いですけども、1棟ぐらいは、もうこの十数年、町営住宅を私は見ておりませんので、ぜひ若い人も望んでますんで、なかなか右から左とは家は建ちませんので、できれば受け皿は最低限少しでも形が見える形でお願いできたらと思っております。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

場内の時計で、15分まで暫時休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 山本 稔君に発言を許可いたします。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 議長に許可をいただきましたので、ご質問をさせていただきたいと思います。

まず、和気町の施設についてであります。去年の6月議会に私同じような質問をさせていただきました。そのとき、和気美しい森そして佐伯ストアなどをどのようにしていくのかお聞きしました。和気美しい森については、管理団体が高齢化ということで、今後できないというような申し出があったと聞いております。それについても、まだどういうふうに進めていくか協議をするということで聞いておりますが、佐伯ストアもローソンが同じところに出店して、佐伯地域にとってはありがたいと思っております。ですが、ストアの方は店舗ということで、同じような形態で使うことは今後難しいのではないかと考えておりますので、今後利用するというのでどういうふうにご利用していくのか。それから、現在どのような方策をとっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

それから次ですが、佐伯中学校の体育館なんです。私よく利用しております。照明施設がなかなかうまく機能していないので再三直してくれということを申し上げておりますが、球を替えただけでは直らないというようなことで、老朽化が進んでお金がたくさん整備費用にかかるということでございます。また、今の天井の状態が、つり天井ということで、今地震等でつり天井が落下する事故がたくさん発生しております。天井自体は軽い材料でつくられておりますので、天井が落ちてきてもけがの心配はないと思われませんが、そのつり天井の材料、そこら辺のものが落ちてくるとなるとまた大変な事故につながるということも懸念されます。そのような危ないこともありますので、一体的な整備が必要ではないかと思われまして、この和気庁舎もLED化をされまして、電力の使用量も少なくなり、それからCO₂の削減にもつながったということで、推進の補助ももらっております。この佐伯中学校の体育館の方も、LED化などを含めて整備をする必要があるんじゃないかと考えますので、ここら辺の修繕ができないかひとつお聞きしたいと思っております。

そして、そのほかの老朽施設、いろいろとあります。佐伯庁舎、それから佐伯保健センター、佐伯中央公民

館、和気中央公民館、それから和気ドームもそうですが、修理を必要とする施設がこれからどんどん出てくるのではないかと思います。もう修理が必要だということになってからやっていくのでは後手に回ってしまうので、これからそういうふうな修理、保全を含めた計画等をどのように策定してこれから進めていくのか、お考えの方をお答えしていただきたいと思います。お金がたくさんかかるということになりますので、計画性が必要とされますので、すぐにすぐの補修等は無理と思われるのですが、何カ年計画とかそういうふうな計画を立てているような施設の老朽化に対応するべく金額の積み立て等を行われるようお願いしたいと思いますが、そこら辺をお答えしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 地域審議監 竹中君。

○地域審議監（竹中洋一君） 失礼いたします。

私からは、山本議員の町の施設についての質問要旨1について、旧佐伯ストアの関係につきまして答弁をさせていただきます。

平成26年10月、佐伯プラザの中核テナントとして入っておりました旧佐伯ストアの廃業が決まり、現在では、施設のごく一部600平米分の25平米でございますが、これを商工会佐伯支所に運営していただいております買い物サポートさえきの事務所として使用しているのみでございます。この施設が存するエリアは、佐伯地域の中心部であり、地域の悲願であったコンビニの誘致も現在町の最重要施策として推進している地方創生の政策に基づく町の独自施策が奏功し、先月成就したところでございます。コンビニ出店の話があるまで、地域住民の要望を踏まえたいわゆる生鮮産品、肉、魚、野菜ですが、これらを扱う小売業や農産物の直売機能など、地域が望まれる業者の誘致に向けたテナントの誘致活動を行う中で、隣の市が営業しておりますスーパーからの引き合いがあり、施設の内見まで行った経緯もあるのですが、不調に終わっております。

議員ご指摘のように、コンビニが隣接地に開業した今となつては、小さな商圈での共存は難しいのではないかととも思慮しているところでございます。なお、建物について、外観上は大きなダメージはないように見えますが、複数箇所からの雨漏りや内装の劣化、厨房機器の汚損、故障など経年劣化が進んでおりまして、小売業のテナント物件として再利用するためには相当の修繕経費がかかるものと見込まれます。

したがいまして、今後は旧佐伯ストア維持補修に係るコストを精査し、施設の長寿命化を図って活用策を模索していくべきか否か、財産管理部門でこれから策定を予定しております公共施設等総合管理計画の中で、当該施設のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（草加信義君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 私の方からは、山本議員の2番目の佐伯中学校の体育館は修繕できないのかというご質問についてお答えいたします。

佐伯中学校の体育館は、昭和60年1月に建築され、和気町、佐伯町が合併した平成18年までは佐伯町体育館として、佐伯町のスポーツの拠点として使用されておりました。合併後は、以前からの佐伯中学校体育館が老朽化して使用できなくなっていたため、佐伯中学校体育館となり、現在も中学校が中心となって使用しております。築30年が経過しており、今までもトイレ修繕や壁紙の張り替え、天井の修理、電球の取り替え等、様々な修繕を行ってまいりました。しかし現在の状況は、議員がご指摘のとおり、メインアリーナにおいて、器具のふぐあいにより電気の使えなくなった箇所、電動昇降装置、上から電気がおりてくるシステムでございますが、これが作動しなくなった箇所も2カ所発生してきております。使用者の安全が第一でありますので、このような状況を改善に向け、財政の担当課と早急に協議し、その場しのぎではなく、大規模な修繕も考慮して修繕に取り組んでいきたいと考えております。また、他の社会教育施設におきましても、同様に現在の状況、必要性を正確に把握し、危険箇所があれば早急に改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員のご質問の3項目め、その他施設の老朽化による修繕はどうするのかという質問についてご回答させていただきます。

ご質問の施設の老朽化は、現在全国的に問題となっているところであります。全国的に昭和40年度後半から昭和50年代にかけて整備されました公共施設が最も多く、和気町におきましてもそのような状況でございます。

このような中、過去に建設された公共施設が今後一斉に更新時期を迎える一方で、補正予算の方でも説明させていただきましたが、交付税の減額により非常に厳しい財政状況を迎えてまいります。また、人口減少等により、公共施設等の利用、需要は、建設当時と比較いたしまして大きく変化してまいっております。市町村合併後の施設全体の適正化を図る必要も出てきておりますというような問題が懸念されておるところでございます。このために、公共施設等の全体を十分把握し、長期的な視点を持ちまして、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行っていく必要があるかと考えております。その中で、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の適正な配置を実現することが必要と考えられます。

なお、国、総務省の方から、地方公共団体が所有いたします全ての公共施設等を対象といたしまして、地域の実情に合わせて総合的かつ計画的に管理するために、公共施設等の総合管理計画を策定するよう要請されております。今年度事業で計画いたしまして、もう発注もいたしておるところでございますが、特別交付税が算入される事業でございます。

この計画につきましては、今年度それぞれの施設のあり方を施設ごとに方針を立てる予定でございます。この計画策定におきましては、議会にも報告させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。いずれにいたしましても、今後ますます厳しい財政状況、交付税の年々の減額も見込まれることから、公共施設の最適な配置を図り、経費削減の大きな柱の一つとするよう、早急に検討を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） よくわかりましたが、まず佐伯ストアなんですけど、これから先利用する上に当たって、商業施設ではもう無理ということなので、それから建物ももう老朽化してなかなか使用にはどういうふうなものかわからないというようなことではございますが、これから先施設を使っていくのか、若しくは取り壊して更地にしてしまうのか、一応建物だけは町の管理ということになっておるということでございますので、もう建物はなくなるのもうあそこは個人の土地ということになります。ですから、利用ができないということになりますので、ほかの佐伯地域の方が佐伯ストアのところを何か別の方法で利用したいというような申し出があれば、そのような方法で使えるようなことを考えてみてはいかがでしょうかと思いますが、どうでしょうか。

それから、老朽化施設については、これから進めていくということなのでわかりましたが、いろんな施設が旧佐伯町と和気町で1個ずつあったりして、たくさんあると思われまして。それを統合して、新しい施設にするにはなかなか難しい面が多々あると思われまして、今ある施設を利用して、両方がうまく使えるような方法で考えていくのか。または、今ある施設を潰して、新しい施設を両方が使えるようなところに建築するというような方法をとるのか。そういう漠然とした大きい流れですが、どういうふうに進めていくのか、ちょっと町長の方の考えもお聞きしながらお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 全体的なことになるわけですが、とりあえず佐伯ストアにつきましては、先ほど審議監の方が申しあげましたように、非常に建屋等が厳しい状況であります。それから、商工会等が一部を使って買い物支援をしていただいておりますのもございますが、その買い物支援については特定の場所をまた選定しなが

ら移動することも可能ですので、佐伯ストア全体のあり方については、地域の方が非常に厳しい状況の中で佐伯ストアを立ち上げておられますので、そういったところとも十分協議をしながら、本当に廃止していけるのか、これからも何かの形であるものを生かしていかなきゃいけない、あの場所を処分することが可能なのかとか、そういったことも十分検討しながら、佐伯ストアのことにつきましては検討してまいりたいというように思います。

それから、公共建物の、これから人口減の中で佐伯と和気、2つあるとか、それから1つの町の中に同じものがあるかということにつきましては、これから公共施設の合理化というのは当然やらなきゃいけないので、そこら辺も、先ほどまち経営課長が申し上げましたが、一つの検討材料をこれから作成して、それによって議会の皆さんにも提案しながら、そして執行部の方といたしましても方向を出していきながら、これからの公共施設のあり方を十分検討させていただきたいというように考えております。新しく建てていくというのはかなりこれからは厳しいので、2つあるものは1つに統合するとか、統合というか、1つは廃止し、1つを生かしていくという形になるかと思っておりますので、そこら辺は双方の住民理解が十分必要だろうというように思います。住民理解を得ながら、そういった建物のこれからの精査を十分させていただきたいというように考えておりますので、そういった案が作成できれば、議会の方へも提案しながら、そこら辺も検討しながら、これからの公共施設のあり方について進めてまいりたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

いろいろとこれから先、今さっきも言いましたように、老朽化が進んでくる施設がたくさんあります。それから、今新しく建てたような施設もこれからどんどん老朽化に向かって進んでいくような方向でありますので、それに対応するためにも、これから先の対策等が重要になってくると思っておりますので、十分考えながら進めていただきたいと思っております。

それでは次ですが、耕作放棄地についてでございます。

これも前にご質問させていただきましたが、今年農地中間管理機構というのを使用して、耕作放棄地を減らすようにしてはどうかというような案内が届いております。私は、農地を使って耕作しておりますが、空き地、物をつくっていないところを管理機構の方に提出して、つくりたいという人がそこを使ってつくと、たくさんの土地を使って耕作をして売り上げを上げるというような方法だと思います。

この機構を使って、今現在和気町が、使いたい人それから使ってほしい人がどのぐらいあって、どのぐらいもうやっているのかというのが一つと、それから私どもの近くには、耕作放棄地で荒地になっておりますが、もう地目が畑とか田んぼとかというんでなしに、もう使わない、原野というような地目になっているところが結構あるような感じでございます。そういうところも、今までは中山間地のあれで耕作ができるように維持しておればお金が出るようになっておりました。ですが、それをもってしてもしない、できないというようなところが多々あると思われまますので、そういう耕作放棄地、地目の変わったところも、そういうふうな中間管理機構を使って、今後農作とか畑、それから果樹等々に使えるような方法があるのであれば、その方法などを検討して、地主の人に案内をしていただいて、耕作放棄地が少しでも減るような対策をとるようにしてはどうでしょうか。少しでも荒れた土地が少なくなるような方法をとっていただきたいと思っておりますので、お答えください。お願いします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼いたします。

耕作放棄地について、農地中間管理機構を活用して耕作放棄地の対策をしてほしいとの案内があったが、和気町では利用しているところがあるのかというご質問にお答えさせていただきます。

その案内については、草刈り、耕起等により復元可能と思われる耕作放棄地を対象に、農地法による農地利用意向調査の実施によるもので、今後の農地の管理について所有者に意向を確認するものでございます。その意向の選択肢の中には、自ら耕作するか、誰かに貸し付けるか、農地中間管理機構を利用するかという項目があったものでございます。

現在、和気町では、農地中間管理機構を介しての農地の貸借件数については、平成26年度に1件、平成27年度に1件の計2件でございます。今回実施した農地利用意向調査は、初めての実施であり、この調査結果における中間管理機構への利用規模は現在集計中でございます。中間管理機構へは貸し手と借り手、どちらも登録することができます。平成27年度までで、貸借済みを除き、和気町では貸し付け希望が4名、借り受け希望が2法人、3農家の方が登録されております。

次に、中間管理機構の貸し手農地の登録条件としては、農業振興地域で3アール以上の大きさで、農業機械が進入でき、樹木等が茂っていない農地との条件となっております。また、貸借契約の調った場合には、機構集積協力金などの制度を活用できる場合もありますので、多くの農地が借り手の希望に合致し利用されるよう、中間管理機構と連携し、農地の情報提供等を行うよう検討してまいりたいと思います。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 今年から始まったということで、わかりましたが、まず対象が、機械が入ることとか、それから面積が3アール以上とか、そういうことがこちらの方はちょっと把握しておりませんでした。山の上の方は小さい田んぼ、棚田がたくさん点在しております。景観の保護ということで、隣の上山の方では地域協力隊が入って草刈り等をやって、景観の保護だけでも継続できるようにやっておりますので、何か方法があれば、山の方も景観の保護というような格好でもよろしいですが、荒れ地がたくさんあるということはどうしてもみずばらしいところが多いので、そこを何とか農業の振興ということで私の方は何とか維持してもらいたいなということで今回質問させてもらったんですが。個人で農業をしてもいいというような農業の担い手に和気町に来ていただくような方法があるというふうになっておりますので、そういうふうな人にもこういうふうなところで耕作して、こういうふうなものをつくってはどうかというようなこともこれから検討して、募集をしていったらどうでしょうか。これは、地主との話もしないといけないと思いますが、その点はどうですか。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 議員のおっしゃるとおり、農業者の担い手不足、高齢化により荒廃地等が増えているのが現状でございます。国の施策といたしまして、中間管理機構を立ち上げて、そちらに土地を集積する。また、人・農地プランといいますか、地域における将来像のプランを立てていただいて、地域において農業を守っていくと、そういった取り組み等が現在されておるところでございます。また新規就農についても、和気町でも積極的に推進をしていこうということで、バックアップしておるところでございます。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） その新規就農ですが、今大体来られているところはつくりやすいところ、農業しやすいというんか、もうすぐできるようなところが対象でございますので、それ以外のところも何とか大変ですが、ちょっと整備すれば使えると思います。ですので、そこら辺のことも進めていただいて、少しでも耕作放棄地が減るような方向で考えていただければと思います。山の上の方でなしに、吉井川の沿線でもたくさん使われなくなった耕作放棄地がございますので、そこら辺も含めた問題で、佐伯の方ばっかしになりますが、津瀬地区とかはすごい田んぼがたくさんありますが、今耕作されておるところは少ししかございません。ですので、そういった莫大なところがあるので、今すぐに使えるようなところじゃなしに、ちょっと手を入れて使えるようなところをどのようにするのか、これからも考えていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 今現在の施策としましては、あくまでも耕作が復元可能な農地につきましての施策推進を行っているところでございます。今後、こういった耕作が復元不可能となる農地にならないように推進をしていく。今現在、耕作可能が見込めない農地についてを新たに切り開く等については、その施策についてはどういうふうに進めていこうかというのはまだ検討中という状況でございます。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

今、復元可能なところはだめとおっしゃられましたが、そこら辺が大変目立ってしょうがないので、そこら辺も何とかなるようなことを働きかけていただいで進めていただきたいと思います。耕作放棄地については、和気地域については余り広くないと思いますが、佐伯地域についてはたくさん耕作放棄地がありますので、そこら辺の利用を中間管理機構を通してでもよろしいです、何でもよろしいですが、荒れ地で放っているとか、草が生えてそのままというようなところを極力少なくしていくようお願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） 以上で山本 稔君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、9月15日午前9時から引き続き行います。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時48分 散会

平成28年第7回和気町議会会議録（第10日目）

1. 招集日時 平成28年9月15日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月15日 午前9時00分開議 午前11時52分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山本 稔	2番 居 樹 豊	3番 万代 哲央
4番 山本 泰正	5番 尾崎 忠信	6番 西中 純一
7番 広瀬 正男	8番 安東 哲矢	9番 当瀬 万享
11番 柴田 淑子	12番 草加 信義	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 大森 直徳	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 朝倉 健作	会 計 管 理 者 橘 誠
総 務 部 長 岡本 裕之	総 合 政 策 監 小西 哲史
危機管理室長 則枝 日出樹	ま ち 経 営 課 長 立石 浩一
地方創生課長 野津 浩之	税 務 課 長 桑野 昌紀
民生福祉部長 青山 孝明	生 活 環 境 課 長 岡本 芳克
健康福祉課長 永宗 宣之	介 護 保 険 課 長 大石 浩一
産業建設部長 南 博史	産 業 振 興 課 長 万代 明
地域審議監 竹中 洋一	事 業 課 長 岡本 康彦
教 育 次 長 今田 好泰	学 校 教 育 課 長 藤原 文明
社会教育課長 山崎 信行	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 11番 柴田淑子 2. 6番 西中純一 3. 3番 万代哲央 4. 4番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、14日に引き続き一般質問を行います。

それでは、11番 柴田淑子君に質問を許可いたします。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) ただいま議長より一般質問のご許可を得ましたので、これから私の一般質問をいたします。

小学校で英語が教科に30年度からなります。教科になるというのは一体どういうことなのかといいますと、やはり資格を持った教員免許を持った方が教科書、カリキュラムに従って授業をする。そして、どの程度一人一人の生徒が目的を達成したかという評価の対象になります。そして、学籍にその成績が記載されると、こういうような教科になるということの効果は非常に重大なものであります。

平成30年度から英語が教科になることです。そうすると、今まで英語はどういう扱いであったのかということが問題になります。今までは、和気町ではそれぞれのネイティブスピーカーを町の費用で旅費をもって招聘しまして、小学校、中学校を回って、そして耳をならす。本当の英語の発音でネイティブスピーカーの話を聞いて、子供たちは英語とはこういうもんだってというようなことを体で体得するということで、かなり手厚いことをやっておったと思います。見学したこともあります。本当に聞いておると、ああ、こんなふうに発音するのかなというふうな感じがしまして、非常によかったと思います。幼稚園でも教えてもらうということで、幼稚園に行っている子供が家に帰って、家族の前で例えば「バナナ」と言うんです。「オレンジ」、「アップル」とこう言いますと、それ何って言うと、私たちが「バナナ」、「オレンジ」、「ミカン」、「リンゴ」と言うのを、実に見事な発音で、目をぱちくりさせるようないい発音でやっておりました。こういうふうに、和気町では子供のときから英語に親しんでおったわけでありまして。

今度、教科になりますと、教科書ができます。文部科学省では「Hi, friends!」という教科書を用意しまして、そしてその教科書に従って授業をするようになると思います。1年生から6年生まで英語が教科になりますから、その教科書に従って系統的に勉強する。そして、教員免許を持った先生に教えていただくということになります。そうすると、今まで英語の教科の専門の先生というのは、小学校には配置されていなかったと思うんですが、今回そのために文部科学省は3,050人の英語の先生を採用するというので、財務省に予算を請求しております。いよいよ本格的に小学校では英語が始まるんだな。5、6年生になりますと、1年間に35時間、正式にカリキュラムといいますか、今までの授業内容より更に35時間分だけ授業を延長して、勉強内容が非常に増えて山盛りになってくるわけでありまして。その35時間を1日、例えば水曜日は5時間あった、月曜日は6時間あったという中で消化できないので、長期休暇、夏休みとかそれから放課後、土曜日などにその35時間を消化していこうというように学習指導要領が変わりますと、学力中心の非常にゆとりの教育だった時期がありまして、そのゆとりの教育というのは評判が悪かった。学力がどんどん低下しておることが言われて、学力強化の方に文部科学省は向かっているんですが、今回更に学力の強化に向かっております。子供は、ゆとりでなくて、勉強を一生懸命するということなんですが、またその方向も変わってきております。知識を習得

するというんじゃなくて、その知識をどのように応用していくかというところまで要求されております。非常に、小学校の子供たちも学力とそれからその学力の応用のところまで要求されているわけでありまして。

そこで、和気町ではそういう事態に、前からネーティブの方を呼んだりして幼稚園の子供から非常に手厚い教育をしてくださっておったと思うんですが、今回こういう事態になりまして、学校統合等で今まで五、六人ぐらいいしかなかった学校の子のクラス編制も非常に大きくなります。1年生から、この間表がありました、20人近い子供たちで、かなりこれも和気町が力を入れて1学級の子供の数を減らして、新しい和気小学校も1学年2クラス体制で非常に学力についても考慮してくださっているわけですが、でもやはり四、五人で習っていた子が20人ぐらになりますと、先生、ここがわかりませんという質問をするのもなかなかしにくくなっている状況の中で、学力をどうするかという問題が、統合と同時に、今までの五、六人というのが新和気小学校では1年生から20人ぐらいのクラスに入っていくわけです。そうしますと、学力に対してどのように対応していくのかということが、今後統合の結果、学力として出たときに、この施策の可否、いいか悪いかというのが問われる厳しい状況になってくると思います。

そこで、教科に英語がなったところで学校統合が問われるわけですが、学力低下は少人数と大人数とじゃかなりいろいろ対応が要ると思うんですが、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

私の方からは、平成30年度より小学校で英語が教科化される学校統合より大きな人数になって学力が低下されることが考えられるが、和気町での対策はということに関してお答えしようと思います。

まず、柴田議員がおっしゃっていた中で少し気になったところがあるので、幾つか訂正させていただけたらと思うんですが。

平成30年度からということなんです、新学習指導要領の方は、東京オリンピックの2020年ということで、平成32年から完全実施ということで、再来年の2年前からは移行に入ることになるので、それに関しては、近日中に返事があると思うんですけども、まだ文部科学省の方がはっきりは言っておりません。

それから、1年生から6年生まで全て教科になるというふうにおっしゃってございましたけれども、これは5年生と6年生だけであります。今、5年生、6年生でやっている英語活動というのが3年、4年にまでおいてきます。その分、また5年生、6年生の方が教科にというような形と聞いております。

それから、年間35時間と言われておるんですが、5年生、6年生に関しては70時間ぐらをいろんな時間を使って生み出せたらということ聞いておりますが、新しく英語が入ることによって夏休みですとかほかの時間を使わなきゃいけないというふうにおっしゃってございましたが、これに関しましてはまだはっきりしたことは言われておりませんが、生活ですとか総合学習、そういうところの時間をやりくりをして、優先順位をつけて、週の何時間という数は変わらないように聞いておりますが、また文部科学省からの指示を聞きたいなと思っております。

それでは、昨日全員協議会の方でも少しお話をさせていただきましたけども、和気町独自の学級編制表というものも作成中でありまして、すごく大人数になって授業にならないとか、集中できないとか、細かいことまで気が配れないとかということにはならないように感じております。特に、十五、六人の人数になるんじゃないかなと思うんですけども、そういう中で切磋琢磨する、それから友達、仲間と意見を交換するということが大事になってきますので、そういう中で学力が低下しないようなことを考えていこうと思っております。

英語教育に関しましても、先ほど議員がおっしゃってございましたように、今年度から幼稚園、それから保育園、保育所の3、4、5歳の方にALT、外国語の指導助手というのが入っております。確かに効果を出してる

ようですが、何年後か、今こんなに興味を持つてるから、じゃあそれで成果が出たかという、この子たちが成長して大人になって結果が出るものかなという気もしておりますが、反応としてはすごくいいものを感じております。

来年度の統合に向けまして、小学校が3つ、中学校が2つになります。そこにALTを常駐させます。今までは、たくさん的小学校に行くので週1時間ぐらい授業ができるかなというぐらいだったんですけども、常駐をさせるということで、給食時間ですとか休み時間ですとか、授業以外のところで触れ合いができると。そういうことで、本当に母国語が英語のネイティブのスピーカーの方と触れ合えるということで、いろんな場面で英語に興味を持てたり、英語学習というのが進むんじゃないかなというふうに思っております。世の中のグローバル化という話がよくありますが、和気町も世界に近づいていくんじゃないかなと思っております。

その中で、使える英語というのをどんなふうに身につけさせられるかということがすごく問題となっております。少しでも子供たちにそういう力をつけてやろうということで、この8月ですけども、教育課程の特例校、英語特区という言葉が有名かもしれませんが、それを申請しております。その中で、小学校の方は、先ほども申しましたけども、せつかく3、4、5歳で英語に触れ合っておりますので、今現行ですと5年生と6年生だけが英語活動というのをやっております。小学校の1年から4年生までが何もそういうことに触れ合えずに5年、6年まで行くというのは本当にもったいないことで、そこで力をつけさせてあげたいということで、特区を申請して、1から4年生までも英語活動というのを入れる予定です。

それから、中学校に関しましても、同じく使える英語をどう力をつけるか、どんなふうに身につけてあげられるかなということで、現在1週間に4時間英語があるんですけども、1週間ごと、隔週にはなるんですが、せつかく習っても使う場所が少ないということがすごく懸念されております。ぜひ教科書等で文法的なことのいろいろ習ったことを英語だけで、オールイングリッシュでオールコミュニケーションという、片仮名を使うなど言われるかもしれませんが、もう話し言葉で、書いたりとか読んだりとかというんじゃなくて、話したり聞いたりということで、全て英語でその1時間は教員も生徒の方も進めていこうと、そういう時間を設けようというふうに考えております。

学力をつけるために、放課後学習に関しましては、県の施策を受けてこれ3年目です。それから、ベネッセと連携をしてこれ2年目となります。今後も、和気町独自の形で持続可能な形をつくり上げていけたらなと今考えているところなんですけども、引き続き学力が低下しないような施策を考えて検討してまいろうと思っております。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） それでは、全国の教育長に向けてのアンケートでは、指導力が課題と回答しているが、和気町では課題は何かということについて答弁させていただきます。

現在、和気町では、放課後学習支援など、県が進める施策を和気町なりの方法で取り組んでいるところです。確かに校長のリーダーシップが教員全体の意識改革につながり、子供たちは変わってきています。各校とも、校長のリーダーシップのもと、県や全国の学力テストの弱点把握につなげ、それぞれ課題を克服するための努力をしております。

また、県が作成した学習の手引を使って、学習の進め方や学習規律等を校内で統一して、授業力のアップにつなげています。

また、定期放送で、家庭学習頑張る週間や生活リズム向上週間を町内全域にお知らせしているところですが、教育委員会が行った昨年度の調査では、平日の家庭学習で1時間より少ないと答えた小学生は全体の41%、中学生は42%、全くしないと答えた小学生は4%、中学生は8%でしたので、家庭と連携して家庭学習の時間を増やすことが大きな課題であると、かように考えております。

県でも、家庭学習の手引を作成し、全児童・生徒と全保護者に配布しているところですので、連携して今後やっていこうというふうに考えております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 和気町は、非常にこれからも頑張ろうということで、教育委員会も一生懸命やっている状況が今説明されたと思います。文部科学省では、教職員の定数を今回3,060人増やすということで、財務省と予算の折衝をしております。この3,060人増やすというのは、小学校で英語を専門的に教える教員の確保が狙いであると。3,060人を増やしても、更に10年かけて増員する考えであるということが報道されております。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増やして常勤化に向けると。そして、次世代の学校指導体制実現構想というのを練っておるそうであります。そういう文部科学省の英語に対する力の入れ方と、学力を非常につけていく、しかもその学力の内容が、今さっき言いましたが、知識の習得だけにとどまらずに、それを応用するところまで要求されておるわけであります。

そうしますと、学力とは一体何なのかということをしっかり考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思うわけであります。学力をつけるとは一体どういうことなのかといいますと、まず基礎は子供にわかる授業をするということでありまして。それがスタートであります。わかっただけで学力がつくのかというと、とんでもありません。ずっと通り過ぎてしまいます。すぐ忘れます。そこで、すぐ忘れないように、わかった内容を反復練習し、繰り返して身につくまで覚えさせる、頭に。頭どころか、体中に。覚えよう、覚えようと思っただけじゃあ、いろんな方法があるわけですが、音読するとか、時間をかけるとか、ドリルをやるとかということで、繰り返し身につくまで覚える。書いたり、声に出して読んだりということになるわけです。また、同じ問題でも、簡単な問題から順次ひねった問題に上げて、見落としをさせないようにするのが学力をつけるということで、あ、わかった、わかった、ああ、これはこれなんだといってぼろっとやってしまいますと、あら、ここがわからんというのが次々出てきて自信を失いますので、やっぱり今さっきおっしゃいました家庭学習の手引というのがあるそうあります。毎時間宿題がたくさん出ておりますが、それを家庭でやる時間、雰囲気、家庭の協力というものが非常に必要になってくるわけでありまして。学力というのは、家庭生活の余裕との関係が非常に深いわけでありまして。文部科学省は、その対応に、家庭教育を充実させるという項目を新たに設けて、いかに学力に力を入れるかということがわかるわけですが、有識者会議というのを設けて、家庭訪問をする、子育て支援をするチームを拡大するという方策を立てておるそうであります。具体的に言いますと、民生委員、児童委員と連携することがその検討の内容でありまして、家庭教育支援チーム、これは国の補助金をつけるということで、今までも設置を促してきたそうあります。和気町では、そういう家庭学習の家庭教育支援チーム——国の補助金が出る——そういうものがあるんでしょうか、お尋ねいたします。ありましたら、どういう人が家庭教育支援チームになっているのか。補助金はどういうふうにもらっていて、どういうふうに使っているのか。それから、保護者向け講座を開く、地域内にチームそのものがない地域がないようにしていくということで、現在の調査では、市町村では約20%がそういう家庭教育チームを設置しておるということでありまして。和気町ではそのところはどうか、お尋ねいたします。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

特に家庭教育に入っていきチームというのは結成はされておられません。ただ、先ほどもおっしゃっていただきましたスクールソーシャルワーカー、これはもう県の生徒指導推進室の方の施策ではあるんですけども、その方たちは家庭の方に入って行って、登校しにくかったり、あと勉強しにくかったりするところには家庭に入って行って指導をするというふうなことは行っております。それも、SSPとかSSWというスクールソーシャルパートナーとか、スクールソーシャルワーカーという言い方をしていますが、そういうことはやっております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 福岡県の飯塚市では、授業45分間のうち25分を英会話に充てる。そして、あとの20分は会話の予習に充てるというふうなことをやっております、今回の英語を1年から6年までというのは会話重視ではないかなというふうに思います。最近、英語については、評論家がいろいろ会話重視に対して批判をしております。ただ、「グッドモーニング」とか「ハロー」とかというようなことは英語学習のうちに入らんのだと。もう少し中身のあることが言えなかったらいけないんだと。それは非常に難しい話であります。

それでは、英語の力をつけるためにどうしたらいいのかということまで新聞にいろいろ出ております。つまり、それは英語でなくて国語力なんだと。国語力があれば、英語の中身をどうするかということも考えることができるので、国語を頑張らにやいけん。英語ばあやっただけいけんのだというようなことをしきりに評論家が言っております。英語については学校で一生懸命やっておりますが、評論家とか学識者、大学の先生なんかは、英語ばかりやっただけしょうがないんだというような批判をしておりますが、最近いろいろ世界を旅行した人たちの話を聞きますと、会話ができるということは非常に自信につながるんだと。自分が海外を旅行して、そして例えばタイを旅行したとその人が言うんですが、日本円をタイのバーツと交換して、その交換した日本円を持ってホテルの中もエクステンジといって交換するところがあるらしいんですが、そこへ行って替えて、それからそのお金を持って町へ出て行って買い物をする。そのときに、どう言っているか困ったと言うんです。一言だけ言うんだと。日本円を渡して、エクステンジと、こう言うんだと。買い物をするときには、非常にふっかけてきますんで、値切る。その値切るときに、値切らなればかきされる。何でも言い値で日本人は買うんだということで、値切らにやいけん。値切る言葉を覚えにやいけんのじゃといいますと、これは会話力でありまして、気迫を持って「エクステンジ、高い」と、こうやるそうです。そういうふうに、恐る恐るやりようたら足元を見られる。気迫を持って英語をしゃべらにやいけんのじゃと。外国人と出会ったときに、日本で日本人の修学旅行の子と出会いますと、口々に「ハロー、ハロー」とこう言うてくれるらしいんです。向こうは大喜びでいろんなことを言うと、あ、通じたっていうて喜ぶ。そうすると、ちょっとした単語でも会話力があるといいということみたいなんですが、今度のこの英語を教科にするということは、これは会話が中心になるんでしょうか。

そして、今回3,060人増えた英語の専門の先生、そういう先生が和気町にも来ていただかにやあならんのんですが、例えば会話は非常に私なんか全然できない。スクールイングリッシュですから、英語のことをぺらぺらと話しようんを聞くと、何を言ようやらさっぱりわからん。JRに乗りますと、中国語と英語のアナウンスがありますが、英語のアナウンスも聞き取れんのんです。そうすると、これは非常に難しい。

それから、小学校に行くとネイティブの先生が1、2、3、4、5ということをやります。「ワン、ツー、スリー、フォー、ファイブ」とこう言いますが、そんなもんじゃもう全然違う。やっぱり英語は「ワン」というんじゃないで「ワン」とこうやらにやあいけんらしい。「ツー」というのも、唾が飛ぶぐらい力を入れて発音せにやあ英語にならん、英語らしゅう聞こえん。そうなりますと、かなり今回の教科化する内容が会話ということになりますと、そこら辺の発音についてもしつかりやっとかにやいけんのじゃないかと。保育園、幼稚園に行くと発音がいい。ところが、中学校、高校に行くと、もうコーラスリーディングといいですか、私らが高校のときに、先生が英語を読む、それを生徒がついて読む、まるでお経みたいに。全然英語というような発音で、うて、「アイム ゴーイング ツー何やら」と言う、先生がそれを言うたとおりに生徒が言う。そんなもんじゃないというのが、やっぱり実際にネイティブの人がしゃべりよんのを聞くと思いうわけですけども、今回飯塚市がやっているように、45分間のうち25分を英会話に充てると、こういうようなことなんですが、ここら辺の対応なんか非常に難しいと思うんですが、そこら辺の対応はどういうふうになっているか。

和気町は非常に英語にも力を入れて、この間いただきましたが、英語公営塾を設けて、そして森脇さん、宮脇さん、中村さん、こういう地域おこし協力隊が英語公営塾に行く。中学校英語学習支援も、この地域おこし協力

隊がやっている。それから、和気高魅力化もありまして、和気高の生徒も支援に行っていると。こういう中で、今回の英語特区の導入もしておりますが、そこら辺のところ、英語についてこれでいいんだという準備は整っておるんじゃないかと思いますが、そこで英語の先生がまた来られると思いますが、そこら辺のところは自信を持ってやることができるというところまでやっていらっしゃいますか。最後に、そこをお尋ねします。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 今、柴田議員の言われるように、教科化していくのは32年からです。30年からそれの移行に入っていきます。だから、教科のことについては、文部科学省からどういう指導ということはまだ出てないんです。だから、今言われたように、先取りをしてやるところはそうなんだろうと思いますけども、まだできていない。

和気町としては、来年度から小学校1年生から6年生までの小学生と、それから中学校に英語特区という教育課程を編成替えをして、特別に許可をもらって英語をやるという。この英語というのは、英語教育といいますか、英語が教科になる前の英語に親しむ、英語というものに違和感がなくなって、今柴田議員が言われたように、幼稚園、小学校から英語を大きな声で発音したり、いろいろ英語のことに違和感を持たないようにして授業に入っていくと。これが一番大きなことで、来年度からやっというふうには、各学校で今常駐をしていたくようにしておりますけども、そうすると朝から帰りまでいつでも話ができるということも一つのメリットがあるわけで、そういうことで来年度から導入していきたいというふうに思っております。

英語塾とか公営塾とか、そういうところは地方創生の中でやられとりますけども、その中で和気の中学校等にも支援をしていただいて、いろいろ英語力の向上というのは非常に図っていただいております。

それから、今3,000幾らの教員をと言っておりますけど、全国で3,000人ほどですから、岡山県にどれだけの配当があるのか。岡山県だって、小学校にそういうのもありますので、どれだけの配当が来るか。それをいかにとってくるかということもいろいろありますので、そこはこれからの、こちらの頑張りもあるだろうというふうに思いますので、そういう施策で来年はやらせていただきたい。教科については、まだ文部科学省から何も出ていないのでお答えすることはできませんので、いろいろ出てきましたら、またいろんな施策についてはお答えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 私は、英語が好きで、本当なら、社会科の教員をしておったんですが、教育学部の中等4年過程の英語というところに入學したんですが、途中で転学いたしました。そして、社会科の教員になったわけですが、学校にある教材の英語の小説があるんですが、それをいっぱい借りてきて、夏休みには片っ端からその小説を読む代わりに、学校にたくさんある教材を読んだりしました。

そういう中で、和気町は非常に英語に手厚い町であると。そして、子供は何か保育園のときから英語が大好き。ところが、上級の方に行くに従って、その英語が本当の英語でなくて、中学の2、3年になると「バナナ」なんて言やしません、「バナナ」、「アップル」って言います。保育園のときに「アップル」なんて言ったのがどこへ行ったかというようなことになるわけですが、そういうせつかくいい耳を持って、子供のときからええ発音をしようるわけですから、それがだんだん英語をやるに従って発音が悪くなるというようなことのないように努力していただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 柴田議員、通告の2番については、もう省略をされますか。全部終わられましたか。

（11番 柴田淑子君「はい」の声あり）

はい、わかりました。

これで柴田淑子君の一般質問を終わります。

次に、6番 西中純一君に質問を許可いたします。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) 失礼します。

まず、私は1番目に、空き家対策特別措置法の制定と和気町での空き家対策はどのようにしていくのかということについて質問をさせていただきます。

空き家というのが、これ昨年の2月に議員立法で特別措置法が制定をされております。著しく保安上危険となるおそれの状態がある家、あるいは衛生上有害のおそれとなる状態、あるいは著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切な状態にあると認められる空き家と、これが法律の言う特定空き家というふうなものだそうでございます。

ちなみに2013年でいきますと、2013年ですからこれは制定前ですが、平成25年ですか、820万戸空き家があった。そのときは12.8%ぐらいが空き家率であったと発表されており、いろいろと全国では401の自治体で空き家条例が制定をされているというふうにお聞きをしております。

それから、現状で見えますと、瀬戸内市が来年2月に条例案を提出できるように実施をしていくと、そういうふうなことが言われたり、備前市でもとりあえず空き家調査を民間に委託をして、今年度中に実施をするとか、これは備前の場合は会社、事業所も含めて調査をするということだそうでございますけれども。それから、私の見たところだと、美作市が27年、昨年の10月に既に空き家条例をつくっているというふうにご認識をしております。

この空き家の対策というのが、法律によると、かなり今危険なものについて首長といいますが、町長と市長が改善勧告を出すとか、そういうふうなかなり強い権力で言っていくと。そうすると、固定資産税が4.2倍に上がったというふうなことが出ているので、若干それがちょっとどうなのか。こういうところは問題もあるんじゃないかなというふうな気もしますが、ですから、いろいろとかなり全国では慎重になっていて、まだまだ余りできてないというふうなこともあるようでございますけれども。

まず、その中でお聞きしたいのは、和気町内で空き家調査というものができているのかどうか。

それから、多分できてないんじゃないかと思いますが、空き家対策計画とか対策協議会はできているのか。

それから、空き家を取り壊す除去費用の補助制度、これは真庭市で50万円を上限につくっていると。これは7市町村でやっているということでしたかね、何かそういうふうなことも岡山県下ではもうあるようでございます。とりあえずその3つについてまずお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(草加信義君) 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長(野津浩之君) 失礼いたします。

西中議員の和気町内の空き家調査はできているのかというご質問にお答えいたします。

空き家調査につきましては、空き家対策特別措置法との関連ではございませんが、平成26年度に空き家の現状把握と活用の観点から、各区長に依頼いたしまして、全町の空き家物件を対象に実施しております。その結果、和気町全体で583件の空き家と思われる物件が存在することが判明しております。

○議長(草加信義君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長(南 博史君) 失礼いたします。

それでは、私からは、西中議員のご質問の2点目の空き家対策計画と対策協議会はできているのか、3点目の空き家を取り壊す費用の補助制度はできないかのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、2点目でございますが、平成27年5月26日に全面施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法により、全国的に空き家政策の取り組みが始まっているところでございます。同法律では、適正な管理ができていない空き家に対して、固定資産税の特例措置の除外や厳しい行政処分が可能となっておりますが、和気町では住民の理解や住民感情を考慮し、昨年度の平成28年2月12日の政策会議におきまして、早急

な町条例の制定を見送ったところでございます。したがって、空き家対策計画の策定と対策協議会の設置は現在できておりません。

なお、本町の空き家の管理に関する都市建設課への相談件数は、昨年度は4件、本年度はゼロ件でございます。昨年度は、いわゆる空き家法の全面施行により、報道機関等で大々的に取り上げられたこともあり、4件の相談があったと思われます。当面の適正な管理が行われていない空き家の対応につきましては、地元区と協力し、空き家所有者と管理について交渉を行うように考えております。

次に、県内の策定状況でございますが、先ほどご紹介もありましたが、空き家対策計画については今のところ岡山市が策定済みでございます。来年度以降検討している市町村が12市町村あると聞いております。また、空き家対策計画の作成に関する協議を行うための協議会の設置済みは、4市町で、6市町が来年度以降設置を検討していると聞いております。

和気町におきましても、空き家対策計画の策定と対策協議会の設置については、近隣市町の策定、設置の状況や和気町の空き家の状況を十分把握し、空き家政策について今後制定の時期等について検討を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の空き家を取り壊す費用の補助制度についてでございますが、条例化により危険空き家に指定された住宅の除却費用の一部を補助する制度でございます。なお、先ほどご紹介にありましたが、危険空き家等でない空き家は補助対象ではございません。今後、空き家政策を実施するに当たり、空き家所有者に適正な管理を促進する観点から、除却費用補助制度は有効な面はあると理解できますので、空き家対策計画等とあわせ今後検討したいと考えております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） じゃあ、1つだけ。

条例をつくるというのは大変難しい。いろいろ慎重に検討しなければならないこともあると思うんですけども、実際に空き家というのは26年の区長を通じての調査だと583件ということで、そういう困った方というんですか、空き家は近所に迷惑をかけて大変だと、壊したいというふうな方がおられた場合には、そういう費用、条例ができなくてもそれはできるんじゃないかなと思うんですけど、それについてできるだけ早く検討するとか、そういうふうな考え方はないんでしょうか。もう一度お尋ねをいたします、その点だけ。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

除却費用の補助につきましては、あくまでも空き家対策条例の中で今のところ検討したいと考えておりまして、単独での補助条例の制定等については今のところ考えておりません。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

空き家の問題というのが非常に今後、次の住宅政策というんか、空き家バンクとかいろいろな問題もあるわけです。そういう問題ともつながっていると思います。そういう総合的に政策を練り上げて、ぜひとも早い時期に空き家の対策というか、これを和気町でも進めるようお願いをしたいと思います。

特に小学校の前に危険な物件がある、これは佐伯小学校でございますが、そういうふうな例もございます。やっぱり子供が危険に遭ったら困りますし、そういう点もあるので、ぜひともそういう対策を早急をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に行かせていただきます。

次は、町営住宅の移転、そして泉団地の更新ということでございます。

こういう皆さん、資料が補正予算で今回1戸50万円、宮田団地13戸を、宮田団地の中でございますが、移転していただくと、そういうことで予算もついているわけでございます。そして、この緑の部分、今宮田の集会所があるところ、そして駐車場というんですか、遊園地ですか、それもあるところをいわば更地にしていこうということですよ。そういうことだろうと思うんです。その点について、移転の実施方法をどういうふうにやっていくのか。やはりこれは住まわれている方があるということで、借家人のそういう権利もあるわけでございます。そういう点についてもきっちり説明を今していつているのか。やはり本人の意思を無視して強制的に移転していただくということではできないはずであります。そして、それを今後どうしていくのか。私が危惧しておりますのは、今後本和気の地区とか、佐伯では若草団地という古い住宅がある。それから、米沢にも古い町営の住宅があります。そういうものを今までは廃住宅というふうな言い方で、当たらずさわらずという感じでやっていったんですが、これからは民間でやってもらうか、分譲地にするのか、いろいろなこういうことを言われているわけでございます。ぜひとも今回の移転については、20年ほど前に3階建ての住宅を建てるときも、ほとんどこれお金を使わずにやられたんではないかなというふうにちょっとある人からは聞きました、宮田団地におられる方に。やっぱり自分で修理をしたというふうなことも聞いているんで、そういうふうなひどいやり方というか、地上げ屋まがいのやり方にならないように、人権無視のやり方にならないように、ぜひ慎重に実施をしていくべきだと思います。絶対反対とは言いませんけども、その居住権をきちっと尊重しながら慎重に進めていくものではないかなというふうに思っております。

それからじゃあ次、今その他の住宅で、雇用促進住宅はこれは雇用促進事業団が持っていると思いますけど、これが平成33年にはなくなると。これは町が最初古いままではもう受け取らないというふうに回答しているわけですよ。前、こちらに話があったん。それから、泉団地もどうも建て替えをしたくないというか、町に受け取れというふうなことを言っているようでございます。そういうことで、廃住宅というか、そういう考え方が岡山県にもあるんじゃないかなと思います。近隣の伊部の住宅なんかは、もう30年ぐらい前なんですか、もう大分前に改築して移転をされている。いい住宅ができておるわけでございますけれども、今のところ県はもう建て替える意思がほとんどないようなことも聞いております。

そういう形で、今後低家賃の住宅が和気町にはなくなっていく。そういうことで、低家賃の住宅がなくなり、人口減少もひいては進んでいくということもあるということが危惧されるわけでございます。ちなみに、県北の自衛隊の基地がある奈義町では、雇用促進住宅をたしか3,000万円だったと思うんですけど、購入して、リフォームして若者住宅でしたか、そういうふうな形として再生をして、2万円台から3万円の家賃の住宅をつくったり、新築住宅には40万円助成したり、それから空き家購入補助は50万円とか、それから分譲住宅団地も用意していると。それで、子育て支援の政策ともあわせて、特殊出生率が2.81になって、これNHKでも取材をされたということでございます。ですから、和気町としても、今は総合的にアパート、民間のことも検討されているということで、かなり今後増えるということもお聞きしております、民間住宅が。そういうふうなことであります。その中で和気町は今後住宅政策はどのようになっていくのか、どう行おうとしているのか。かなり民間を重視という考え方が出ているんだろうと思うんですけど、その点も教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、西中議員のご質問4点にお答えしたいと思います。

まず、宮田団地の移転の実施方法ということでございますが、先ほどご紹介いただきましたように、補正予算の方でも説明いたしましたが、宮田の住宅団地の中央付近、集会所、公園のある2区画、約6,600平米の中にあります空き家を除いた13世帯の方々に移転の方のお願いをしているところでございます。現在、1回目の

話し合いを持っておりまして、その中でおおむね移転の了解をいただいております。今後は、また個別にいろいろと要望がございますので、要望をお聞きしながら丁寧な説明をしてご理解をいただきたいと思っております。

次に、借家人、借り受け人の権利ということでございますが、入居者の権利につきまして、法律的には強制的な退去はできません。したがって、町の住み替え施策にご協力をいただくということで、入居者の方にも、先ほど申しあげましたように、十分ご説明申しあげ、ご理解とご協力を得ながら住み替えを進めていきたいと思っております。先ほど申しあげましたが、今後につきましては、1回目の意向調査の際に説明もいたしましたので、今後改めて入居者の方の希望を十分お聞きするよう進めてまいりたいと思っております。

それから、雇用促進もなくなり泉団地も建て替えとなると、低家賃の住宅がなくなって困るのではないかと質問でございます。

泉団地の建て替えでございますが、岡山県へは建て替えの要望をいたしております。なお、県といたしましても、財政的なこともありまして、早急な建て替えは困難であるとのことご返答をいただいております。

雇用促進につきましては、平成33年度に解体、廃止が決まっております。現在機構といたしましては、民間の管理団体への募集をしているところだと聞いております。民間の管理ということになりますれば存続をいたしますが、民間の管理者の応募がないということになりますと、平成33年度に向けて廃止の方の手続きをとってまいります。

町営住宅を整備することは重要であるとは考えますが、建設及び管理に多額の費用が必要なことから、今後需要の動向や財政状況を十分検討し、町営住宅の建設年度や手法について決定していきたいと考えております。具体的には、先ほど申しあげましたように、宮田住宅の有効活用のため、宮田団地の住み替えを進め、跡地利用を検討していくように考えております。また、町施策による民間賃貸アパート建設の促進施策とあわせて進めてまいりたいと思っております。低家賃の住宅につきましては、家賃は住宅の建築年数に比例しますので、泉団地並みの家賃を引き継ぐのは困難であり、問題があると考えております。

今後の住宅施策についてどうなのかとの質問にお答えいたします。

現在の町営住宅は、9団地、約200世帯が入居しております。現在の町営住宅を有効利用するため、老朽化が進んでおります住宅団地での空き家政策を進め、耐用年数を過ぎた建物は解体し、跡地利用を検討してまいります。跡地利用につきましては、財政状況などを検討し、住宅の建設年度、手法について決定するように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

新たな土地への町営住宅の建設は、工事費等多額の費用が生じますので、十分に慎重に検討したいと思っております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 住宅の借り受け人の権利ということもあろうと思います。私が半分の7件ぐらいの方とお話というか、同僚議員とお話をさせていただいたと思います。やはりお会いして見て、高齢の80歳代の方かが非常に多いし、今そこへできれば最期までお世話になりたいという方がほとんどだというふうには私は解釈したんですけども、できれば出たくないとか、とにかくそれいい悪いは別なんですけども、自分の費用で駐車場のよう後ろをされている方もおられるし、比較的あの場所は広い場所なんですよね。それを周りの方の南側あるいは東側へ移るといことになると、割とスペースが少ない場所で条件が悪くなるということなので、できればもう本当に気持ちとして全部、最期までそこでお世話になりたいという方がほとんどじゃないかなというふうに思います。本人の人権、居住権を本当に尊重して、くれぐれも拙速な説得というんですか、そういうやり方はしないで、ぜひとも慎重にお願いをしたいと思っております。

それから、住宅政策でございますが、いわば今までは廃住宅ということで、かなり修理もほとんどされてないとか、何かあれば自分が負担されて直してらっしゃるという方がほとんどじゃないかなというふうに見ておりま

す。ということで、アパートに対する補助で相当戸数今後は民間が増えていくということもきのうお聞きをいたしました。それはそれで意味もあるのかもしれませんが、じゃあ今後本当にそういう全般の住宅政策、これはもう町長のお考えというのがあると思いますので、ぜひ今の移転も含めて、どういうふうな考え方なのか、町長の方から一言お願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 宮田の住宅の空き家対策を進めていく中で、慎重にやってほしいというご意見でございます。その辺につきましては、本当にいろいろ人権もあるわけでございますから、それから居住権も住んでいるということがあるわけですから、十分理解を得ながら慎重に進めてまいりたいというように思います。

ただ、この宮田にしても、それから県営住宅にしても、新しくすると低家賃だったものが、家賃が高くなるということから、新しいところへそれじゃあ住んでいただくというのはなかなか無理があるんじゃないかなど。すると、旧来のところへ入っていただくというようなことで、住み替えをしていくという方法しかないんじゃないかなど。そして、町の方が進めております住宅施策の中で、更地をつくりながら、そこへ新しく、公でやるか民でやるかということは十分これからも検討しながら、経費の面それから後年度負担等の問題もありますので、そこら辺を十分慎重に協議をしながら、これからの住宅政策を進めていきたいというように考えております。

福祉政策の中での対応が可能かどうか。今後もセーフティーネットの中でこういった形を県営住宅それから町営住宅で、最終的には最後のセーフティーネット側で福祉施策の中で対応が可能かどうかというの、今後住宅政策の中でそういう方たちの住宅というのがどうあるべきかというの、国や県の方向、そして我々も慎重に検討もしながら、解体もし、跡地利用をしていく中で、そういったことも含めて十分検討をしながらこれからの住宅政策を進めてまいりたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 最近できた分では、石生の住宅とか、日笠の町営住宅、そういうふうなものが今5万円台の住宅ですね。ですから、一方は分譲、あと残りのものをしていくとか、そういう考えもあるというふうなこともお聞きしております。若い方はそれでいいかもしれませんが、やっぱり今の宮田団地とか若草とか米沢とか、古いところへ住まわられてる方はそれなりのまた対応というんですか、それが本当に必要だというふうに思います。ぜひともそういう居住権をきちんと尊重しながら、むちゃなことにならないように、ぜひ慎重に移転というか、移住についてはお願いをしたいというふうに思います。

それから、住宅政策というのは、雇用促進が残るかもしれないというふうなことも今お聞きをしました。民間が引き取ればそういうふうなことがあり得る。それから、県は基本的には町へ受け取ってくれというふうに、泉住宅は言われているということでございます。住民のそういう住宅をある程度保障するような方向で、なるべく家賃の安い住宅が残るような形で、ぜひとも総合的に空き家の施策も含めて、全体的な政策を本当にもう一遍練り直す必要があると思います。ぜひとも慎重に、町民の利益にかなうような新しい考え方というんですか、きちっとしたもののぜひ対策をお願いしたいと思います。

そして、3番目の移住推進員とそしてお試し住宅の結果、今後の対応ということで、移住相談会というのが今年から移住推進員が常勤で1人、前はアドバイザーっていう方が2人おられたと思うんですけど、7月には大阪で、そして今度9月18日にはとっとり・おかもま新橋館っていうんですか、新橋にそういうアンテナショップみたいなんがありますね、そこでそういう相談会もすると。10月にも何がしかあるというふうにも聞いております。そういうことで、いろいろと引き合いとか首都圏からもう既に30件ぐらいの方が来られているんじゃないかと思います。今そういうのがどういうふうになっているのか、現状をお聞きしたいと思います。

それから、お試し住宅を、消防署の近くの旧天瀬の辺に1軒今できていて、広島県の方から1人来られて、今度茨城県の方が12月ぐらいに来られるということをお聞きしております。そういう状況で、あともう2軒するとい

うことなので、もう一軒和気の方にもつくるというふうなことで、これ早期に契約すべきだと。5年間の契約ということでかなり厳しいと思うんですけども、それをぜひどういうふうになっているのか、今後もう一つのお試し住宅をぜひよろしくお願ひしたいと思います。その答弁をお願いします。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員の移住推進員等とお試し住宅の結果と経過、今後の対応につきまして、移住相談会等での引き合いと反応はどうかについてお答えいたします。

移住相談会については、町外からの移住を促す手段の一つとして、お試し住宅など、移住定住施策とともに、子育て環境や教育環境などの和気町の優位性について移住希望者に向けてPRする絶好の機会であると考えております。今年度は、7月10日に東京で県主催の第1回移住相談会が開催され、全体で128組、195人の来場に対し、和気町への相談者は19組、29人でした。続いて、7月31日に大阪で開催されました第2回の移住相談会では、全体で64組、97人の来場に対し、和気町への相談は7組、11人、また岡山市主催の相談会にも参加しており、東京で開催された5月29日の相談会では全体で95組、154人の来場があり、和気町への相談は12組、16名でございました。前年の同期と比較いたしましても、和気町への相談に訪れていただいております方はほぼ倍増しておるような状況でございます。また、和気町に興味を持っていただいた移住相談者の方からは、自然環境が豊か、JRや山陽自動車道があり交通の便がよいなどのご意見を多くいただいております。お試し住宅の整備や滞在補助金制度など、移住定住に向けた支援策を整備したことなどにより、和気町を訪れたいという方も増加傾向にございまして、本年度は計3回の移住相談会での対応をきっかけに、8月末時点で12組、19人の方が和気町を実際に訪問されました。また、和気町に移住相談者が訪問された際には、今年度から採用しております移住推進員が情報収集や町内案内等、移住相談者に対するきめ細かいサポートに取り組んでおります。

こうした移住相談者のためのワンストップの相談窓口ができたことで、移住相談会での対応はもとより、電話等による相談件数は8月末現在で104件と、前年比4倍の伸びとなっております。移住を推進するには、施策などの充実とともに、外に向けて情報発信することが重要であり、今後とも移住相談会等で和気町の魅力や優位性、取り組んでいる施策等の情報を積極的に発信し、移住の推進に努めてまいります。

続きまして、旧和気町のもう一軒のお試し住宅を早期に契約すべきだがどうかという質問についてお答えいたします。

お試し住宅は、移住希望者に実際に和気町に来ていただいて、和気町の気候風土や地域の特性を体感していただくための施策で、本年度中に町内の空き家物件等を借り上げて2軒を整備する予定でございます。現在、岩戸地内に、先ほど議員からのご発言もございましたが、1軒を整備しております、残りの1軒についても、交通の利便性の高い和気駅周辺での整備を目指して候補物件の下見等を行っているところでございまして、今後の予定といたしましては、9月中旬に賃貸借契約を締結し、10月末ごろのオープンを目指してまいりたいと考えております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） じゃあ、10月に新しくお試し住宅がもう一軒できる見通しだということで、ぜひとも今後ともよろしくお願ひします。

最後に、お時間がございませんが、耐震診断で、佐伯庁舎がどうもだめだということでございます。早急に耐震対策を実施すべきです。今後どうするのか、お考えをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 地域審議監 竹中君。

○地域審議監（竹中洋一君） 失礼いたします。

それでは、質問事項4番でございます。答弁させていただきます。

昭和53年建築、築38年となります現佐伯庁舎の耐震診断は、平成24年度に実施した結果、1次診断の柱、はりのみの診断では全て基準をクリア、2次診断の耐力壁、これは水平力に耐える壁でございますが、これを考慮した場合、1階、2階の2カ所で目標値を下回るという診断結果が出ております。診断基準の危険性が高いというランクには該当しないんですが、今後長期に継続して使用していく場合、速やかに補強工事をするのが望ましいものの、相当の経費が必要となります。現在、町では学校統廃合を間近に控えているところであり、余剰施設の発生も見込まれますので、これらを有効利用するプランの検討、移転する場合のコスト試算を行いまして、どれが最善かを庁内で検討した上で、地域への影響について検討するとともに、住民の意見を踏まえ、結論を出していきたいと考えております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） いったん事故が起これば、非常に大きな人命被害が起こる可能性もあります。ぜひとも早急にこの件の対応をよろしく願います。

○議長（草加信義君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 万代哲央君に質問を許可いたします。

3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 一般質問をいたします。

県道岡山赤穂線の和気橋の架け替えと、それにつながる原、本地内県道のバイパス化について質問いたします。先の6月定例会に引き続いての質問です。

原地内では、ここ十数年来交通事故の多発、それも地域住民の死亡事故が目立ち、生活の安全が脅かされています。県道を挟んで、山側に民家が密集して、県道を渡って田畑があるので、県道横断時の死亡事故です。それも、多くは夕方の時間帯に発生しています。この痛ましい死亡事故を回避したい一心で、地区内に交通事故多発地区、交通事故撲滅の看板を掲げ、通行者に注意を呼びかけたり、畑や道路への路地でスピードダウン、減速を呼びかけていますが、交通事故は後を絶たないのが現実であります。

この事態を解決するには、原、本地内の現県道の一部改修も考えられますが、最終的にはバイパス化を実現するほかないと考えています。しかしながら、和気橋の架け替えとそれにつながる県道のバイパス化といっても、莫大な費用がかかるわけでありまして。老朽化した和気橋の架け替えだけでも数十億円を要する。その上、それにつながる県道のバイパス化となると、それ以上の莫大を超えた事業費になることが予想されます。したがって、和気橋の架け替えの可能性が低い現実を見れば、まずはバイパス化の実現に向けての取り組みを優先して、住民の安全を確保することが肝心であります。

県にこのことを話した折、事業費用対効果はどうか、実現の可能性を左右する事業費とそれに見合う効果がどれほどあるか、一度試算してほしいとお願いしたわけですが、町で試算結果を聞いておれば答えていただきたいと思えます。

現在は、藤野地内で長年の懸案であった県営の道路改良と田ヶ原橋の架け替えを工事中ですが、その費用対効果がわかれば教えてください。

また、費用対効果の効果とは、道路改良の場合どういう観点から効果を捉えるのか、お答えいただきたいと思えます。その続きは、再質問でさせていただきます。よろしく願います。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

万代議員のご質問にお答えしたいと思います。

県道岡山赤穂線、原、本地内のバイパス化についてのご質問でございます。

まず初めに、事業を実施した場合の費用対効果はどれぐらいか、同路線で実施中の藤野地内の道路改良事業の費用対効果はどれぐらいなのか、比較してどうかとの質問でございます。

まず、原、本地内の岡山赤穂線の現状を申し上げますと、1日当たりの車両通行量は、最新の交通量調査では約1万2,000台でございます。近年、和気橋の渋滞や交通事故も多数発生していることから、地域住民の皆様や議会からも和気橋の架け替えや吉井川右岸堤防を利用したバイパス化の要望もあり、和気町といたしましても、長年にわたり岡山県を初め、国土交通省、県選出国會議員等、各関係機関に対し強く要望してまいったところでございます。

現在、岡山県は、和気橋の架け替えやバイパス化について事業に取り組んでいないため、事業に多額の工事費がかかることは予測できますが、概算事業費は算出していないため、費用対効果の検証は行うことができません。現在進んでいる同岡山赤穂線の藤野地内のバイパス化工事につきましては、平成20年度に岡山県の事業評価委員会にかけられ、事業化することが決定いたしております。当時の事業費は約20億4,000万円で、事業量は延長1.1キロメートル、幅11.25メートルでございました。

次に、費用対効果の内容、中身は何かということでございますが、岡山県では、事業を計画する際、その路線の交通量、事故発生状況、地域性などを勘案し、経済性、事故の抑制等を総合的に判断するもので、その路線ごとに重要度、優先度が違うため、一概には比較できません。また、投資効果等の数値等も公表されておきませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ご答弁いただきました。

概算事業費は算出していないと、費用対効果の検証には至っていないということでもあります。藤野の場合も、費用対効果の数値は公表されていないと。効果の内容としては、経済性とか事故の抑制などを総合的に考慮しながら考えていくというような答弁でした。バイパスといっても、どこを通るか曖昧では試算はできないということだと思います。2車線で舗装して、歩道をつけて、ざっと1メートル当たり30万円から50万円と言われております。あと、用地買収、盛り土、ガードレールの取り付けとか、概算で計算して、現にある堤防に粗づけした形でバイパス道をつけたとして、熊山橋まで約4.3キロありますから、数十億円は下りません。効果といえば、事故率が減るのが一番の効果であることは間違いないと思っておりますけど、ほかに目的地までの時間短縮とか、ガソリン消費の軽減というのは効果に算定されるんじゃないかなと思うんです。

それから、将来を見据えて投資効果がなければなりません。そのためには、バイパス化の実現に向けて効果が出る施策、取り組みを原、本地内で行うことが必要だと思います。農村地帯ですから、将来的にも農業を続けていく農家と、後継者の見通しが不明なためこの際農地を手放してもよい農家を分けて、農地の集積化を図って、農用地区域を確保して、あいた土地を有効利用して、工業団地の造成とか、ほかにも有効活用が考えられるわけです。しかし、農地転用の壁や水の確保が課題とされています。工業団地造成の場合、この2つの課題は克服できるかどうか、お答えいただけますか。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

ご質問にお答えしたいと思います。原、本地内に工業団地を持ってきた場合、水の問題が非常に大きいものでございまして、石生地域は石生簡易水道区域ということでもありますので、水道水は全て岡山県広域水道企業団

から受水しております。配水池の能力は、日当たり440立米でございます。したがって、余裕というものが75立米しかございません。なお、施設能力プラス100立米増やそうとした場合、田原上の配水池までの上流の管を太くする必要があります。これで約5,400メートルの布設替えが必要となりまして、試算ですと水道100立米を増やすために約5億円の投資が要るわけでございます。なお、配水から下流につきましては、管の方を太くする必要がございません。また、県道へも口径150ミリの管が埋設されておりまして、工業団地を造成した場合でも、引き込みにつきましてはそう多額の費用はかからないと考えております。

(3番 万代哲央君「農地転用」の声あり)

失礼いたしました。

農地転用につきまして、石生地区は、現在国が2期対策ということで、田原井堰の改修やゲートの改修の事業を進めております。したがって、事業期間中は、これが平成32年度ごろまでの事業でございまして、それから約8年後ぐらいまでは、個人の方の農地転用は制限されると聞いております。ただし、自治体が工業団地等を造成するために転用するということは認められているように聞いております。

○議長(草加信義君) 3番 万代君。

○3番(万代哲央君) ご答弁では、転用は町が事業主体でやればできるんじゃないかと。水道面では、田原の配水池までの布設替え、100立方メートル増やすためには管の布設替えで5億円ぐらいかかるということで、現実には厳しいなと思いますし、ほかに手段はないのかなと思案するわけですけど、原、本地内の県道の交通量は増える一方であります。ヤクルトも通っております。それから、熊山工業団地は7社が団地に入っておりますけど、LIXIL、ブリヂストン物流の会社が日々和気インターを利用しています。1日平均2社合わせて40台から50台が通っていると聞きました。

町長に質問いたします。聞いてください。

藤野地内は、道路改良によって地域住民の安全が確保される。更に、東に延びる県道として、安全で使いやすい県道に改良されて、藤野地内は今後産業の振興、発展、そういったものが大いに期待できると考えます。一方、和気橋から西方面、赤磐、岡山へ通じる県道はどうでしょうか。町は、以前から和気橋の架け替えは町にとって喫緊の課題とか最重要課題と位置づけてきたわけだと思うんですけど、それは和気橋の架け替えを通じて、和気町をますます繁栄させていくということでありまして、和気に人が来る、人が集まる、物も集まって、人材も物も和気に来て、和気発展につながるから和気橋の架け替えが最重要課題ではないのですか。赤磐から、岡山から、それから県外から大勢の人が来て、物が入ってくるためには、和気橋の架け替え、その必要性につながってくるんじゃないかと、そう思うんです。そのために、原と本の村づくりというのは町にとってはまちづくりであるというのが私の認識であります。こういう道路改良の課題は、地元で期成会を立ち上げて働きかけるのが大切だと、それもよくわかっておるつもりです。議員が率先して村をまとめて、村づくりのビジョンを町に示して相談することが先だということも理解しております。しかし、町の最重要課題である和気橋の架け替えを実現しようと思えば、国や県への要望を続けながらも、町が施策を打ってほしい。原、本地内に思い切って工業団地の造成をやるとか、そのほかに考えられる施策を打ち出していきたい。それがバイパス化につながり、地区民の安全につながると思うんです。町長のご見解を聞かせていただきたいと思っております。

○議長(草加信義君) 町長 大森君。

○町長(大森直徳君) 万代議員は、議員の立場からのご意見ということでお聞きいたしますが、県道岡山赤穂というのはいわゆる岡山県の管理の県道でございます。和気町が架け替えをするということについては、それじゃあその費用は和気町が持つかということになってくるわけなので、それはなかなか至難のわざでございます。そういった意味でも、地元4区長にもバイパス化を県、国へ要請をしながら、県の評価委員会へ最終的にはかからなければ県道のバイパス化はできないわけなので、評価委員会へかけるまでを県へ働きかけ、そして国へは国

の事業予算を配分していただくということが次の段階でございます。

そういう意味で、4区長に地元の体制づくりをしていただきたい。そして、それと行政とが一体になりながら、県、国へ要望をしていく。やはり藤野地域につきましてもそういう形でですけども、藤野の場合は一つまだ県が率先して評価委員会を設置して、その評価による方向性を出していく。あとは、藤野地内に道路をどこへどういうふうにつけるかというのは地元との調整を進めてまいりました。

しかし、今回の原地内の件については、万代議員は行政がやるべきだというご意見でございますが、行政だけではなかなか至難のわざでございます。やはり地元の協力がなければできないわけなんで、その辺をお願いしているわけなんです。バイパスにするにしても、やはり和気橋を渡ってどういう法線で堤防のねきを通すのか、堤防のねきの用地の全部買収ができるのかどうかと。

それから、それとつながる工業団地の件ですが、あそこへはオハヨー牛乳の件で水量の検査もやりましたけれども、あの地域での水の確保はできない。どこからかとってこなきゃいけないということなんです、広域水道からするか、和気町の田原下にある水源地から水量が確保できるかどうかと、そういった企業がどれだけの水を使うかということが問題ですけども、そういった水の問題がございます。オハヨー牛乳の際に、水源地の掘削もやりました。旭大理石の中には水量が確保できるということは確認いたしましたけれども、やはりそこを引き上げることによって熊山地域の地下水が減ってくるという状況がございます。熊山地域から強硬なご意見として、あそこから水を上げるならば、我々はあの地域の工業団地とかいろんなことについては協力はできないというようなご意見もございます。そういったことも十分これから4区長と組織をつくっていただいた行政とが一体になりながら、いろんな面をクリアしていくということが先決だと私は思っております。

万代議員は、行政がその一つの計画をつくり、それを地元流していくというのが筋じゃないかということなんです、やはりバイパス化するというは、いろいろ前から申し上げておるように、その地域が衰退化するということが前提でございます。先ほど熊山橋へ通ずると言われましたが、吉原から松木へ通ずる道路が、あの熊山地域が中の道を通らないでバイパスで上を通ることが、本当に熊山地域の発展かという面から、大分協議をしなければ熊山地域に賛同していただけないじゃないかと思えます。そういった意味もありますから、やはりこちらも組織をつくり、そして相手の熊山地域についても組織をつくっていただいて、一体になりながらできるこれからの法線を十分検討する。そして、その中でできる工業団地については、協議もしながら、水量確保できない場合は広域水道を入れるという一つの方策もございますので、広域水道からの水量確保という点も、まだまだ和気町には広域水道の量は余裕がございます。しかし、先ほど産業建設部長が申し上げましたように、費用対効果の問題がございますので、その辺も十分検討していかなくちゃいけないという問題がございます。いろいろ、おまえの言うことはもう理屈ばかりだということになるかもしれませんが、そうじゃなしに、やはり双方でお互いに協議をしながら、いい形で組織づくりもし、そして国、県へ働きかけていく、そして県の評価委員会へ上げていただくということが第1段階だというように私は思っていますので、我々も協力というか、率先して進めてまいりますので、ぜひその辺のご理解をいただきたいというように思っております。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） いろいろ課題はたくさんあると思いますが、バイパス化、あるいは和気橋の架け替え実現に向けて頑張っているところとやっといこうと私も思っておりますので、またご協力よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 次に、災害時の対応について質問いたします。

日本列島は、もう昨今の大雨続きで、どこで1時間に50ミリ降ったとか、1日の降雨量が100ミリあるいは120ミリ、150ミリを記録したとかニュースで言っています。先日は、和気で1日の雨量が90ミリを記

録したということだったと思います。もう毎日と言っていいほど各地で大雨、洪水の報道に接します。今年8月は、31日間のうち何と30日間、日本列島周辺に台風4号から台風10号までが発生して、上陸して被害もたらされました。和気町でも、大雨洪水、雷雨の注意報、警報が立て続けに発令され、危機管理室の方を初め、役場の職員の方も忙しくご苦労されていることと思います。

このような状況の中で、地域住民の防災の意識はいや応なく高まり、災害発生時の避難についても、どこに避難したらいいのか、コミュニティハウスか、一気に小学校に行ったらいいのか、どうやって行くのか、近ければ歩けるわけですけど、歩くには遠いし、誰か車に乗せてもらえるのか、どういう行動をとったらいいのか、ちょっと不安であるという住民の方もおられるのではないかと思います。

質問は、避難に当たっての基本的なことを教えてください。

避難場所は、コミュニティハウスか小学校かの選択は誰が指示してくれるのか。独居老人や病気の方や、介護を必要とされる方のお世話は誰がするのか。こうなってくると、地域の自主防災組織が出番になると思います。いざというとき、住民が適切に避難するためには、自主防災組織と町の連携が密に必要と考えるところですけど、防災組織の役割をお答えください。

そのほか、住民への避難を知らせる方法や、避難指示と避難勧告の違いを教えてください。

2つ目の質問。住民の防災意識の向上を図るために、防災教育の計画、実施が必要と思います。町は取り組みを考えているのでしょうか。9月1日の防災の日に近い日曜日に実施している町内一斉の防災訓練、今年は中止ということでしたけど、その防災訓練で避難者の安否確認、点呼を行うことは大事だと思うんですけど、そのほかにも各地で工夫して防災体験できるような実例があれば、そういった指導とか、支援を必要とする方の誘導の仕方を練習するとか、計画していただけないかなと思います。防災計画として計画していること、研修、講演、訓練など、実施予定があればお答えください。

3つ目の質問です。防災士の育成についてです。最近、防災士という言葉をよく耳にします。防災士を増やして、防災、減災に関するリーダーになってもらおうと自治体が資格取得のため一部助成金を支出している記事が新聞に出ております。近隣市町におきましても、2桁人数の防災士が活躍されているということです。特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士の養成を推進し、研修や試験を行っております。岡山県でも、県を初め多くの市町村が研修費用の助成を実施しているということです。今現在、和気町には何名の防災士がおられるのですか。おられるとして、実際どう活躍されているのか。消防団など、組織に属しておられるのでしょうか。役場の防災担当職員が防災士を目指してもいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 失礼します。

それでは、私の方から、万代議員の災害時の対応についてちょっと細かくいろいろお話がございましたが、順序が前後するかもしれませんが、トータル的な中で答弁をさせていただきたいと思います。

昨今、いつ台風等で大雨かわからない状況ではございますが、そういった際に町といたしましては、国の法律に基づきまして避難勧告等の発令を行う。そのまず発令基準等についてご認識をいただきたいなと思います。

発令につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示等、それぞれ一定の基準等により発令することとしており、時期を逸することなく早目早目に判断することが重要であると考えております。それぞれの判断基準がありますが、避難準備情報については、河川水位が避難判断水位に到達した場合や、避難が夜間、早朝等に見込まれる場合発令するものであります。

避難勧告につきましては、河川水位や氾濫危険水位に到達した場合や、土砂災害警戒情報が発表された場合などに発令されるもので、昨年7月14日、台風11号が岡山県に接近いたしまして、和気町内でも金剛川の水位

の上昇、それから本荘地域に土砂災害警戒情報が発表されたということで、それに合わせまして、和気町といたしましても告知端末を通じて避難勧告を行った実績がございます。

それから、避難指示につきましては、金剛河川の溢流が見込まれる場合や重大な土砂災害の前兆が見受けられる場合などによって行うもので、その他にも危険箇所の警戒、巡視や、県そして気象台など関係機関からの情報収集などによって避難勧告等の発令を判断することもあり、町が避難勧告を発令する場合には、役場庁舎や各小・中学校などにそれぞれの地域に職員を配置し、基本的には広域避難所、石生地域で言いますと小学校を核とした広域避難所に職員を配置した中で避難所開設、運営を行っていく予定で考えております。

しかしながら、昨今局地的な集中豪雨や突発的な異常気象による災害発生場合があります。和気町内でも、石生地域のみゲリラ的に豪雨に見舞われる可能性もありますので、そういった場合、町からの避難情報が十分に間に合わない場合も想定されます。そういった場合には、地元自主防災組織を中心に、地元が自主的に判断した中で、コミュニティハウスあるいは小学校への避難を決めていただく。行政との連絡を密にとりながらそういったこともあり得るのではなからうかと思っておりますので、そういったことについても日ごろから周知啓発活動に努めてまいりたいと思っております。そういった避難する場合に、自ら避難ができない要支援者の避難誘導についてが問題となると思います。災害時の要支援者を含めた避難誘導におきましては、地元や関係機関との連携を持ちながら、和気町におきましては平成27年度に福祉部門と協力をいたしまして作成しました避難行動要支援者台帳を各自主防災組織を初め、警察、消防などの関係機関と情報を共有しながら、今後は避難誘導等、実情に即した訓練を町の防災訓練等とあわせて、それから地元の自主的な訓練もあわせて考えていく必要があると思っております。

今年度の防災訓練は、台風の影響によりまして中止となりましたが、来年度以降の防災訓練では被害想定、避難場所の見直しや要支援者の避難誘導、安否確認も訓練の内容に含めるなど、より実践的な訓練となるように検討いたしておるところでございますので、災害時における避難対策の確立に今後も努めていく考えでおりますので、そういった中で自主防災組織の組織率、今年度中に和気町においても100%を目指して現在各区長とも協議を進めている状況でございます。

次に、住民に対する防災教育の取り組みにつきましては、ご指摘いただきましたように、災害の被害を最小限に抑えるためには、住民一人一人が自らの身は自らで守るという意識で災害に関する正しい認識を身につけていただけることが重要と考えております。

今後につきましては、この議会でも上程いたしておりますが、AMD Aとの連携によりまして、各災害に関する研修会の開催でありますとか、岡山県が実施しております出前講座を活用、また町の補助制度を活用して、各自主防災組織におけます自主研修等も積極的に支援してまいりたいと思っております。

また、中学生の1年生を対象といたしまして、ジュニア防災検定を平成27年度から試行的に実施しております。この検定は、子供たちが日常から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え判断して行動できる防災力を自ら身につけることを目的として行われるもので、筆記試験だけでなく、事前課題から事後課題まで3つのステップで構成されている検定でありまして、子供たちが自分の安全を守るための思考力や判断力、行動力を身につけることが生きる力、自助につながるもの、そして共助につながるものと考えて、こういった検定も活用している状況でございます。

次に、防災士の育成支援につきましては、岡山県内でも27市町村のうち20の市町が資格取得に必要な費用の一部を負担する制度を導入しており、資格取得の後押しをしておる状況でございます。本町におきましても、防災士の必要性や資格取得後の地域での役割を再度認識した上で、地域の自主防災組織や消防団の考えも十分伺いながら、防災士の育成に努めてまいりたいと思っております。

防災士でございますが、本年8月末現在のデータではございますが、全国で11万4,374名が取得され、

岡山県内において1,505名、和気町には9名の方が資格を取得されていると確認をしております。町内の9名の防災士がこういった形で取得されたかはちょっとわかりませんが、特に職域で取得された方が多くおられるとは聞いております。その町内の防災士の中の方でも消防団の幹部の方がおられまして、その方につきましては町が主催します防災キャンプ等において防災教育の普及啓発にリーダーとして取り組んでいる状況もございます。こういった状況もございますので、和気町といたしましても、何らかの町独自の制度を検討いたしまして、有事の際に地域の自主防災のリーダー的存在になられる方、助けられ助けるという精神を持たれる方の育成に努めて、地域防災力の強化にこれからも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ちょっと早かったんで、何を質問していいかなと思うんですけど、和気に9名の防災士の方がおられるということで、消防団で活躍されている方もおられるということですけど、そういう方の防災訓練等を各地で行うときに、そういう方にもお出ましをいただいて、いろいろ指導とかそういうことも検討していただきたいと思ひます。

それから、避難準備情報それから避難勧告、避難指示、そういう順番だろうと思うんですけど、そういう順番で避難指示が出ればもう全員が直ちに避難してくださいということ。避難勧告というのは、避難指示まではいかないけど、自分の身が安全であるような行動をとってくださいということなんですか。その辺をちょっともう一回はっきり教えていただきたいんと、もう一つは、避難準備情報というのは、いろんな情報を伝えて、避難の準備を開始してくださいというような、高齢者の方とかというのはすぐに避難できないようなこともあると思うんですけど、避難できる態勢に準備をしてくださいというような意味なんでしょうか。そのあたりをもう一回お願ひいたします。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 避難準備情報につきましては、今おっしゃられたとおり、いつでも避難できる状態で、持ち出しできる必要なものとかを準備しておくということ、通常の家ではそうなんですけど、要支援者自ら避難ができてにくい方につきましては、避難準備情報の段階であらかじめ避難所の方へ自主避難をしていただく方が賢明だと思ひれます。特に岩手県で台風10号によります大災害が起きました。福祉施設が災害に見舞われましたが、そこでは避難準備情報が出てるにもかかわらず、施設長の方がその準備情報に対しての備えが十分認識されてないということで、避難勧告を待つまで要支援者の方々が施設へおったということが大きな災害になった原因の一つとも考えられておりますんで、避難指示という一番大きなものもあるんですけど、ただ昨今の災害で言いますと、家庭内の高い位置とか安全な位置でとどまることも想定した中で考えた方がいい場合もございます。今のように、昼間であればいいんですけど、夜中とか早朝のような暗い時期に避難指示により避難を行ったことで災害に見舞われる可能性もあるんで、家庭内で2階であるとか十分安全な場所を確保した上でとどまるということも考え方によりますので、そういったあたりできるだけ今後、9月、和気町については秋雨前線に伴う大雨が心配されますんで、そういったあたり平素から地域住民の方々に避難準備情報、避難勧告、避難指示についてはどういった自らの取り組みが必要かといったあたりも啓発してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 避難の関係なんですけど、避難勧告をするのは首長にあるんです、権限が。ですから、もう最近の水害の状況で、避難の予告を出すわけです、最初に。予告を出したときに、住民の皆さんの認識が本当に軽度で考えてしまって、行動に移さないというのが一番、岩手にしても北海道にしても問題が起きているわけです。それから、最近の災害でそういうことになってますので、早目に予告を出す。予告を出すということは、

もう準備をし、本当に行動ができる体制にならなきゃいけないわけ。準備情報の中の予告でございます。そして、もう勧告が出れば当然避難場所へ避難するということでございます。それで、まあまだいいだろうということで家におるから、現在いろいろな水害での事故があるわけなので、ただ情報が十分徹底しないという面があるんで、それは和気町の場合告知放送で流しておりますが、告知放送だけでは完全ではございません。今後、情報の流し方というのは、徹底できるものを本当に確立しなきゃいけないと思っておりますので、今後の水害、災害等についても、予告をやはり第一優先にしながら、そして腹づもりをしながら、次の勧告は完全に行動に移してしまうという状況にさせていただくというのがこれからの災害の対応だというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。時間が来ましたので、簡単に。

○3番（万代哲央君） これで一般質問を終わります。

○議長（草加信義君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

次に、4番 山本泰正君に質問を許可いたします。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は和気町財政の行方について再度質問をさせていただきます。

財政問題は、現在、将来の和気町にとって私は大きな問題と位置づけております。急速に進む少子・高齢化と人口減問題に対応すべく、昨年10月、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略を立ち上げまして、推進されておりますことには敬意を表するところでございます。しかし、財政面では、起債の現在高の減少など明るい兆しも見えておりますが、27年度決算、単年度収支におきまして約2億5,000万円の黒字とのことでございますが、合併特例の交付税5億円を差し引くと、2億5,000万円の赤字とも言えるわけでございます。28年度からは、この特例交付金も順次減額されてきます。財政問題に対する質問に対して、執行部の回答はいつも危機感を感じておりますと、適正に処理しますと、優等生回答の繰り返しでございます。にもかかわらず、改革の兆しは一向に見られていないと。職員数においては、再三お願いするにもかかわらず、臨時職員を含めた職員数、合併当時とほぼ同数でございます。

以上の点から、私は、和気町財政の見通しは明るいものではないとの認識でございます。

そこで、6月議会での合併特例債の活用について、時間切れで質問途中でございましたが、この問題について再度質問させていただきます。

なお、同僚議員の一般質問で詳細な資料提供もあり、質問の趣旨はほぼ同様でございますので、簡潔な回答をお願いしたいと思います。

まず、6月議会での町長、副町長の答弁でございますが、ごみ処理施設解体事業への合併特例債の充当を、副町長は26年11月18日の正・副管理者会議で合意したということでございました。また、町長は、山本議員はと名指しでございまして、組合方式の中で和気町がいつも損をしているという質問だとのことでございます。事実そのとおりでございますが、ここからは議事録でございますが、合併特例の問題、和気、赤磐のごみ処理場建設を和気町が議決の際拒否したことが端を発したことだ。そういった意味で、赤磐は非常に厳しい指摘をしている。組合でいろいろ合議する中で、適正に処理をしている。また、現在進めているごみ処理場もしなくて済んだ事業だとの答弁もございました。また、選択肢として、当然その際処理をしていれば、こういった今回の問題も生じてこない。それによって、し尿処理のグラウンドうんぬんというような回答をされております。このことは、町長は、既に過ぎ去った22年に赤磐市とのごみ処理施設の設立議案を議会が否決をしたとの思いでの回答だと思っております。そして、今後もこういったことがいろいろありますとも議事録にはございます。これは、6月議会の私の一般質問に対する町長の回答でございました。町長は、あたかも私が和気、赤磐のごみ処理施設の議案

に対して反対した議員のような回答にしか私はとれないんですが、当時私は議員ではございませんので、私は反対もできなかった立場でございますし、現在の和気町のごみ処理にかかわる経常経費、ランニングコスト、これ約2億円かかっています。和気北部衛生を解散する前、25年、26年あたりは1億円で満たない経常経費で運営できていました。現在、赤磐市と仮に1市1町で組合を設立して事業を行っていた場合、非常に高い建設費用をぶっつけられたというような記憶を私も外から感じておりましたが、ランニングコスト等を計算すれば、本当にこれでよかったかどうか、そこらあたりの説明不足が原因ではなかったのかなと、私は、当時外からではございましたが、感じておりました。

26年11月の正・副管理者会議での合意事項ですが、ごみ処理の組合は平成26年3月で解散をしております。その際、2億5,000万円の解体事業、これらも和気町のごみ処理施設の解体事業特別会計に移管されております。ということは、幻の正・副管理者会議で議論した結果を言っておられるので、法的根拠はございません。そして、議会が設立議案を否決したことがこれらの問題と位置づけられていますが、和気町の合併特例を赤磐市や備前市のために充当することは許されない。6月議会では、若干許してもいいのかな、和気町にも3分の1は特典があるのかなという気持ちもございましたが、こんな状況下で了解はできないというのが私の意見でございます。町長の見解をお願いしたいと思います。

次に、税外収入についてでございますが、同僚議員の一般質問にもありました学校整備に係る国庫補助、これはもちろんですが、和気町財政の健全化に向け条例、法令に基づいて使用料等を徴収されているかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

まず、益原多目的公園の使用料ですが、再生工房の使用料、平成21年度には一町民に対しまして再生工房の約半分、1画60平方メートルを月額1万5,000円で貸しておりました。今回、本人のブログから発覚した私物の物件を工房の中央部へ段ボール数十個、普通2トン車1台程度のものでございましたが、保管をしていた。先日、状況を確認しましたが、回答がございません。保管料はどうなっているのかお尋ねをいたします。

また、葉草園の散水栓から和気町の工事請負業者の仮設事務所へ送水をいたしておりました。事前調査では、免除とのことでございますが、その経緯と免除理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 山本議員のご質問の中にございました正・副管理者会議につきまして、幻ではないかというご指摘をいただきましたが、それについてご回答をさせていただきます。

和気北部衛生施設組合のごみ処理業務終了に当たりまして、平成26年1月に和気町議会臨時会におきまして、和気北部衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更、組合規約の変更に伴う財産処分についてのご審議をいただき、ご議決いただいております。

組合規約の変更に伴う財産処分についての中で、財産処分に関する協議書が添付されておりますが、その3項に、その他の財産処分等の中で、財産処分において疑義が生じたときは、関係市町において協議を行うと記述がございます。基金の移管に当たりまして、解体工事の計画が明確でないとか、解体工事の費用について明確になっていないのご指摘がございましたので、財産処分に関する協議書3のその他の財産処分等、財産処分において疑義が生じたときは関係市町において協議を行うに該当し、平成26年9月から11月に行われた組合担当課長会議、組合正・副管理者会議の中で関係市町において協議を行ったもので、適正な協議であると判断しております。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） それでは、私の方からは、税外収入の使用料の確保についてご答弁させていただきます。

和気町の財政の行方の中で、税外収入を十分確保するというところで、社会経済の情勢の急激な変化や厳しい和

気町の財政状況の中にありまして、財政基盤が脆弱であります和気町では、歳出の抑制、税収の収納率アップ、税外収入の確保が必須のものとなっております。その中で、税外収入につきましては、昨年の12月からふるさと納税の返礼品の充実をさせ、成果を上げておるところでございます。議員おっしゃられるように、更なる努力、法令遵守を行いまして、自主財源の確保に努めてまいりたい。負担の公平性の確保を図っていきたいと思います。

先ほどの2件の答弁につきましては、担当の方からご答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 和気ドームの倉庫の使用についてのお尋ねでございますが、私物を保管していたのではないかということのお尋ねでありまして、前任者の方に一応確認した結果、約3年ほど前から和気ドームの倉庫の方に標本の資料を置いているということはお聞きをしておりますが、当時の置いた経緯等については現在再度確認をするということで、今後調査等をしていきたいと思っております。その標本につきましては、鶴飼谷温泉の資料館等への展示等の検討も視野に入れて預かっておったということは聞いておりますが、その点を踏まえても再度確認をしていきたいと思っております。

（5番 尾崎忠信君「議長、休憩動議」の声あり）

（4番 山本泰正君「仮設事務所の方、回答ねえで」の声あり）

（5番 尾崎忠信君「いや、休憩動議」の声あり）

○議長（草加信義君） 休憩動議が成立しましたので、暫時休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 失礼します。

薬草園の水道の施設から仮設水道で水を使用した分につきましてはの理由につきましては、協和テクノロジズの仮設事務所ということで、仮設パイプで薬草園の散水栓から仮設パイプで水道を利用しました。主な利用につきましては、トイレ等の利用の手洗い等ということでありまして、それからメーターは確認はしておりませんが、そんなに使用量が見込まれないというようなことから、利用についての仮設の使用料の免除ということで、文書にて協和テクノロジズの方に通知をさせていただいております。

（4番 山本泰正君「町長の見解をお願いしたんですけど」の声あり）

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、合併特例債の充当の件につきまして答弁させていただきます。

平成25年12月における和気北部衛生施設組合クリーンセンターの解体計画につきましては、和気町へ譲渡されたものは、平成26年4月から可燃ごみ積み替え施設及び粗大ごみ、不燃ごみの積み替え施設として利用を行いながら、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の解体撤去の計画であり、組合正・副管理者会議においても説明いたしました。26年6月に、和気町議会でごみ処理施設整備事業特別委員会において、和気町のごみ処理量に当たったごみ処理施設の施設整備の要望があり、施設整備の妥当性、財源等について検討した結果、施設整備に向けた計画を作成し、解体工事と一体に焼却施設を整備し、財源として国の交付金または合併特例債を活用して整備することを決定いたしました。

検討の中で、組合の構成町である備前市、赤磐市に解体計画の変更について協議を行い、協議の中で施設整備のための解体工事であれば、交付金などの対象事業となり、交付金などが交付され、解体費用が減額できることが考えられる。解体費用を減額できる方法を十分検討、国、県と協議を行っていただきたいという強い要望があ

りました。そういったことで、国や県との協議もいたしましたけれども、国の交付金については活用できないということで、今回和気町が計画している既存の建屋を利用して、基幹的な設備の改良事業の場合、既存の施設の解体撤去の費用として合併特例債の起債について県と協議し、既存の施設を活用して施設整備を行う場合、施設の方を撤去しなければならない。新設の設備を設置できないようなときは、解体撤去の費用については起債が可能であるとの回答を得たので、合併特例債の起債事業として対応することで決定したところでございます。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 26年1月に関係市町で協定書、協議書をつくられた。それによってうんぬん。結構ですが、協議書、かなり詳しい分を同僚議員が昨日の一般質問でも出しとられます。そこらあたりを見ればわかるんじゃないかとは思いますが、この協議書には不動産、無償で和気町へ譲渡する、もちろん26年4月1日でございます。基金についても、基金条例第5条の規定に基づき、処分し、その費用を和気町へ譲渡する。3で、その他の財産処分、前期の財産のほか問題があった場合であって、基金の充当や土地、建物以外のことは、和気町へ移管されとるわけですよ、4月1日に。それを組合も解散した11月26日に正・副管理者会議で議論した結果だと堂々と議会で言える精神、私は感服します。もうちょっと確認してください。管理者会議とかというようなものは、ほんまは存在せんでしょう。火葬場のだけじゃないですか。こんなことが許されるんなら、温泉でも、赤字になったからというて、また正・副管理者会議をして負担金もらってくださいよ。いや、そらむちゃくちゃな話ですよ。これだけではなく、数字にしても、合併特例債の限度額、6月議会では3億6,000万円が、今回資料提供を求めたら5億9,000万円。2億3,000万円余裕が増加しております。質問に対して都合のいい数字を並べ替えられるのかどうか。

これは余談になりますけれども、決算議会の参考のために、個人的に調査依頼をした職員数は、平成27年度192名、昨日同僚議員が提出をお願いしたのも192名、決算参考資料の職員数は196名でございます。執行部から出される資料、そのたびそのたび違います。言葉が違っとったんや、数字がちよこちよこ違っとったあたりはまだ許される問題じゃないんですが、幾ら言っても直らない。こんな状況の中で、ほんま和気町は、危機管理課というのものもあるんですが、危機感を感じていただきたい。

これ3億6,000万円が正しいのか、5億9,000万円が正しいのか、私にはわかりませんが、出てきた数字を正しいとみなさざるを得ないんですよ、議員は。一々積算するわけにもいきません。信じた気持ちで質問させていただきますが、今後予定される本荘小のプールあたり、それから火葬場、これは私ちょっと勉強不足でよくわかりませんが、駅前駐車場の拡張や工業団地造成、これらは急務な問題でございます。これらはちょっと対象にならないかもしれませんが、何より学校統合後の跡地問題でございます。これらは、各地区で検討中でございますが、学校のなくなった地域、これを疲弊させないためにはぜひ公費を使ってでも何らかの施設等も必要かと思えます。

先ほどの同僚議員の耐震に関する質問に対しても、審議監は学校整備の追加も予想されるというような回答がございました。そういう状況の中で、他市へこの事業を回すというのは私は納得できません。仮に余裕があったとしても、1億円の費用が3,000万円のできる事業でございます。これは、旧和気町と旧佐伯町が合併して得た有利な条件でございます。他市へ振り替えること、絶対許せないんじゃないでしょうか。

議事録を読むと、町長の赤磐市とのごみ処理問題で議会が否決したからと議会の責任に転嫁してしまう、これは町長の発言、町民の不利益にもつながりかねない事案でございます。私、一町民としても、また議会人としても理解できない。私が感じているのは、一部事務組合の他市との調整、厳しくなったのは全てごみ処理の否決の問題だけではないというふうに思っております。といいますのも、赤磐市や備前市の議員とも私も交流がございましたが、温泉の入湯税、これを組合で設立したにもかかわらず、毎年何百万円もの入湯税を和気町だけがいいことをしている、この思いがかなり強かったように私は感じております。入湯税は目的税でございます。湯元に帰

属いたしまして、環境、消防、観光等に目的が絞られております。このあたりも十分他市へ説明もし、そしてこの合併特例債の趣旨も、それからその他の財産処分、3でございますが、この協議書をよく説明して、理解してもらってください。町長がなかなかお答えできないのなら、和気町議会が通らんのだと、否決されるんだということで議会を使ってもらって私は結構だと思います。和気町に不利益を与えないようにぜひしていただきたいと思ひます。

それから、税外収入。これ8月22、23日に事前に調査を依頼したにもかかわらず、わからんというようなことをやられたんじゃあ、我々も議会も大変困ります。もうちょっと誠意を持ってやっていただきたい。今回は注意的なことで、正規の使用料を徴収できるように条例、法令に基づいてきっちりやっていただきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

使用料に匹敵する給付金等、今後対応するののも一つの方法かなというふうに思っております。税外収入については結構ですが、再度確認の回答をお願ひいたします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 合併特例債の権利ですが、それにつきましては平成25年12月に和気北部衛生施設組合クリーンセンターの解体計画につきまして、和気町へ譲渡したものを平成26年4月から可燃ごみの積み替え施設及び粗大ごみ、不燃物の積み替えの施設として利用を行いながら、焼却施設及び粗大ごみの施設の解体撤去の計画で正・副管理者会議においても同じ説明をいたしました。平成26年6月に、和気町議会でもごみ処理施設整備事業特別委員会において、和気町のごみ処理量に合った焼却施設の施設整備の要望がありましたので、施設整備の重要性を鑑み、施設整備に向けた計画を作成し、解体工事と一体的に焼却施設を整備する方針として、財源については合併特例債及び国の交付金を検討することにいたしましたということで答弁をいたしておりますが、その国の交付金については、国の方が対象にならないということで、合併特例債を使用して今回の事業実施をしてきたというところでございます。

和気町は、解体工事に関する計画及び費用については、備前市、赤磐市に提示しながら、和気町は解体工事に関する計画及び費用について、国の交付金、合併特例債などの財源を有効に活用する。和気町は、解体費用を特別会計で管理し、毎会計年度、解体工事に係る実績について備前市及び赤磐市に報告すると。基金を解体工事に要する費用に充てて、なお残金が生じた場合は、負担割合に応じた額を返還するというので協議をいたしておりますので、先の北部衛生施設への合併特例債についてはそういう経緯の中で適用していくということでございますので、その辺ご理解いただきたいというように思ひます。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 26年3月31日で組合は解散し、26年4月1日に財産は和気町へ移管されとるわけです。それを26年11月18日の正・副管理者会議等で議論したからというのは、これは我々納得できません。先ほども言いました財産処分に関する協議書ですが、この1、2の不動産と基金については和気町に無償で譲渡すると。そこから先使うのは和気町の権限ですが、そういうことは正・副管理者会議へかけるよりも、和気町の議会で議論すべき問題じゃないですか。後の報告的になってはいますが、これはちょっと問題かなというふうに思っております。

どうしょうかな。そこらあたり再度答えてください。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） ごみ処理の構成町が備前市、赤磐市の中で、解体工事については2億5,000万円の基金があるわけでございますから、その経緯の中で、その基金を使うか合併特例債を使うかということの中で、合併特例債を適用するというにいたしましたわけなので、そのことは2億5,000万円を継続して、赤磐市、備前市と毎年決算状況でいろいろなことの状況報告をする中で、組合はないんだということですが、それは確認

書の中でそういうふうな形での紳士協定を結んでおりますので、そういう中での協議でございます。そうした中で、組合の基金を和気町へ移管して、26年9月から協議をいたしました。それを実際は国の交付金か合併特例債を財源として有効に活用するというので、今回ごみ処理の財源充実に合併特例債を適用したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ご理解くださいですが、ご理解できません。この基金は、町長も地元の町民だと思っておりますけど、ごみ処理施設の解体が終了すれば関係市町へ残ったお金を返す、こんなことほんまに許されるんですか。これは、焼却灰、この処分場の今後の調査研究も必要だと思いますし、水処理あたりの検査もしなくちゃいけないんだと思います。また、修繕、そしてその周辺の環境整備等に使うために、この基金はぜひ残してやってください。これはいったん配分してしまうと、また集めるという大変な努力が要ると思っておりますので、ここらあたりは、町長、地元でもありますし、ぜひとも備前市、赤磐市に対して弱腰ではなく、元気を出してやってください。それをまずお願いしておきます。

重複しますが、合併特例債、32年度までの限度額のある時限立法でございます。あと4年でございます。1億円の事業が一般財源3,000万円です。ですから、合併市町にとっては非常に有益な事業でございます。ぜひこの活用で、集中と選択でこの合併特例債を和気町のため、和気町民のために有効活用されますよう強くお願いいたします。

それから、税外収入につきましては、学校整備の補助金、これは論外の話でございますが、条例、法令に準拠した対応を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（草加信義君） これで山本泰正君の一般質問の質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

明日は午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時52分 散会

平成28年第7回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 平成28年9月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年9月16日 午前9時00分開議 午前11時22分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲央
4番 山本 泰正 5番 尾崎 忠信 6番 西中 純一
7番 広瀬 正男 8番 安東 哲矢 9番 当瀬 万享
11番 柴田 淑子 12番 草加 信義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大森直徳 副町長 稲山 茂
教育長 朝倉健作 会計管理者 橘 誠
総務部長 岡本裕之 総合政策監 小西 哲史
危機管理室長 則枝日出樹 まち経営課長 立石 浩一
地方創生課長 野津浩之 税務課長 桑野 昌紀
民生福祉部長 青山孝明 生活環境課長 岡本 芳克
健康福祉課長 永宗宣之 介護保険課長 大石 浩一
産業建設部長 南 博史 産業振興課長 万代 明
地域審議監 竹中洋一 事業課長 岡本 康彦
教育次長 今田好泰 学校教育課長 藤原文明
社会教育課長 山崎 信行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 67号 平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 68号 平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 69号 平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 70号 平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 71号 平成27年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 72号 平成27年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 73号 平成27年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 74号 平成27年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 75号 平成27年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 76号 平成27年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 77号 平成27年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 78号 平成27年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 79号 平成27年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 80号 平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 81号 平成27年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
	議案第 82号 平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定
日程第 2	議案第 83号 和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 84号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第85号 平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第86号 平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第87号 平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第88号 平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第89号 平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第90号 平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第91号 平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第92号 平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第93号 平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第94号 平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第95号 平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第96号 平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第97号 平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第98号 平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第99号 平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第100号 岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	原案可決
	議案第101号 工事請負契約の締結について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第3	議案第102号 平成28年度和気町一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
日程第4	議案第103号 物品購入契約の締結について	原案可決
	議案第104号 物品購入契約の締結について	原案可決
日程第5	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長（草加信義君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（草加信義君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長（草加信義君） 日程第1、議案第67号から議案第82号までの16件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

総務厚生常任委員長 万代君。

○総務厚生常任委員長（万代哲央君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

平成28年第7回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案7件につきまして、去る9月12日月曜日午前9時より役場3階第1会議室におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、担当部長、課長出席のもとに、慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

まず、議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。ゴルフ場利用税交付金1,628万2,597円の内訳についての質問に対しまして、備前ゴルフ1,131万6,405円、和気ゴルフ291万4,585円、クリスタルリンクス205万1,607円である。なお、クリスタルリンクスは平成28年1月をもって閉鎖しているとの答弁がありました。

また、防犯カメラ購入費99万7,056円に関し、4台のうち1台は和気小学校付近に設置しているということだが、今後閉校になるのに必要かという質問に対しまして、小学生の通学路に設置しているが、小学生の防犯に加えて、周辺には福祉施設や病院があることから、防犯上重要という観点で設置したとの答弁がありました。

また、和気町結婚推進委員会補助金26万7,784円に関し、活動実績を聞かせてほしいという質問に対しまして、赤磐市と合同で年2回カップリングパーティーを行った。男女約20人ずつが参加した。現在、結婚までには至っていないとの答弁がありました。

次に、議案第68号平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。平成30年4月から国民健康保険が県へ移行するに当たっての保険料の設定はどうかという質問に対しまして、現在県、市町村、国保連合会で構成された検討委員会を設置し、県内で統一した保険料を設定するのか、各市町村の医療費に応じた個々の保険料設定とすることを検討している途中で、結果はまだ示されていないが、当面は各市町村、個々の保険料設定ではないかと思うとの答弁がありました。

次に、議案第69号平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。国民健康保険が県へ移行した後、町内の日笠、塩

田両診療所の運営はどうなるのかという質問に対しまして、県への移行後も引き続き診療を継続するとの答弁がありました。

次に、議案第70号平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第71号平成27年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。介護支援いきいきポイント1万3,200円に関して、制度の内容をいま一度説明してほしいという質問に対しまして、町指定の介護施設において、65歳以上の方でボランティア活動を行った場合、1時間100ポイント、1日上限200ポイントを付与、年間上限5,000ポイントを登録者に付与し、登録者に交付金として換金する制度である。28年度からは、対象となるボランティア活動の拡大を図り、生活支援サポーターを養成して、登録者の増加も図っていくとの答弁がありました。

次に、議案第73号平成27年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に意見もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第74号平成27年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。住宅新築資金等貸付金元利収入の滞納繰越分の未収額について今後どう対応するのかという質問に対しまして、借り受け人の死亡等により回収が困難になり、対応に苦慮しているとの答弁がありました。

以上、まことに簡単ですが、総務厚生常任委員長報告といたします。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第68号平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第68号平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

この決算を見ますと、国保の基金から5,000万円を繰り入れをして、27年度から繰り入れをやっているわけですが、特定健診の負担金を無料にしたり、町民にとっていい点もあるわけで、予防活動を強化している、そういうふうなことは評価しているものであります。今平成30年度市町村国保を岡山県へ統合へ向けて事業を推し進めているわけであり。これは、そのプールが大きくなったら会計がよくなるんじゃないかとかいろいろ意見を言われる人もおられますが、これは後期高齢者の医療制度というものを見れば本当に明らかじゃないかなと思うんです。平成20年からこの後期高齢者医療制度が始まりました。もともと75歳以上の方も国保におられたわけですが、その方だけ別建ての医療制度をつくって医療の診療についてもやっているわけですが。県下27の自治体がある。それが広域連合というものを含んで18人の議員、首長9人、議員9人から出ている。これ高齢者だけの医療保険制度ということになっておりまして、当時うば捨て山医療制度ではないかと、そのようにやゆされたというふうなことがございました。一度は、当時の野党が廃止法案も提

出するというふうな事態までありましたが、民主党が政権についてもそのことは最終的には実施されておられません。また自民党がとって、また勝っておるわけでございますが、とにかく言いたいのは、なかなかそういう市町村が運営しているときには町民の意見もある程度通るわけでございますが、県が今度岡山県の国保として管理するわけでございますので、町民の意見は直接には通りにくくなってまいります。そして、今の例えば後期高齢者でも健診の問題では、服薬中の被保険者は特定健診を受ける必要がないというふうな誤った考え方も一部にあるというふうなことで、なかなか健診も進んでいないというふうな問題もあります。

そのように、国保も県へ統合となりますと、行く行くは非常にこの国保の被保険者、町民のためにならない、そういう影響があるということで、そういう働きをこの和気町の国保もしてきたということで、この決算認定には反対でありますので、よろしくご判断をお願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第68号平成27年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第68号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第69号から議案第71号及び議案第73号並びに議案第74号の5件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号及び議案第73号並びに議案第74号の5件を一括して採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第69号平成27年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成27年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成27年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成27年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成27年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。5件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第69号から議案第71号及び議案第73号並びに議案第74号の5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、産業常任委員長に報告を求めます。

産業常任委員長 広瀬君。

○産業常任委員長（広瀬正男君） 改めましておはようございます。

それでは、産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月12日午後1時より和気町役場3階第1会議室において、産業常任委員会委員全員、町執行部からは

町長、副町長、地域審議監以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました認定議案8件について慎重に審議いたしました。

まず、議案第67号でございますが、平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります、全会一致で原案のとおり認定となりました。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。レンタサイクルの利用についての質疑があり、片鉄ロマン街道の利用は増加しているが、自分専用の自転車での利用が多い。町としても、サイクリングが楽しめるような専用の自転車の購入を検討したいとの答弁がありました。

また、美しい森の運営について、一般財源を多く投入していることと、管理運営をしている地元管理団体の高齢化により、存続について検討する時期に来ているのではないかとの質疑に対し、町としては存続したいと考えている。今後は、地元の管理団体に協力できる力を募集し、人数が集まらない場合はシルバー人材センター、指定管理等の手法を検討したいとの答弁がありました。

また、新規就農者はいるのかとの質疑に、平成27年度は2名で、平成26年度以前は野菜、ぶどう等で年に平均二、三名の方が新規に就農しているとの答弁がありました。

また、宮田団地の住み替え、移転についての質疑があり、対象は13世帯で、今後個別に丁寧に説明を行い、移転に協力していただけるよう努力するとの答弁がありました。

次に、議案第72号平成27年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、特に意見もなく、全会一致で原案認定であります。

続いて、議案第75号の平成27年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、全会一致で原案認定であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。岡山県農林水産業統合補助金の内容はどの問いに、佐伯地域の処理場の施設の更新工事に伴うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第76号の平成27年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、全会一致で原案認定であります。

審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。駅前駐車場の拡張について、JRから土地を購入すると聞いているが、進捗状況はどの質問に対し、現在JRと協議中で、11月には回答があり、早ければ平成29年度予算措置をしたいとの答弁がありました。

次に、議案第77号の平成27年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、特に意見もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第78号の平成27年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、全会一致で原案認定であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。佐伯浄化センターの工事の内容はどの問いに、管理棟の防水工事と外壁の塗装が主なものであるとの答弁がありました。

次に、議案第81号の平成27年度和気町上水道事業会計決算認定についてであります、賛成多数で原案認定であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。水道ビジョンについての質疑があり、平成28年から37年度までの期間で、人口減少社会に備えて施設の更新、統合を円滑に進めるために、国の指導もあり、作成している。将来的には水道料金の値上げを検討するとの答弁がありました。

また、有収率を上げる努力はしているのかとの質問に、漏水調査を行うとともに、漏水箇所の早期発見、早期修繕に努めているとの答弁がありました。

次に、議案第82号の平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてであります、全会一致で原案

認定であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。広域水道企業団の受水量についての問いに、1日1、600立米の使用量枠のうち、現在は1日平均973立米の受水量があるとの答弁がありました。

以上、まことに簡単ではありますが、産業常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第72号、議案第75号から議案第78号の5件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第72号、議案第75号から議案第78号の5件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第72号平成27年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号平成27年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成27年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成27年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号平成27年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものでございます。5件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第72号、議案第75号から議案第78号の5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第81号平成27年度和気町上水道事業会計決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第81号平成27年度和気町上水道事業会計決算認定について、この件の認定について反対でありますので、討論をさせていただきます。

ヤクルト社が営業を開始されて、非常に上水道の売上アップもあり、非常に会計はプラスに転じているというか、黒字であるわけですが、27年度は水道ビジョンをつくっているわけです。そして、経費を1,058万円使っている。そういう費用を使った中で決算の経常利益が1,115万円余りあったということであり。また、決算書を見ますと、給水原価が供給単価を15円以上高い。そのことと、将来の人口減少も含めて給水人口減少、そういうものも上げて、今後収入が減少していくと。そういう危険があるということで、この水道ビジョンを見ますと、平成33年ごろには簡易水道会計との統合や料金改定、そういう抜本改革というものをうたっているところであります。

しかしながら、私が考えるところ、ある程度そういう予測は成り立つわけですが、地方の自治体とい

うものは、和気町もそうでございますが、少々赤字が出ても経営努力をしながら何とか住民サービスに努めていく、それが本来の姿ではないかというふうに思います。そういう先々考えなくて、赤字が出た段階でまた考えていけばいいんじゃないかというふうに私は思うところでございます。

そういった意味で、この水道ビジョンを1,058万円もの委託料という経費を使って実施したことが私はこれはやはり無駄遣いになっていくんじゃないかなと。これは考え方が違うと言えばそれまでかもしれませんが、そういう意味で私はこの平成27年度和気町上水道会計決算認定には反対であります。よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第81号平成27年度和気町上水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） 起立多数です。

したがって議案第81号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第82号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略します。

これより議案第82号平成27年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、議案第82号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、ごみ処理施設整備事業特別委員長に報告を求めます。

ごみ処理施設整備事業特別委員長 西中君。

○ごみ処理施設整備事業特別委員長（西中純一君） 失礼します。

9月9日、ごみ処理施設整備事業特別委員会が役場3階において、委員11名、町長、副町長、総務部長、地域審議監並びに関係部・課長出席のもと、開かれました。当委員会に付託された認定案件は、議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について、そして議案第80号平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定となっております。

質疑の中で、例えば発注仕様書作成及び発注者支援業務について、具体的内容の説明と資料の提示依頼があり、両業務を取りまとめた報告資料を提示され、今年度発注のクリーンセンター更新工事に係る発注仕様書を作成したものが発注仕様書作成業務であり、支援業務は焼却施設が特殊施設であることから、役場の立場に立って、技術的審査等を専門的立場で実施していただいたものである。そのような質疑に対しては、回答がありました。

また、生ごみ収集委託料について、委託業者の選定方法及び契約期間はという問いに、平成26年度の生ごみ全町回収開始に合わせ、3者から見積もりを徴し、業務期間を3年で契約しているとの回答がありました。

ということで、以上議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定となっております。

そして、その次の議案、議案第80号平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、これも全会一致で認定となりました。

審議の中で、次のような質疑、答弁がありました。調査委託料の内容はという問いに、最終処分場からの排水及び放流水の水質検査を行ったものであるという答弁がありました。

以上、認定2件について報告をいたします。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第80号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第80号平成27年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、議案第80号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月9日午前11時10分から役場3階第1会議室において、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員全員、町執行部から町長、副町長、関係部・課長の出席のもと、1件の議案について慎重に審議をいたしました。

議案第79号平成27年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全会一致で原案認定といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。手数料の改定、また職員の年齢制限など、また単価などを検討してはどうかとの問いに、町の特産品については30%、他の農産品については40%、焼き物等は20%と、ジャンルに分けて手数料をいただいているが、今後検討していきたい。また、年齢については制限はしていない。単価については、町の臨時職員との兼ね合いもあるとの答弁がございました。また、健全経営に持っていくには、歳出だけではなく、歳入の増加も考えてほしいとの要望がございました。

また、事業費についての問いに、昨年度工事をしており、熱交換器のチラー3台分の起債ですとの答弁がありました。

また、人件費、食材費が占める割合が高いように思うがとの問いに、一般的には30%である。ホテルといっても多種あるため、簡単に比較できない。現在は39%、昨年は37%であるとの答弁がございました。

以上、まことに簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別会計委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第79号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これより議案第79号平成27年度和気町和気鶴岡谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、議案第79号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 当瀬君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（当瀬万享君） それでは、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会委員長報告をいたします。

去る9月9日午前11時45分より3階第1会議室において、委員11名、執行部から町長、副町長、教育長及び関係部・課長出席のもと、当委員会に付託されました議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について慎重に審議をいたしました結果、全会一致で原案認定となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。49ページと76ページの設計委託料は、あい設計に全て委託しているのか、また瑕疵担保はあるのかとの質疑に対して、全てあい設計に委託している。委託業務ができなかった場合など、当然責任が発生することから、瑕疵担保責任は生じてくるとの答弁がありました。

以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

27年度の決算を見ますと、町民税や固定資産税の収納については町独自で差し押さえ等非常に努力しているようですが、24年度から4年ぶりに、額は少ない48万円でございますが、不納欠損を出しているということでございます。件数は5件で少ないわけではありますが、税の公平性から見て問題であると思われま

す。また、町民のためにならないどころか、個人情報の漏えいが大変心配されるマイナンバー制度のために、1,000万円近く支出をしており、これは大問題であると思

います。また、デマンドタクシーへの補助金が3,000万円弱歳出されていますが、予約がとれない、運転手が不親切など、この事業の効果に疑問があるというところでありま

す。そろそろ業務のあり方、これについて、直営化も含めて抜本的に改革、見直しをするべきではないかと思

えぱりフォーム的なものだと思うんですけど、この設計について入札で3つとも同じI社が落札するなど、大変不信感も持つ、そういうふうな事態も私も進行したというふうに思っております。

また、人権事業について私はかねてから問題意識を持っているわけでございますが、今年度も隣保館そして人権啓発推進員、集会所管理、そういうふうなことで2,902万円程度使っておりますが、今年状況を見ますと、特徴的なことは、集会所管理費270万6,000円のうち不用額が139万7,639円も出ている。これ半分以上が不用額になっている。これは本当に特筆に値するところではないかなと思います。いずれにしろ、和気町の人権事業というのは私は括弧つきだというふうに思います。岡山県が昭和58年から民主教育という名前を名称変更して同和教育に変えて、こういう例えば運動団体に300万円ですね、和気町は大体、それから、その人権研修旅費に大体200万円、これをずっと最近は出している。合わせて500万円がその関係に使われていると、そういうふうな問題もあるわけでございます。そういうやり方というのはやはり問題がある、逆行している、民主主義をある程度徹底してきたものに逆行している、そういう問題があるわけです。将来の日本社会の民主主義強化のために、もうそろそろ和気町のこの括弧つきの人権事業については、もう削減をする、その中で、隣保館は単独の地区公民館にする、あるいは集会所は地区コミュニティハウスに変える、そういうふうに、逆行せずに本当に差別解消に向かう日本の民主主義社会を徹底していく、そういうふうな方向にかじを切り替えていくべきではないかというふうに思います。

そして最後に、去年はアベノミクスという政府肝いりのプレミアム商品券を発行しましたが、その販売方法に問題があり、不公平のそしりを免れないというふうに思っております。

以上のような理由により、認定に反対であります。よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これより議案第67号平成27年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） 起立多数です。

したがって議案第67号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

（日程第2）

○議長（草加信義君） 日程第2、議案第83号から議案第101号までの19件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

総務厚生常任委員長 万代君。

○総務厚生常任委員長（万代哲央君） それでは引き続きまして、総務厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

当委員会は、9月12日月曜日、先に報告いたしました議案第74号に引き続き、付託されました議案10件につきまして慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

議案第83号和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。大規模災害とはどのようなものを想定しているのかという質問に対しまして、ライフラインの断絶や中・長期の避難生活など、住民生活に影響を及ぼす大災害で、例えば南海トラフ地震によって避難生活が中・長期にわたる場合を想定している。激甚災害の被災地に職員が出向い

て支援したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第84号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。和気町結婚新生活支援事業費補助金に関して、引っ越し費用や敷金、礼金の費用を合わせて18万円を上限に補助するということだが、定住期間は最短で何年か。家賃補助の方がいいのではないかという質問に対しまして、1年以上は定住するというのが条件である。国が定めた事業なので、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象にしたもので、家賃補助は国の補助対象とならないとの答弁がありました。

また、この新規事業に関して、添付されている資料は内閣府の資料であり、これを基にして町独自の要綱をつくっているのなら、それを提出して、わかりやすく説明すべきではないかという指摘に対しましては、今後は事業内容に関する資料等を事前に配付するとの回答がありました。

また、総合学力調査業務委託料に関し、この調査は全国的なものか、それとも町独自の調査か、またどんな内容かという質問に対しまして、ベネッセが開発しているGTECという英語の、読む、書く、聞く、話すの4技能に関してスコアをつけるもので、ほかにはないスコア型テストで、すぐれているテストであるとの答弁がありました。

次に、議案第86号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第87号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第88号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第89号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第91号平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

以上、簡単ですが、総務厚生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第83号及び議案第84号の2件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第83号及び議案第84号の2件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第83号和気町大規模災害被災地支援に関する条例の制定について、議案第84号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の制定について、以上2件に対する委員長の報告は、可決であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第83号及び議案第84号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第86号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

平成30年度に岡山県への国保統合ということでございます。その国保統合へ向けて国保の広域化システムの改修補助金、そういうものをいただいて、国保統合に向けて準備をするというふうになっているわけですが、和気町にとって国保特別会計の処理について、平成30年度からはこれは名称そのものが岡山県国保という県下一円が保険者になっていくということで、政治責任を岡山県が負っていくというふうなことでございますので、後期高齢者の医療制度と同じように、国保税の改定そして特定健診の健診など、そういうハンドリングというんですか、意見がほとんど及ばないようになってくる。そういうことで、ひいては国保の値上げとかそういうものに対しても和気町民の意見が直接には出せないということで、和気町民の利益にならない可能性が大きいので、私は反対であります。

今、国は被保険者の負担をどんどん増やすとか、そういう方向が非常に介護についても濃厚であります。そういうこともつけ加えて申しまして、町民の利益にならないということで反対であるということをお述べます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第86号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第86号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第86号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） 起立多数です。

したがって議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号から議案第89号及び議案第91号並びに議案第93号の5件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第87号から議案第89号及び議案第91号並びに議案第93号の5件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第87号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第91号平成28年度和気町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第93号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、以上5件に対する委員長の報告は、可決でございます。5件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第87号から議案第89号及び議案第91号並びに議案第93号の5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

今、連携中枢都市圏というんですか、これが全国では今10カ所ぐらいあると。岡山県でも、倉敷市を中心にした都市圏形成に係る連携協約が進んでいるようでございますが、連携するこの項目を見てみますと、産業振興から教育、そして環境など、生活関連サービスや移住定住促進までであるということでございます。しかし、内容をよく見てみますと、協働するというよりも、いわば競争するような感じのものが非常に多く、これは調整が非常に困難な課題も多いんじゃないかなというふうに思っております。今の町長のハンドリングと申しますか、そういう管理、交渉能力、こういう状況ではますます私は和気町の状況が悪くなっていく可能性があるというふうに、残念ながら危惧するものであります。いい悪いということは別ということではありますが、今の地方自治体経営には、今までどおりの経験やノウハウでは対応がますます難しくなっている。余り好ましくはないですけど、現状はそういう状況であります。この協定を結べば、和気町がまた寂れる、そういう可能性も非常に出てくるというふうに思っております。不利になると思っても、いったん協定を締結すると、脱退できるというふうには書いてありますが、なかなかそれに踏み込むのは困難になるんじゃないかなというふうに思います。この根本的なもとをたどって見ますと、2014年、ですから平成26年5月に地方自治法の改正、それにより、これを見ますとフルセット行政からの脱却、つまり公共施設の統廃合というものを念頭に置いていることで、そのことが問題であると思えます。

以上、町民にとって不利益を生じる可能性が非常に大きいということで、私は反対であります。

以上、討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第100号岡山市及び和気町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第100号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第100号は、委員長の報告のとおり可決す

ることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） 起立多数です。

したがって議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、産業常任委員長に報告を求めます。

産業常任委員長 広瀬君。

○産業常任委員長（広瀬正男君） それでは、産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月12日午後1時からの審議、議案第81号に引き続き、平成28年度補正予算議案7件について慎重審議をいたしました結果を報告させていただきます。

まず、議案第85号の平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。賛成多数で原案可決であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。老朽化した町内の町営住宅の今後についての質疑があり、最優先で宮田団地の住み替えを進め、その後朝日団地の住み替え、次に佐伯地域の順に進めていき、跡地利用を検討するとの答弁がありました。

また、排水路整備費の委託料160万円は何かとの質疑に、今年度日室台に設置される治山堰堤の流末で和気町が施工する水路部分の設計委託料である。工事は平成29年度で行うとの答弁がありました。

次に、議案第90号の平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号の平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

次に、議案第94号の平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

次に、議案第95号の平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

次に、議案第96号の平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。一般管理費の支援委託料162万円の内訳はどの問いに、国の通達により、下水道事業経営戦略を策定しない場合、交付税の減額措置が行われるため、経営戦略を策定するための支援業務を委託するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第97号の平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

以上、簡単ではございますが、産業常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第90号、議案第92号、議案第94号から議案第97号の6件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第90号、議案第92号、議案第94号から議案第97号の6件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第90号平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第94号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号平成28年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第96号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第97号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上6件に対する委員長の報告は、可決でございます。6件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第90号、議案第92号、議案第94号から議案第97号の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

1件の議案について、慎重に審議をいたしました。

議案第98号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、接客マナーの向上を図ってほしいとの要望がございました。

以上、まことに簡単ではございますが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第98号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第98号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第98号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ごみ処理施設整備事業特別委員長に報告を求めます。

ごみ処理施設整備事業特別委員長 西中君。

○ごみ処理施設整備事業特別委員長（西中純一君） 委員長報告を引き続き行いたいと思います。

議案第99号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、異議なく、原案のとおり全会一致で可決となっております。

次に、議案第101号工事請負契約の締結について、これについても全会一致で可決となっております。

なお、審議の中で、質疑と答弁がありました。入札結果については、参考資料にある維持管理費及び維持補修費をあわせて検討した結果なのかという問いに、今回はあくまでも解体更新工事費のみであり、維持管理等については、今後長期で行うか短期で行うかを含めて今年度予算で検討中であるとの答弁がありました。

以上が付託案件でございますが、そのほかで、環境アセスメントの公告、縦覧と意見募集を行っていたところ、意見はあったが、環境そのものではなく、環境アセスメントには問題がなかったということでございます。

そして、ちょっと委員長から一言申し上げたいと思います。

もとの最終処分場はきちんと処理できているということですが、現在は予想外のことも想定しなければならない時代であります。環境に悪い影響を及ぼしていないか、今後とも費用を使って水質等についてチェックしていく姿勢が肝要だと思っております。完成まで1年3カ月となっておりますが、住民の立場でくれぐれも安全に配慮し、慎重な取り組みで安全・安心な施設完成にこぎつけていただきたいというふうに思います。

以上、ごみ処理施設整備事業特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第99号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第99号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第99号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第101号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第101号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第101号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 当瀬君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（当瀬万享君） それでは、当委員会に付託されました議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）について、慎重に審議をいたしました結果、賛成多数で原案可決となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。保育所費の水道加入負担金については、設計時点で把握できたのではないかとの質疑に対し、50ミリの本管から東側の保育園には50ミリ、西の幼稚園に向けては25ミリ管が埋設されているが、調査により水量不足になることが判明したことから、加入金の差額を補正するとの答弁がありました。

次に、不動産鑑定委託料166万2,000円は、売却が前提での委託なのかとの質疑に対し、跡地については売却、賃貸の可能性もあることから、金額提示に必要なため鑑定するものであるとの答弁がありました。

また、石生については、総合グラウンドも鑑定するのかとの質疑に対し、跡地については校舎等になるが、一般的な利用を考える必要から、隣接する公共用地も含めて対象にしているとの答弁がありました。

引き合いがあるのかとの質疑に対し、公表はできないが、用地について検討したいとの話があるとの答弁がありました。

造成に困難を要した総合グラウンドを利用するとなると代替施設を考えるのかとの質疑に対し、佐伯の総合グラウンドも含め、代替施設の検討が必要であるとの答弁がありました。

また、池を埋めている部分については、水利権などの問題もあるので、事前に十分な調整が必要であるとの意見がありました。

次に、その他について、統合後には3校になるが、ふるさと教員や用務員についてどのように考えているのかとの質疑に対し、ふるさと教員は各校1名ずつの配置を考えている。用務員についても、1日勤務の3名を配置し、図書司書も同じく各校1名で考えているとの答弁がありました。

スクールバスの運行契約について、これから検討するのかとの質疑に対し、スクールバスについてはバス会社への委託、スクールワゴンについてはタクシー会社への委託にするか臨時運転手を募集するか検討するとの答弁がありました。

委託がよいとの考えを持っているようだが、直営は将来的に高くつくが、直営運行を希望するとの意見がありました。

また、保護者から、スクールバスへの補助者同乗の要望があったがどうなるのかとの質疑に対し、保護者の強い要望があることから、スクールサポーター若しくは地域事情のわかる見守り隊への同乗補助を考えているとの答弁がありました。

次に、制服の補助は行おうのかとの質疑に対し、準備委員会においても改めて要望があったが、次に入学する児童やほかの学校・園とのバランスを考え、補助はしない。在校生については、5カ年の経過措置をとり、既存服の使用を認めるとの答弁がありました。

以上、まことに簡単ではございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）について、反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

結婚新生活支援補助金、これ180万円でしたか、など評価できる事業、和気町民の人口を増やす、そういうふうない事業もあるところでございますが、修繕料を1,100万円計上しておりますが、そのうち650万円で宮田住宅の改修を行うということでございますが、引っ越し先の住宅を修繕するその費用に650万円充てるということでございますが、宮田の町営住宅の中での移転事業は、現在の入居者の借家の権利といいますが、入居者の居住権というものの説明をきちりした上で、本人が本当に納得したと、そういうことが確認できなければ事後問題が起こってくる可能性があるということでもありますので、きちりそういう本人の承諾書のようなものをいただいております必要があるというふうには私は思いますが、そのような説明は今のところないということでございます。とりあえず丁寧にやっていくというふうなお答えだけでございます。実際にお会いしてみますと、年代的には70歳とか80歳代、高齢の方も多し。30年、40年と長期にわたって住まわれている方が多く、できればこのまま宮田住宅の町営住宅で最期を迎えたいという方がほとんどのように思います。

そして、委員長報告にもありましたが、これを例に、朝日住宅や佐伯の住宅、若草団地だとか、そのほかのことにもこのことが波及するというので、ぜひとも居住者の権利のことも考えながら慎重にこの点はやっていただく必要があるということでございます。

それからもう一つです。

跡地関係で、不動産鑑定評価委託料が166万2,000円ということを計上されておりますが、もともと学校跡地でない石生のグラウンドまでこの鑑定に加えて、これを処分していこうという考えがどうも濃厚に出てきているわけでございます。本当に、私は賛成でございますが、跡地の委員会を立てるときに、本来はやはり条例をきちんと決めてやる必要があったと思います。これはたしか跡地検討委員会の費用弁償、そのことが出されて、初めて出てきたということですが、跡地をどういうふうに分していかにかについての条例はできていない。そういう中で、こういう石生グラウンドという町民の財産を安易に分していかいという方向が出てきている、この点も非常に問題がある予算であると思います。

そういうことで、平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）には反対であります。慎重な判断をよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第85号平成28年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第85号に対する各委員長の報告は、可決であります。議案第85号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） 起立多数です。

したがって議案第85号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩とさせていただきます。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、議案第102号平成28年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてを

議題とし、提出者から説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、本日追加提案いたしております議案第102号について提案理由の説明をいたします。

議案第102号の平成28年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算に478万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億5,841万5,000円とするものであります。主な内容は、地方創生推進交付金関連経費及び空き家バンク登録奨励金を計上いたしております。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第102号の細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第102号説明した。

○議長（草加信義君） これから議案第102号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 済いません。全員協議会で一応聞くのは聞いたんですが、聞いてないことがあると思います。

家賃が20万円ということでございますよね。これは年間の家賃がこれなんですかね。何か月分の家賃か。どの辺の家を、長期の分は今度また10月になって、短期の分ですよ、これは。どこに買われるのか。これ何か月分の家賃なのか、教えていただければありがたいかなと思います。

それから、シティプロモーションの事務委託料というのはどういう契約になるんですか、350万円。都会の方に中づり広告というんですか、電車のとか、いろいろ雑誌に掲載ですとか、何かそういうふうなことを全員協議会では言われてたと思うんですけど、そういう契約の仕方というんですか。以前TSCだとかに何かつくってもらったというのがあったと思ったんですけど、テレビ局に。セミナーの委託料はどこら辺に委託するんですか。これも含めてよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員のご質問にお答えいたします。

まず、家賃20万円は何か月分かというお尋ねでございますが、家賃は月額5万円でございます。これは12月に整備をいたしまして、1月からのスタートということで、12月からの4カ月分を見越しております。

それから、3件目のお試し住宅をどこにということのご質問ですが、これは今どこというはっきりした見込みは立っておりませんが、今後の利用状況等を考慮いたしまして検討してまいりたいと考えております。

それから、シティプロモーションとセミナー等はどういう契約になるのかということですが、これは一応プロポーザルを実施いたしまして、一番こちらの使用に合致した業者にお願いをしたいと考えておるところでございます。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） ちょっと今聞き逃した。セミナーの方もプロポーザルでいかれるんですか、セミナー委託料も。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） はい、セミナーの方も該当の業者はプロポーザルの方で募集いたしまして、それで契約したいと考えております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ちょっとお尋ねなんです、備品購入の庁用車、何台じゃったですかね。ちょっと間で教えてくれりゃあええ。

（「3台です」の声あり）

それで、数字が231万8,000円というて、割と細かいとこまで出とんで、もう車を決めとんかどうか。現状を見ても、かなり古い車もあるから、できれば軽四ぐらいで3台なら3台新車を買って、要らんようになったら切り替えるとかせんと、中古の買い方というのは、また次に契約に出てきますが、非常に難しいんじゃないと思う。どういう方法でやるつもりか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 全員協議会でもご説明させていただきましたが、普通乗用車の中古ということで3台を今回計上させていただいておりますが、この額が細かいと申し上げますのが、一応車両本体に重量税、車検、自賠責を込みにしたもので計上を考えております。車両本体自体は大体60万円前後の価格で購入できればと考えておるところでございます。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 購入方法が、非常に中古の場合、それこそプロポーザル方式じゃねえけど、同じものを買うというても同じものはないわけですから、その辺税金を収入とする町が買うのに非常に難しいんじゃないかなと思うんじゃないけど、そこらもここで中古というて議決したら中古しか買えんようになるんかもわからんけど、いっそのこと軽四に落として新車にでもせられた方が、またそれこそ業者からの苦情も出てくる話につながるんじゃないかなと思います。これ反対とかうんぬんじゃなしに、再度検討せられた方がええんじゃないかなと思いますんで、もう回答はよろしいです。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第102号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第102号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第102号平成28年度和気町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（草加信義君） 日程第4、議案第103号及び議案第104号の2件を一括議題とし、提出者から説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは引き続き、同じく追加提案いたしております議案第103号及び議案第104号について提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第103号の物品購入契約の締結についてであります。小学校及び幼稚園の統廃合に伴い、平成28年度統合用スクールバスの購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号の物品購入契約の締結についても、小学校及び幼稚園の統廃合に伴い、平成28年度統合用スクールワゴンの購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第103号及び議案第104号の2件、順次細部説明を求めます。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第103号・議案第104号説明した。

○議長（草加信義君） これから議案第103号及び議案第104号の2件の質疑を行います。

まず、議案第103号の質疑はございませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） まず、購入時期ですが、今回は段取りよく早い時期からの準備ができていますが、実際使うのは29年4月1日からになるかと思えます。準備期間も含めて、せめて来年、年を越してから購入で十分間に合うんじゃないかと思うんですけど、この時期の購入の正式契約は待っていて、納入も年を変えてからでいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりの状況を教えてください。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） バス購入は、2カ月ちょっとで納車が可能と思っておりましたが、スクールバスのディーラー、メーカーの方に確認をとりましたら、台数が4台であること、それからスクールバスの特別仕様、シート下の足乗せ台などから、4カ月程度期間が必要となるということで、今回議会の議決を求めさせていただきました。4カ月ということは来年1月いっぱい、納車した後、やっぱり特に和気地域について試運転をする必要がございます。できるだけ1月末には納車した後、各園、小学校、試運転で当然ドライバーの運転も必要です。そのために早目にさせていただきました。

（4番 山本泰正君「了解です」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 両方ともそうなんですけれど、これ入札ではなくて随意契約となっているんですけど、何かうわさだと入札という資格を取ってなかったんだとかいろいろ聞かれますけれど、でも買うというのは

大体わかつたんで、そない難しいことじゃないんじゃないかなと思う。その辺はどうなんですかね。私は、そういう入札事務とかというのはよくわからないんですけど、税金の滞納がないとかいろいろ証明書みたいなものをつけるんですか。その経費はどれぐらいかかるものか。その辺も含めて、総務部長じゃないんかと思うんですけど、答弁よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 今回のスクールバスそれからスクールワゴン車の購入につきましては、走行地も町内であるというようなことから、町内の業者全ての方に参加していただいて購入をすることで、見積入札ということで見積書を徴取しまして、契約の判断にさせていただきました。

なお、入札の参加資格につきましては、先ほど西中議員が言われましたように、各種審査手続それから言われましたように納税証明とかいろいろな手続をしていただいて、入札に参加する書類をそろえていただくことが一つの条件となっております。それには多少なり経費がやはりかかってまいります。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「じゃあ、もう一度」の声あり）

6番 西中君。

○6番（西中純一君） つまり資格を取れないような方もいるから、こういう見積入札という入札じゃない、正式に言うと随契になるんですか、そういうふうにしたということでございますか。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 和気町の庁用車の車検だとか1年点検整備だとかというものを全て和気町内の業者に均等に振り分けをして業務に当たっていただいております。

今回の町内業者につきましても、納税等は全て納めていただいているような業者でございます。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「よろしいです、はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 老婆心で申し上げるんですが、これは十分納入時期を考えてください。何せ8台もあるわけですから、小学校そして幼稚園、その通学、通園に支障を来さないような時期を狙って、特にこれは車検と関係がありますんで、抜かりはないと思いますが、小さいことですが、休みの期間中に車検が来るように、そういう細かい配慮も今からしといていただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 答弁要りますか。

（5番 尾崎忠信君「ちょっとしてください」の声あり）

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議員おっしゃるとおり、車検時期のことは十分考える必要があると思っております。全部でスクールバスは7台になります。長期休業中に車検ができるような時期に発注、納車等を十分検討して、後で問題が起きないように十分注意をさせていただきます。

○議長（草加信義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第104号の質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

これは、本当に失礼で申しわけないんですけど、落札された会社の方に旧バス、古い分、和気町が手放した分

を購入していただいていますね、50万円か60万円かで、このM社。その辺がちょっとひっかかるんですけど、それは問題ないんですかね。そのお返しにここにとらせたんじゃないかというふうな疑惑がこれ出てくるんですけど、変な話が。これは問題ないんですか。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 私は全く承知しておりませんが、バスの関係とかは全く関係ないと考えております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 承知してないとは、何。買うてもろうたのは知っとるでしょう、これ、中古を。それだけちょっとお願いします。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） はっきりしておりません。私、福祉バスを購入されたと記憶しております。そのバス購入と今回のコンピューターワゴンの購入とは関係ないと考えております。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） よろしいか。

（6番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第103号及び議案第104号の2件の質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第103号及び議案第104号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第103号及び議案第104号の2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。次にお諮りします。

議案第103号及び議案第104号の2件は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第103号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第103号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について採決いたします。

議案第104号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第104号は、原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（草加信義君） 日程第5、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

9月6日から本日までの11日間にわたり提出いたしました報告1件、決算認定16件、条例2件、補正予算15件、協約締結1件及び工事請負契約1件、そして本日追加提案いたしました補正予算1件、物品の購入2件を合わせ、慎重にご審議、ご議決、またご認定を賜り、まことにありがとうございました。

今議会におきまして、平成27年度の決算並びに諸議案、そして一般質問等で多くの議論がなされましたが、今回指摘されました事項あるいは監査結果等を踏まえ、当面の課題及び今後の行財政運営方針に十分反映すべく、鋭意努力してまいります。

これから実りの秋を迎える季節となってまいります。まだまだ残暑が厳しい日が続きますが、どうか議員の皆様方には健康に十分留意され、ますます町政発展にご活躍されますことをお祈りいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今期定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

執行部の皆様にも、閉会に当たりお願いを申し上げます。

今年度から普通交付税の合併算定替えによる段階的な減額と国調人口の減少による要因も重なり、普通交付税の大幅な減額が予想されております。このような中で、和気町の歴史に残るような学校・園の再編成事業やごみ処理施設の解体・更新事業も進められており、今後の財政見通しは非常に重要になってまいります。

ふるさと納税を初めとする新たな財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中による持続可能な行財政運営の転換を図っていただくとともに、施策の推進に当たっては、町民の利益を一番に考慮していただきたいと思っております。

最後に、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいまして、町政の推進にご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして平成28年第7回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月16日

和気町議会議長 草 加 信 義

和気町議会議員 山 本 泰 正

和気町議会議員 尾 崎 忠 信